

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和4年9月2日（金曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第59号から議第74号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告（2件）	18
11. 日程第7 議員提出議案上程（議員提出第1号）	20
12. 日程第8 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議員提出第1号）	20
13. 日程第9 決算特別委員会委員の選任	21
14. 日程第10 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	22
15. 日程第11 委員会の中間報告	22
16. 決算特別委員長報告	22
17. 日程第12 閉会中の継続審査の件	23
18. 散 会	24
19. 令和4年9月12日（月曜日）	27
20. 議事日程（第2号）	27
21. 開 議	30
22. 日程第1 一般質問	30
23. 田浦敏晴議員 質問	30
24. 吉田真樹子議員 質問	37
25. 松本憲二議員 質問	49
26. 瀬崎 剛議員 質問	64
27. 徳村登志郎議員 質問	68
28. 散 会	83
29. 令和4年9月13日（火曜日）	87
30. 議事日程（第3号）	87

31. 開 議	90
32. 日程第1 一般質問	90
33. 北本将幸議員 質問	90
34. 大野豊重議員 質問	111
35. 立川信之議員 質問	133
36. 坂本公司議員 質問	138
37. 中村慎吾議員 質問	147
38. 散 会	150
39. 令和4年9月14日(水曜日)	153
40. 議事日程(第4号)	153
41. 開 議	156
42. 日程第1 一般質問	156
43. 浜田繁次郎議員 質問	156
44. 西川裕文議員 質問	161
45. 前田正治議員 質問	167
46. 山下桂造議員 質問	182
47. 江田計司議員 質問	194
48. 日程第2 議案の委員会付託	202
49. 散 会	204
50. 令和4年9月28日(水曜日)	207
51. 議事日程(第5号)	207
52. 開 議	210
53. 日程第1 委員長報告	210
54. 総務委員長報告	210
55. 建設経済委員長報告	214
56. 文教厚生委員長報告	215
57. 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決(議第67号から議第73号まで)	219
58. 日程第3 市長提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決) (議第74号)	220
59. 日程第4 議員派遣の件	221
60. 日程第5 市長提出追加議案上程(議第75号)	222
61. 日程第6 提案理由の説明	223

62. 日程第 7	議案の委員会付託	224
63. 日程第 8	委員長報告	224
64.	総務委員長報告	225
65.	文教厚生委員長報告	226
66. 日程第 9	質疑・議員間討議・討論・採決（議第 7 5 号）	228
67. 日程第 1 0	議員提出議案上程（議員提出第 2 号及び議員提出第 3 号）	228
68. 日程第 1 1	提案理由の説明	229
69. 日程第 1 2	議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議員提出第 2 号及び議員提出第 3 号）	229
70.	閉 会	231
71.	署 名 欄	232

令和4年第5回玉名市議会定例会会期日程表
(会期 9月2日から9月28日までの27日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
9	2	金	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 議員提出議案上程 議員提出議案審議
9	3	土		休 会	(市の休日)
9	4	日		休 会	(市の休日)
9	5	月		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
9	6	火		休 会	
9	7	水		休 会	
9	8	木		休 会	(拡大投影申出締切 正午)
9	9	金		休 会	
9	10	土		休 会	(市の休日)
9	11	日		休 会	(市の休日)
9	12	月	午前10時	本会議	一般質問
9	13	火	午前10時	本会議	一般質問
9	14	水	午前10時	本会議	一般質問 議案の委員会付託
9	15	木		休 会	
9	16	金	午前10時	委員会	総務委員会
9	17	土		休 会	(市の休日)
9	18	日		休 会	(市の休日)
9	19	月		休 会	(市の休日)
9	20	火	午前10時	委員会	建設経済委員会
9	21	水	午前10時	委員会	文教厚生委員会
9	22	木		休 会	
9	23	金		休 会	(市の休日)
9	24	土		休 会	(市の休日)
9	25	日		休 会	(市の休日)
9	26	月		休 会	
9	27	火		休 会	
9	28	水	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

9 月 2 日 (金)

令和4年第5回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和4年9月2日（金曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

（議第59号から議第74号まで）

- 議第59号 令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算
 - 議第60号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第61号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 議第62号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第63号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第64号 令和3年度玉名市水道事業会計決算
 - 議第65号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算
 - 議第66号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算
 - 議第67号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
 - 議第68号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第69号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議第70号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第71号 玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
 - 議第72号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第73号 玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について
 - 議第74号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 提案理由の説明
 - 日程第6 報告（2件）
 - 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 報告第10号 専決処分の報告について 専決第7号
 - 日程第7 議員提出議案上程
 - （議員提出第1号）
 - 議員提出第1号 決算特別委員会の設置について

日程第8 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議員提出第1号）

議員提出第1号 決算特別委員会の設置について

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

（議第59号から議第74号まで）

議第59号 令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第60号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第61号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第62号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第63号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第64号 令和3年度玉名市水道事業会計決算

議第65号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第66号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算

議第67号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第68号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第69号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第70号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第71号 玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議第72号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第73号 玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について

議第74号 教育委員会委員の任命について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（2件）

報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第10号 専決処分の報告について 専決第7号

日程第7 議員提出議案上程

(議員提出第1号)

議員提出第1号 決算特別委員会の設置について

日程第8 議員提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(議員提出第1号)

議員提出第1号 決算特別委員会の設置について

日程第9 決算特別委員会委員の選任

(休憩中委員会)

日程第10 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第11 委員会の中間報告

1 決算特別委員長報告

日程第12 閉会中の継続審査の件

散 会 宣 告

+++++

出席議員(22名)

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

+++++

欠席議員(なし)

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
係 長	小 畠 栄 作 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	徳 永 優 貴 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	蟹江勇二君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開会

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、令和4年第5回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。松本憲二君、徳村登志郎君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、8月26日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から28日までの27日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から28日までの27日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様おはようございます。第5回定例会の開催にあたり、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、混沌としておりますウクライナ情勢でございますが、ロシアによるウクライナ

侵攻から、はや半年が経過いたしました。しかし、残念なことに短期的な収束が期待できない状況が続いております。このウクライナ紛争も影響していると思われませんが、現在の世界経済は、食料・資源などの供給不足や価格上昇等が見られており、さらにコロナの長期化の影響も重なり、急激な円安ドル高が進み、物価の高騰が国民生活や経済活動に重大な影響を及ぼし、景気回復の妨げになることが心配されております。また、7月8日、安倍元首相が銃撃されるという大変衝撃的な事件が起きました。突然の訃報に驚愕し、深い悲しみに暮れたところですが、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態であり、決して許されるものではなく、強い憤りを覚えたところです。御承知のとおり、安倍元首相は、長く国政に尽力され、その功績は言うまでもなく、大変顕著でありました。ここに安倍元首相に敬意を表しますとともに、心からお悔やみを申し上げたいと存じます。

さて、新型コロナにつきましては、いまだ猛威を振るう第7波の渦中にあり、予断を許さない状況が続く毎日となっております。熊本県におきましても、全国同様に記録的な増加が見られ、現在、県独自の感染レベルは、レベル2感染状況は増加傾向にあると警戒が続いている状況にあります。このような中、熊本県は、8月2日、昨今の感染状況を受け、熊本B A. 5対策強化宣言を発表し、引き続き、医療提供体制を守り、社会経済活動を継続できるよう、県・県民・事業者が一丸となって、対策の実施に向けた努力をお願いされているところでございます。

感染状況につきましては、お盆後の先週は人の移動の増加などにより、全国でも熊本県は、感染者が非常に多い状況が続いておりましたが、今週に入り減少傾向にあります。しかしながら、今週月曜日より夏休みも終了し、小中学校の授業が再開したことから、児童・生徒の感染が再拡大する可能性は否めず、継続して注意を要しなければなりません。また、最近、議論が進められている感染症患者の全数把握について、国は、都道府県の判断適用を指示されたところですが、8月25日開催の熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での座長コメントによりますと、「全数把握変更については、細かい制度設計に問題が生じることも予想されるため、関係者としっかりと議論を行ない、検討を進めていただくこと、そして、住民が必要とする情報をしっかりと提供していただくこと」これをお願いされ、当面は従来どおりの運用とされております。いずれにせよ、県民の皆様には、引き続き、感染対策への御協力を強くお願いされておられるところでございます。

続きまして、本市の感染状況ですが、8月17日の267人を最高に、依然として高い水準で推移しており、この状況には大変危機感を感じております。また、検査件数の増加に伴い、市内の医療提供体制が逼迫し、一般外来に影響を及ぼし始めたことから、去る8月9日には、玉名郡市住民の皆様に対しまして、玉名郡市1市4町、玉名郡市医

師会、くまもと県北病院にて、共同メッセージを発信いたしました。これ以上の感染拡大は、医療崩壊を招く恐れがありますので、感染防止対策の徹底と医療機関への適正受診について、市民の皆様に変更御協力をお願いしたいと存じます。また、ワクチン接種につきましても、現在、4回目となります、主に60歳以上の皆様を対象に医療機関での個別接種や桃田体育館をはじめとした集団接種を実施しており、玉名郡市医師会やくまもと県北病院等との連携を図りながら、引き続き、円滑なワクチン接種の推進に取り組んでまいります。

一方で、コロナの発生以来、3度目の秋を迎えますが、今日の社会は、あらゆる面で、ウィズコロナ下での生活や活動が進みつつありますので、今後も会議や各種イベントの開催等におきましては、ウィズコロナ社会に即した対応と対策に鋭意努めなければならないと考えております。そして、ただいま、猛烈な勢力の台風11号が接近しております。今後は、台風災害を十分に警戒する時期となりましたので、コロナ禍における対策と併せて、防災対策にも全力を尽くしてまいります。

さて、9月は世界アルツハイマー月間でございます。玉名市におきましては、認知症に日本一理解のあるまちを目指して、各関係団体、また、関係機関と連携をしながら、オレンジプロジェクトを実施してまいります。玉名のまちをオレンジ色に染め、そして、認知症に関する理解を深める啓発活動を行なっていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、どうか御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、今議会におきましては、冒頭に申し上げました、主に原油、物価高騰対策、並びに新型コロナウイルス感染症対策関連の予算等の議案を計上いたしております。議案の内容につきましては、このあと提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げますので、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 市長提出議案上程（議第59号から議第74号まで）

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第74号教育委員会委員の任命についてまでの市長提出議案16件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。

私からは、議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第63号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算までの議案5件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら5件の決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、去る8月23日付けで、歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため御提案いたすものでございます。

お手元に、令和3年度玉名市歳入歳出決算の会計別収支をお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算ほか4件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、歳入決算額546億6,953万9,984円、歳出決算額518億1,552万2,579円で、歳入歳出差引額28億5,401万7,405円の形式収支額となっております。

議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額362億7,664万6,798円、歳出決算額343億2,270万9,889円で、歳入歳出差引額は19億5,393万6,909円となり、翌年度繰越額1億1,069万9,122円を差し引いた実質収支額は18億4,323万7,787円となっております。

先ほど申し上げました歳入決算額362億7,664万6,798円を各款ごとに構成比率の大きいほうから申し上げますと、地方交付税28.4%、国庫支出金20.9%、市税19.6%、県支出金8.1%、市債6.5%などとなっております。

次に、歳出決算額343億2,270万9,889円を各款ごとに、構成比率の大きいほうから申し上げますと、民生費41.1%、総務費11.4%、公債費11.0%、衛生費8.8%、教育費7.7%、土木費6.7%、農林水産業費6.3%、消防費3.7%、商工費2.3%、議会費0.7%、災害復旧費0.3%、となっております。

前年度に比べ収入、支出ともに大幅に減少しておりますのは、特別定額給付金の減が主な要因でございます。また、実質収支額につきましては、前年度に比べ9億9,283万3,408円増加しておりますのは、地方税や普通交付税、地方特例交付金等の歳入増加と、普通建設事業費や災害復旧費等の歳出の減少が主な要因でございます。

次に、議第60号令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額93億5,852万2,904円、歳出決算額87億331万5,5

28円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は6億5,520万7,376円となっております。前年度に比べ収入支出ともに増加しております。

主な要因としては、収入で県支出金普通交付金の増によるもので、支出は保険給付費の増によるものでございます。

次に、議第61号令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額9億8,939万2,402円、歳出決算額9億8,803万1,702円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は136万700円となっております。前年度に比べ、収入支出ともに増加しております。主な要因は、収入で保険料の増加によるものです。支出は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加によるものでございます。

次に、議第62号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額80億569万1,195円、歳出決算額77億6,399万9,652円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億4,169万1,543円となっております。前年度に比べ、収入、支出とも増加しております。その主な要因は、要介護認定者の増加及び報酬改定により保険給付費が増加したことによるものでございます。

次に、議第63号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額3,928万6,685円、歳出決算額3,746万5,808円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は182万877円となっております。前年度に比べ収入・支出ともに増加しております。その主な要因は、浄化槽設置個数の増加に伴い収入科目では国庫支出金、市債。支出科目では事業費に係る工事請負費の増加によるものでございます。

以上、御提案申し上げました令和3年度一般会計歳入歳出決算ほか4件の議案の詳細につきましては、委員会におきまして御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり、御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長（荒木 勇君） おはようございます。

続きまして、議第64号令和3年度玉名市水道事業会計決算、議第65号令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算及び議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら3件の決算につきましては、一般会計、特別会計と同様、監査委員の審査に付し、8月23日付けで、決算の審査、意見書の送付を受けましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すため、御提案するものでございます。令和3年度公営企業会計別決算収支を御参照いただきたいと存じます。

最初に、議第64号令和3年度玉名市水道事業会計決算でございますが、収益的収支

及び資本的収支につきましては、収益的収入は8億4,926万2,073円、収益的支出は7億3,199万3,694円で、資本的収入は7億7,092万9,731円、資本的支出は11億7,186万3,642円でございます。

令和3年度の主な事業といたしましては、田崎配水池の関連工事及び令和2年度に引き続き東部地区改築更新事業等を実施し、安心・安全の水の提供と安定した水道水の供給に努めました。また、業務状況につきましては、給水戸数が2万1,441戸、年間総配水量597万2,660立方メートルで、有収率は79.55%で前年度より0.11ポイントの増でございました。

次に、議第65号令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は14億8,392万3,313円、収益的支出は14億1,293万2,119円で、資本的収入は5億4,570万30円、資本的支出は11億7,132万2,076円でございます。

令和3年度の主な事業といたしましては、下前原地区の污水管渠施設整備工事、浄化センター及びポンプ場の改築更新事業に取組、都市環境の整備、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めました。また、業務状況につきましては、令和3年度末の処理区域内人口は3万5,699人で、玉名市の総人口、6万4,303人から見た、公共下水道の普及率は、55.52%で前年度より0.38ポイントの増でございました。

次に、議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は3億8,909万1,543円、収益的支出は3億6,919万946円で、資本的収入は4億9,078万2,550円、資本的支出は5億9,880万4,513円でございます。

令和3年度の主な事業といたしましては、横島町地区機能強化事業として処理場施設機械設備工事等を実施し、農業集落排水地域の生活環境保全と公衆衛生の向上に努めました。また、業務状況につきましては、令和3年度末の処理区域内人口は6,893人で、玉名市の総人口、6万4,303人から見た、農業集落排水の普及率につきましては10.72%で0.11ポイントの減でございました。

以上、御提案申し上げました、3件の議案の詳細につきましては、委員会におきまして御説明申し上げますので、いずれも原案どおり、御認定賜りますよう、お願いいたしまして、提案理由の御説明といたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 続きまして、議第67号から議第70号までの補正予算関係4件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

お手元の資料の1ページをお願いいたします。

初めに、議第67号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10億4,364万8,000円を追加し、総額を346億1,694万2,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、15款国庫支出金は3億3,636万6,000円の追加で、オミクロン株に対応したコロナウイルスワクチン接種等に係る接種対策負担金1億6,363万2,000円でございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,268万円の追加は、今回補正で計上している原油・物価高騰対策やその他新型コロナウイルス対策関連事業の財源でございます。16款県支出金は2,670万6,000円の追加で、放課後児童健全育成事業補助金や予備保育士確保促進事業補助金の追加等でございます。17款財産収入は312万7,000円の追加、18款寄附金は700万円の追加で、企業版ふるさと納税、ウクライナ避難民支援のためのふるさと納税クラウドファンディング等でございます。20款繰越金は、5億8,716万3,000円の追加で令和3年度決算に伴う剰余金処分として財政調整基金へ積立を行なう5億円と、今回補正の財源調整でございます。21款諸収入は498万6,000円の追加で、サマージャンボ宝くじ交付金328万円等でございます。22款市債は7,830万円の追加で、玉名駅屋外トイレ整備事業債1,300万円、天水グラウンドのり面整備工事に係る社会教育整備事業債5,140万円等でございます。

歳出につきましては、原油・物価高騰対策といたしまして、4事業1億5,201万7,000円を計上いたしております。

内容といたしまして、食材等の物価高騰に伴う給食費の負担軽減として私立保育所等分793万5,000円、小中学校分1,355万4,000円を支援するものでございます。また、畜産飼料や農業用被覆資材、ビニールハウス用資材の高騰により生産コストが上昇する農家に対し支援を行ないます。内容といたしましては、畜産飼料購入費の5%及び被覆資材購入費の10%を補助するもので、1億2,939万3,000円等を計上しております。

2ページをお願いいたします。

その他新型コロナウイルス対策関連として、8事業2億2,200万7,000円を計上しております。

主なものといたしまして、学生応援PCR検査等費用補助事業は、学生が保育園や社会福祉施設等での実習を行なう際に、実習先よりPCR検査等の要請があった場合、そ

の検査費用を負担する市内私立大学等へ、1人当たり6,400円を上限として、検査費用の2分の1を補助するものでございます。地域子育て支援事業、病児・病後児保育事業、学童保育事業は、国3分の1、県3分の1、市3分の1負担で行なう、子育て関連施設への新型コロナウイルス対策の補助でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、主に2回目接種を終えた方に対しオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種を行なう費用といたしまして、1億7,826万2,000円を計上しております。そのほか、新型コロナウイルス対策物資の備蓄倉庫設置事業627万円等でございます。

3ページをお願いいたします。

款ごとの主な内容でございますが、2款総務費は5億5,889万6,000円の追加で、ウクライナ避難民支援で受け入れに伴う経費619万1,000円、玉名駅屋外トイレ設置工事1,742万4,000円、県の補助金を活用し天水地域の新たな乗合タクシーを導入する経費等677万8,000円を計上しております。また、令和3年度決算に伴う剰余金処分として今回5億円を財政調整基金に積み立ていたします。3款民生費は5,441万5,000円の追加、4款衛生費は1億7,826万2,000円の追加、6款農林水産業費は1億4,703万1,000円の追加で、果樹産地生産基盤強化推進事業補助金は、過疎対策として、将来にわたり持続可能な果樹農業を持続させるための、改植・新植や小規模園地の整備費用418万2,000円等でございます。7款商工費は358万3,000円の追加、8款土木費は1,586万1,000円で立花井出線のり面復旧工事1,240万円等でございます。9款消防費は835万円の追加、10款教育費は7,373万円の追加で、小学校低学年へ学習支援を行なうための低学年わくわく学習支援員の費用4校分405万8,000円、天水グラウンドのり面の整備工事費用5,149万9,000円でございます。11款災害復旧費は352万円の追加で、7月の大雨に伴う農業用施設及び道路等の復旧費用でございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、市指定ごみ袋作製業務の期間及び限度額を設定し、岱明防災コミュニティセンター外構工事の限度額を変更するものでございます。また、第3表地方債補正につきましては、玉名駅屋外トイレ整備事業の限度額を設定し、道路橋りょう整備事業等の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

4ページをお願いいたします。

議第68号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ38万2,000円を追加し、総額を88億6万1,000円とするもので、制度改正に伴うシステム改修及び

コンビニ収納等対応テスト用納税通知書の印刷経費でございます。

次に、議第69号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ21万7,000円を追加し、総額を12億1,634万3,000円とするもので、コンビニ収納等対応テスト用納税通知書の印刷経費でございます。

次に、議第70号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ156万1,000円を追加し、総額を78億5,646万8,000円とするもので、コンビニ収納等対応テスト用納税通知書の印刷経費及び育児休業に伴う会計年度任用職員の費用でございます。

以上、補正予算案件4件につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第71号から議第73号までの3件の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第71号玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございますが、これは、産業振興促進区域内における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、天水町の全域となります産業振興促進区域におきまして、振興すべき業種として定める製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の事業を行なうために取得をした設備等について固定資産税の課税免除を行なうため、その基準等を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。

議第72号玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、国家公務員の育児休業制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、非常勤職員の育児休業の取得要件の1つである任期満了に必

要な期間を、現行の「子どもが1歳6か月に達する日まで」から「子どもの誕生日から8か月を経過する日まで」に緩和しますとともに、柔軟な取得が可能となるよう必要な改正を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたします。

議第73号玉名市過疎地域持続的発展計画の策定についてでございますが、これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 私のほうからは、本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議第74号教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の笠久美子氏が、本年11月29日をもって任期満了となるため、その後任として神田泉氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、1件の人事案件につきましては、どうぞよろしく御説明申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（2件）

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第9号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ほか1件の報告があります。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） それでは、2件の報告案件について御説明申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

報告第9号健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございますが、これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものでございます。

初めに、本市の健全化判断比率について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がございませんので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は、一般会計、特別会計、企業会計に本市が加入する一部事務組合の有明広域行政事務組合、玉名市玉東町病院設立組合、熊本縣市町村総合事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となり、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は8.9%でございます。

次に、将来負担比率は、さらに地方公社や第三セクターであります一般財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会、地方独立行政法人くまもと県北病院を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は10.5%でございます。

最後に、資金不足比率は、浄化槽整備事業特別会計と公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、両会計とも資金不足がないため数値はございません。

このように、5つの指標とも資料に参考表記しております国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、現在のところ適正な財政運営がなされている状況でございます。なお、赤字比率がなくとも数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値をカッコ書きで記載いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

報告第10号専決処分の報告についてでございますが、これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和4年5月27日午後7時頃、玉名市桃田運動公園運動広場駐車場において、市消防団員が運転する公用車が、駐車中の相手方所有の乗用車に接触し、左前方バンパーを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる66,187円を支払うものでございます。なお、損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済より全額給付されます。

報告案件については、以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 議員提出議案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第1号 決算特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出第1号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第1号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

日程第8 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第8、「議員提出議案審議」を行ないます。

改めて、議員提出第1号 決算特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議員提出第1号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員提出第1号について、議員間討議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議員提出第1号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第1号決算特別委員会の設置について、採決いたします。

議員提出第1号については、原案のとおり15人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの、決算議案8件を付託の上、審査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出第1号については、原案のとおり決定いたしました。

ただいま、決算特別委員会が設置されましたので、ここで、日程の追加について、お諮りいたします。

日程第9 「決算特別委員会委員の選任」

日程第10 「決算特別委員会正副委員長互選結果報告」

以上、日程に追加いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第9 決算特別委員会委員の選任

○議長（近松恵美子さん） 日程第9、「決算特別委員会委員の選任」を行ないます。

先ほど設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、決算特別委員会委員に、大野豊重君、中村慎吾君、浜田繁次郎君、瀬崎剛君、田浦敏晴君、山下桂造君、立川信之君、吉田真樹子さん、多田隈啓二君、松本憲二君、西川裕文君、江田計司君、前田正治君、中尾嘉男君、田畑久吉君、以上15名の諸君を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり決算特別委員会委員が選任されました。

決算特別委員会委員が選任されましたので、この際、決算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、議長において委員会を第2委員会室に招集いたしますので、御了承願います。

決算特別委員会におかれましては、直ちに委員会を開会の上、正副委員長を互選し、

その結果を議長まで報告願います。

それでは、決算特別委員会の正副委員長の互選のため、休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第10、「決算特別委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

決算特別委員長 江田計司君。決算特別副委員長 吉田真樹子さん。

以上のおおりに、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、決算特別委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

ここで、日程の追加について、お諮りいたします。

先ほど決算特別委員会から委員会の中間報告の申出が、また、決算特別委員長から閉会中の継続審査の申出がありました。

よって、この際、

日程第11 「委員会の中間報告」

日程第12 「閉会中の継続審査の件」

以上、日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第11 委員会の中間報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第11、「委員会の中間報告」を行ないます。

決算特別委員会に付託中の議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案8件については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申出がありますので、この際これを許します。

決算特別委員長 江田計司君。

[決算特別委員長 江田計司君 登壇]

○決算特別委員長（江田計司君） こんにちは、御苦労さまです。委員長を仰せつかりま

した江田です。よろしくお願ひいたします。

決算特別委員会に付託されました案件の審査の経過について、御報告申し上げます。

付託されました案件は、議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案8件であります。

決算議案は内容が膨大であり、かつ複雑多岐にわたっており、その審査には幅広い検討が望まれること、また、事案の重要性からも慎重審査を期す必要があることから、あらかじめ相当の期間を設け、議案に対する調査研究を十分に重ねた上で委員会に臨むべく、委員長より閉会中の継続審査を発議いたしました。

採決の結果、議第59号から議第66号までの決算議案8件については、全員異議なくそれぞれ閉会中の継続審査とすることに決しました。また、次回の委員会の開催日につきましても併せて協議を行ない、決算議案に対する調査研究に必要な期間を考慮した上で、閉会中であります10月19日、20日、21日の3日間とすることに決し、次回の委員会まで、各自、議案の調査研究に十分尽くすこととし、委員会を閉会いたしました。

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、決算特別委員会の中間報告は終わりました。

日程第12 閉会中の継続審査の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第12、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

決算特別委員長より、目下、決算特別委員会において審査中の議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案8件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、議第59号から議第66号までの決算議案8件については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明3日から11日までの9日間休会いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、明3日から11日までの9日間休会することに決定いたしました。

12日は、定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、5日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時26分 散会

第 2 号

9 月 1 2 日 (月)

令和4年第5回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和4年9月12日（月曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）
- 2 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 3 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 4 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
- 5 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）
 - 1 玉名市の農業を成長産業にする戦略について
 - (1) 玉名市食料・農業・農村基本計画の見直しについて
 - (2) 玉名市食育推進計画について
 - 2 自転車の安全利用について
- 2 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
 - 1 玉名市への移住・定住について
 - (1) 移住・定住に関する取組は
 - (2) おためし暮らし事業の廃止の理由は
 - (3) 空き家に付随する農地について
 - (4) 移住・定住を促す動画はあるが活用は
 - (5) 今後の課題は
 - 2 生理用品の学校トイレへの設置について
 - (1) アンケートはされたのか
 - (2) テスト設置の経緯と現状について
 - (3) 子どもや教員の声は
 - (4) 今後の考えは
- 3 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 1 交流人口増加への施策について

- (1) 地域おこし協力隊の取組について
- (2) 観光資源の開発について
- (3) 遺跡を活用した観光の取組について
- 2 公共施設の民営化について
- 3 農林水産業の資材高騰に対する対策について
 - (1) 現在の取組について
 - (2) 今後の対策について
- 4 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
 - 1 玉名市民プールについて
 - 2 岱明ふれあい健康センターの今後の在り方について
- 5 14番 徳村 登志郎 議員（無党派：公明党）
 - 1 新型コロナウイルス感染症（第7波）に対する対応について
 - 2 不登校の子どもたちのサポートについて
 - (1) 本市の適応指導教室（タマにゃん教室）について
 - (2) 不登校特例校の設置推進について
 - (3) 先進地事例「メタバース登校」について
 - 3 立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願の今後の対応について

散 会 宣 告

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 大野豊重君 | 2番 | 中村慎吾君 |
| 3番 | 浜田繁次郎君 | 4番 | 瀬崎剛君 |
| 5番 | 田浦敏晴君 | 6番 | 山下桂造君 |
| 7番 | 立川信之君 | 8番 | 坂本公司君 |
| 9番 | 吉田真樹子さん | 10番 | 一瀬重隆君 |
| 11番 | 北本将幸君 | 12番 | 多田隈啓二君 |
| 13番 | 松本憲二君 | 14番 | 徳村登志郎君 |
| 15番 | 西川裕文君 | 16番 | 江田計司君 |
| 17番 | 近松恵美子さん | 18番 | 前田正治君 |
| 19番 | 作本幸男君 | 20番 | 森川和博君 |
| 21番 | 中尾嘉男君 | 22番 | 田畑久吉君 |

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
係長	小 畠 栄 作 君	書記	古 閑 俊 彦 君
書記	徳 永 優 貴 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏 原 隆 浩 君	副市長	村 上 隆 之 君
総務部長	吉 田 勇 人 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	松 田 智 文 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	蟹 江 勇 二 君	建設部長	田 代 史 典 君
企業局長	荒 木 勇 君	教育長	福 島 和 義 君
教育部長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

一般質問期間中も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会における発言に関する規程第11条の発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、40分といたします。

5番 田浦敏晴君。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） おはようございます。5番、第二新生クラブ、田浦敏晴です。

9月1日、2022年度版広報たまな特別号「たまなし笑顔宅配便」が発行されました。市長が掲げておられる「笑顔をつくる10年ビジョン」の改定について、新たに追加した取組が紹介されました。感染症や災害に強い地域経済の確立や菊池川河川防災センターの設置で防災力の強化、玉名型ツーリズムの推進など時代の変化に対応し、持続可能な発展に向けて欠かすことのできない取組ばかりだと感じました。ぜひ一つひとつ施策を丁寧に進めていただきたいと思います。私も笑顔があふれる玉名にしたいという志を立てて政治活動を始めてますので、時代の変化を捉えながら、さらに精進してまいります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

はじめに、玉名市の農業を成長産業にする戦略についてお伺いします。

玉名市食料・農業・農村基本計画の見直しについて、平成29年3月、玉名市は玉名市食料・農業・農村基本計画を策定しています。この計画の期間は10年ですので、令和4年はちょうど見直しの年になっております。

私は、ロシアのウクライナ侵攻の影響で穀物が不足し、小麦などの価格が高騰している状況を見ながら、安心して安全な農作物を安定的に生産することの重要性を感じております。特に、玉名市の地域食料自給率は100%を超えており、全国の自給率の向上に貢献できている潜在力ある地域と言えます。

一方で、資材や燃料の高騰など農業を取り巻く環境は厳しくなっていると云えます。様々な対策に取り組んでいますが、今後、農業を成長産業として位置づけるために、明確な選択が必要だと考えます。

7月24日、菅義偉前内閣総理大臣が玉名で講演をされた際に、農産物の輸出が伸びている原動力として、農林水産省の中に食品リスク本部を設置したことに触れられました。また、ふるさと納税が今年1兆円に到達するまでに伸びてきていることも紹介され、玉名市においても顕著な伸びがあると聞いております。

そこで質問いたします。玉名市は今後、農業をどのように成長させようと考えているのか、そして農業を成長産業にするために、玉名市はどのような戦略が必要だと考えているのか、玉名市食料・農業・農村基本計画の見直しにあたって、どういう点に力点を置いて見直しを進めるのか。さらに基本計画審議会の進め方について教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） おはようございます。田浦議員御質問の玉名市食料・農業・農村基本計画の見直しについてお答えいたします。

まず、農業をどのように成長させようと考えているのかにつきましては、高い競争力と魅力ある農業を確立させることはもとより、市民一人一人が、農業は本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地産地消をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、そのために必要となる戦略としましては、玉名の農業を支える担い手へのソフト面での支援の充実、さらには農業生産の基盤整備など、ハード面の対策の強化がますます必要になるばかりか、担い手への農地集積、集約、優良農地の確保や収益性の高い農作物の生産拡大を図るための実効性のある施策が今後も必要であると考えております。

次に、計画見直しの際に力点を置くものにつきましては、農業を取り巻く社会情勢の変化や国・県などの動向に応じた目標値の変更に力点を置き、見直しをしてまいります。

最後に、審議会の進め方につきましては、会長である市長が会議を招集し、農業者をはじめ学識経験者や各種団体及び関係機関からなる基本計画審議会を11月と1月に2回開催し、その中でこれまで取り組んできた各施策の達成状況等を点検、評価した上で必要な改善を加えた見直し後の基本計画を2月末を目標に本市ホームページで公表する予定であります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございました。

玉名市としても農業を基幹産業と位置づけながら、ハード面、ソフト面、それぞれの戦略に基づいて取組を進めていただけたことがわかりました。思い通りにならないことが多々あるかと思いますが、農業の苦労に寄り添いながら、玉名市、ひいては熊本県、そして日本に貢献できる農業の成長産業化に向けて、粘り強く取り組んでいただきたい

と思います。また、基本計画の見直しについても、公表された際には確認してまいりたいと思います。農業に関して様々な課題があると思いますが、例えば、農産品の価格低迷に対しては、輸出推進に向けたチームをつくることも一つの案だと思います。海外の方に購入していただくために、生産者、流通業者、J A、行政が一丸となって取り組む必要があると思います。玉名市として何ができるのか、しっかり検討していただきたいと思います。

次に、玉名市食料推進計画と学校給食についてお尋ねします。

私は、玉名の農業が成長するために食育も大切だと考えます。世界では和食が注目されておりますが、国内では食生活の多様化が進み、米の消費量も減ってきております。私は玉名で採れた食材を親しむ機会を子どもたちに提供することが、玉名の農業を成長させる原動力になると考えます。具体的には、学校給食が子どもたちの食育に大きな影響を与えると考えます。

そこで質問をします。第三次玉名市食育推進計画では、数値目標をあげて様々な取組を進めておりますが、第三次玉名市食育推進計画の成果と課題について教えてください。

また、玉名市では、食育の推進にあたって学校給食をどのように位置づけているのか、玉名市食育推進計画の延長のねらいと今後の食育の推進の戦略についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 田浦議員御質問の玉名市食育推進計画のうち、食育の推進にあたって学校給食をどのように位置づけているのかについてお答えいたします。

学校給食は、望ましい食生活を形成したり、食事のマナーを身につけたりするなど、食育推進の実践的な場として重要な役割を担っており、玉名市の学校給食においては、地元の食材を用いたメニューも数多くつくられるなど、児童生徒が地元の食材を知り、そして好きになる機会となっております。

加えて、各学校ではそれぞれの実情に応じて食に関する指導計画を作成し、給食の時間だけでなく各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などに関連を図りながら食育を推進しています。

文部科学省では、1月24日から1月30日を「全国学校給食週間」としておまして、多くの学校で栄養士を招いて食に関する講話を行ったり、児童生徒が給食をつくっていただく方へ手紙を書いて、感謝の気持ちを伝えたりするなど様々な取組をしております。

今後も各学校には、それぞれ創意工夫の上、食育をより一層推進していくように働きかけていきます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の玉名市食育推進計画のうち、第三次玉名市食育推進計画の成果と課題についてお答えいたします。

本市におきましては、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする第三次玉名市食育推進計画を策定しております。この計画は、玉名市民が食を通じて健康を考え、豊かな人間性を育むという基本理念のもと、四つの基本目標と12の取組を設定していくとともに、19の数値目標を掲げているところでございます。

まず、食育推進計画の成果でございますけれども、19の数値目標のうち、目標数値をクリアしたものが七つございます。このことから言えますのが、保育園と小・中学校での食育学習の実施、野菜と接する機会や次世代交流の実施により、朝食を食べる子どもたちが増加するとともに、食を通じた豊かな心づくりにつながっているところでございます。

また、食生活改善推進員の地区活動や健康づくり応援店に参加する飲食店が増加しており、食育を支えるネットワークづくりが図られているところでございます。

次に、食育推進計画の課題についてでございますけれども、第三次計画で数値目標をクリアしていない項目がございますが、地元の農産物販売店に足を運ぶ人の数値や家庭菜園をしている人の数値など、調査対象数の把握がし難い数値目標がございますので、見直しが必要であると考えております。

さらには、子どもも大人も肥満が増加している傾向がございますので、これを減少させることに重点を置き取り組んでいく必要があると考えております。

次に、玉名市食育推進計画の延長のねらいと今後の食育推進の戦略についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症により計画の推進ができにくくなったことや、他の健康に関する計画との整合を図り、計画期間を合致させるとともに、国の食育推進基本計画や健康づくりプランの方向性を反映させるため、計画期間を2年延長したところでございます。次期計画につきましては、令和5年度中に策定する予定としております。

また、今後の食育推進計画の戦略でございますけれども、本市の健康課題として肥満者の増加がございます。本市は、県下14市の中でメタボリックシンドロームの該当者が令和元年度で1位となっており、その後も増加傾向にございますので、次期策定時にこれを減少させる対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。

肥満者の増加は、留意すべき点だと感じますので、しっかり対策を検討していただきたいと思います。

食育に関してですが、私は旬の食材を使って地元で採れたものを食べるのが大切だと考えます。学校給食は、子どもたちが地元の食材に触れる絶好の機会です。この機会を最大限に生かし、郷土愛を育むと同時に、農林水産に対する理解も含め、農業の多面的な機能についても体験的に理解してもらえるようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

自転車の安全利用についてお尋ねいたします。

昨年10月から熊本県の条例改正により、自転車保険の加入が義務づけられました。この「熊本県自転車の安全で適正な利用と促進に関する条例」は、平成27年に施行されたものですが、保険加入は努力義務でした。この条例改正の背景には、自転車による重大な事故があると考えられます。神戸では、小学生が坂道で歩行者に追突し、寝たきり状態となった事故が起き、母親に対して9,500万円の賠償命令が出ました。16歳の女子高生が携帯電話を操作しながら、無灯火で自転車に乗って女性に追突した事故では、追突された女性が歩行困難となる後遺障害に悩まされ、職を失い、5,000万円の賠償命令が出ました。こうした高額賠償の自転車事故が後を絶ちません。

こうした状況を踏まえ、政府は平成30年に都道府県と政令市に自転車保険の加入義務を要請していました。この条例は、第5条で自転車利用の責務について定めております。自転車利用は、自転車が車両であることを認識し、道路交通法を遵守することや自転車の安全や適正な利用に必要な技能及び知識習得に努め、交通事故を防止するため、自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとするがあります。また、第6条では、保護者等の責務、第7条では、学校の長の責務についても触れられております。

自転車は、手軽で便利な手段と言えます。一方で、自転車は重大事故の加害者になる可能性もあるという認識のもと、ルールやマナーを守って利用することが必要だと考えます。特に、自動車免許を取得する前の子どもたちに対しては、交通ルールやマナーをしっかりと学ぶ機会が必要だと考えます。具体的には、ヘルメットの着用の徹底や夕方以降のライト点灯、自転車運転中のスマホ使用の禁止について、新学期の開始前や夏休み前などのタイミングで交通安全教室を実施することも有効ではないかと考えます。

「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の第16条で、県は、市町村、保護者等、学校の長、事業者、自転車の小売業者及び自転車貸付業者と連携し、自転車安全利用促進施策を計画的に推進するための体制の整備に必要な措置を行なうものとするがありますが、ここで3点ほど質問いたします。

まず1点目、過去3年間の玉名市での自転車に関与した事故はどれくらい発生しているのかお尋ねをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。

田浦議員の質問の過去3か年の玉名市内での自転車事故はどれくらい発生しているのかについてお答えいたします。

本市におきます過去3か年の自転車に関与しました事故件数について、玉名警察署に確認いたしましたところ、令和元年に12件、令和2年に9件、令和3年に13件となっております。このうち、自転車のみ事故件数が令和元年1件、令和2年5件、令和3年1件となっております。

なお、交通事故の状況につきましては、熊本県警察本部のホームページに掲載されておりまして、令和4年7月末現在での状況ではございますけれども、本市における自転車に関係した事故発生件数4件でございます。そのうち自転車のみ事故件数は0件となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。

恐らくこの件数は、警察に届けがあった件数だと思いますので、思っていたより意外に少なく感じました。

先ほども申し上げましたが、高額な賠償命令が発生する自転車事故の事案が全国で幾つか発生しており、手軽で便利な乗り物である自転車が大きな事態を引き起こす可能性も考えられます。

そこで二つ目の質問となりますが、玉名市内の小学校の保険加入はどれくらい進んでいるのかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 田浦議員の玉名市内の小・中学生の保険加入はどれくらい進んでいるのかについてお答えいたします。

このことにつきましては、小・中学校へ確認を行ないましたところ、現時点では正確な数字は把握できていないということでございます。昨年の10月に保険加入が義務づけられた際には、各小・中学校でチラシなどを配付し、保護者への周知・啓発を図っていただきました。本年度も校長会議におきまして、保険加入について協議され、重ねて保護者への周知を行なわれています。

中には、自転車通学を許可する際に保険加入を要件の一つとしている中学校もあり、

令和5年度より全ての中学校で保険加入について確認されるとのことでございます。

また、自転車の利用は通学に限ったことではありません。日頃、気軽に利用している自転車が関係した事故による高額賠償の事例が全国でも発生しておりますことから、小・中学生の自転車保険加入の必要性について、熊本県が作成している自転車の保険を推進するチラシの配付等を行い、教育総務課とも連携を図り、自転車の安全利用に係る啓発を引き続き行なってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございます。

なかなか全ての児童の状況を把握することは難しいと思いますが、事故が発生してからでは遅いので、今後も周知・徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

それでは最後の質問となりますが、自転車の安全で適正な利用の促進に関して、玉名市はどのような取組を進めているのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 田浦議員の自転車の安全で適正な利用の促進に関して玉名市ではどのような取組を進めているのかについてお答えいたします。

本市の取組といたしましては、玉名市交通安全協会と連携を図り、交通安全教室を開催しております。例えば、小学校では道路の歩き方や自転車の乗り方など、子どもたちが実際に体験しながら交通ルールを学んでいます。また、高齢者の団体や企業及び外国人の方々に向けての交通安全講習会も実施しており、幼稚園児から高齢者及び外国人の方々まで幅広く教室、講習会を開催しているところでございます。

特に、小・中学校では、新入生の入学があります年度初めに集中して開催されております。

なお、交通安全教室の開催状況につきましては、平成30年度では延べ163回、9,402人の受講がありましたが、令和3年度では延べ39回、4,288人の受講と大幅に減少しております。ここにも近年の新型コロナウイルスが大きく影響しております。こうしたコロナ禍ではございますが、今後も県条例で定める基本理念に基づきまして、自転車利用者をはじめ、保護者、学校など、関係者と相互に連携協力し、交通事故を減らすためにも交通ルールの遵守が基本であると考えますので、交通安全教室、講習会等を継続して取り組み、併せて保険加入の啓発を進め、自転車の安全で適正な利用の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 何回もありがとうございます。

幼稚園や小学校への交通安全教室を行なっていることは、私も知っておりましたが、高齢者の団体や外国人への交通安全教室まで実施していることは知りませんでした。よい取組だと思いますので、今後もぜひ、継続して取り組んでいただければと思います。

手軽で便利な自転車を安全で適正に利用するためには、保険加入も必要ですが、利用者がルールを守ることが大前提だと思います。自動車やバイクと違って、自転車は免許や罰則がないというのも事故を減らすのが難しい理由の一つだと考えます。特に未成年者の自転車利用に対しては、保護者の役割や学校の役割も大きいと感じます。夏休みの長期休暇の時期に自転車に乗る機会も増えると思いますので、市としても工夫を凝らしていただきたいことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） では、次に、9番 吉田真樹子さん。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 皆さん、おはようございます。9番、創政未来、吉田真樹子です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

玉名市への移住・定住について、専門家によると第8波がくる可能性は高いと言われ、続くコロナ禍の今、ほどよい田舎の玉名を猛アピールしておく時期ではないでしょうか。人口減少ストップに歯止めが利かないのが現実なので、外からの移住・定住に係課はこれまでも努力されてきたことと思います。企業のテレワーク等の在宅勤務も増え、コロナの感染症にも慣れてきましたが、懸念されている方はまだまだ多くいらっしゃると思います。もう一度ひと踏ん張りの知恵を絞れば、移住・定住者増ができるのではないかと考えます。

(1) 移住・定住に関しての取組は。移住・定住に関しての主な取組と、令和から3年間の移住・定住者数と、どこから多く移動されているのかをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。

吉田議員御質問の移住・定住に関しての取組についてお答えいたします。

本市では、人口減少に伴う地域の衰退を防ぐため、令和2年4月に第2次玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2030年に6万人を維持することを目標に掲げ施策を展開しているところです。

定住促進補助事業としまして、本市への移住を検討する方の背中を後押しし、より積極的な定住人口の増加を促進することを目的に、住宅取得補助、住宅リフォーム補助、空き家取得補助、新幹線通勤定期券購入補助、空き家・家財道具等整理補助、また、移

住支援金などの補助事業を行なっております。この補助事業を活用し、事業開始以来令和3年度までに497世帯、1,581人が転入され、そのうち令和元年度から令和3年度までは147世帯、478人をごぞいまして、その約9割が熊本県内からの転入となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 移住・定住者が147世帯の478人には、関係課の働きに感心しました。県内だけでも58市区町村があります。その中から玉名市を選んでいただけたのは、皆さんも聞いていてうれしかったと思いますし、私も思っていた数より上回っていたのでうれしく思います。空き家に関して、市内から転居者も対象というところは大いに宣伝、周知すべきと思いました。

次に、（2）おためし暮らし事業の廃止の理由はというところで、補助事業が三つもあり、いろいろと頑張ってもらっていることを知ることができました。さらに、今回調べる中で、面白そうな取組を見つけました。「おためし暮らし事業」文字を見ただけでわくわくを感じましたが、ネットを開きましたら令和2年に既に廃止となっております。わくわくした分、廃止されたことがとても残念に感じたのですが、この事業の取組はどのような内容で、どのくらい続いたもので、何が理由で廃止になったのか。そしてまた、実績はどのくらいあったのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のおためし暮らし事業の廃止の理由についてお答えいたします。

おためし暮らし事業は、本市に移住を希望する方へ、市が所有する家具・家電製品を備えた住宅を貸し出し、一定期間実際に住んでもらい、地域の集会や環境を体感することにより、定住を後押しする事業でございます。本事業は、平成22年度にスタートいたしました。旅館業法の改正により、おためし暮らし事業を旅館事業とする必要が生じたことから、令和2年度をもって市の単独で行なう事業としては廃止しております。

なお、今事業の実績として14世帯、33人が利用し、そのうち3世帯6人の転入がございました。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） では、再質問です。

おためしとは、とても親切だと思います。旅行気分ではなく、日常を感じてもらう期間を試せるというおもしろい取組であったと私は感じました。言われた一定期間とはどのくらいの期間だったのでしょうか。また、家具・家電製品を準備した住居でおためし

暮らしをされた10年間に対しての定住が3世帯というのは、費用対効果もどうだったのかと感じはしますが、担当課の10年間の努力が聞き取りの中でとても感じる事ができました。旅館業法の改正により廃止されたということですが、これまでのようにおためしができる事業を今後お考えがあるのか、ないのか、検討中なのかをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

まず、おためし暮らしの一定期間についてですが、おためし暮らし事業を利用される方は、移住先の気候や地域の習慣、住民との交流を通して移住の判断材料とすることから、利用される方それぞれが判断できる期間を一定期間と表現したものです。利用実績からしますと、平均して3か月程度でございました。

次に、おためし暮らし事業の再開についてですが、先ほどお答えしましたとおり、おためし暮らし事業を旅館事業とする必要があり、適用条件のハードルが高いことから市単独での再開は考えておりません。しかしながら、移住・定住を後押しする事業でございますので、民間事業者に御協力いただき、官民連携により民間事業者が取り扱う物件で、おためし暮らし事業の可能性について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 本当にこれからは、民間企業との連携で、協働して玉名を建て直していくことが必要だと答弁に同感いたします。

では、次に（3）空き家に付随する農地について。令和4年4月から空き家に付随する農地が緩和されるとホームページに記載されていたことについてお尋ねいたします。

これまで空き家を譲り受けても付随する農地は使うことができなかつたと理解しましたが、どのような状態からどう緩和されたのかをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の空き家に付随する農地についてお答えいたします。

これまで農地を売買、贈与したり、貸し付けたりする場合は、農地法第3条によって農業委員会の許可が必要であり、耕作する農地面積の下限面積として50アール、平方メートルに換算いたしますと5,000平方メートル以上とされていましたが、移住・定住などに伴う新規就農者の受入れ及び遊休農地発生未然防止を促し、農地の有効利用を図るため、空き家バンクに登録することなどを条件として、令和4年4月1日から1アール、平方メートルに換算いたしますと100平方メートルに引き下げられました。これは遊休農地の解消又は遊休農地化する農地の効率的な活用を図る目的から、空き家

バンク制度を通じて農地付空き家の提供を行ない、移住や転居による希望者を呼び込み、新規就農につながる取組によるものです。これにより遊休農地などの発生防止又は解消の促進につながり、移住・定住の促進にも寄与できるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 今の件は、昨年3月の近松議長の質問から改善されたものでした。今、議事録検索システムというのがあるので、過去を振り返られてとても便利に調べることができました。3月の答弁では、空き家など、不動産所有者への勉強会、そして相談会などを開催して、空き家に対する意識改革や啓発を行なうと言われておりました。私、伊倉に住んでいまして、四本木団地というところの交差点のところで草が生い茂って、そこが見にくく、そこの所有者が一切何もされないということで、事故も多くあっているからという声を最近聞きました。そこの方調べると、もうちょっといろいろすることができない状態にあられるということも知ることができたんですけども、文化センターにて昨年6月28日に、「今から知っておきたい私の終活、家の終活セミナー」が開催されました。3月は不動産処分にお困りの市民の一助となるよう努めると答弁をされておりましたが、関係課に新たな取組などがあつたならばお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

令和3年3月議会で、不動産所有者への勉強会や相談会を開催するとの答弁をいたしまして、昨年度は空き家の管理、活用について講師を招き、先ほど議員がおっしゃられました、議員も参加されました「家の終活セミナー」を6月に、「まちと空き家を考える学ぶセミナー」を6月に開催したところです。今年度につきましては、10月に玉名圏域定住自立圏の1市3町で空き家セミナー個別相談会を5日間にわたり開催することとしており、引き続き空き家に対する意識改革や啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 昨年6月28日、私も参加させていただきましたけど、このときの講師がとてもよかったので、私は名刺を大事にとっております。地域で、また同じ家の終活セミナーができたらいいなと考えております。ぜひ、議員の皆さんも各地域で開催されるのもいいのかと思っております。

では、続きまして（4）移住・定住を促す動画はありますが、その活用は。

Uターンされた方の谷口さんという方のユーチューブを見させていただきました。2020年12月更新のもので、とてもよくできておりました。玉東や和水、南関も出ておりましたが、共同で作られたものなんですか。玉名市のホームページから玉名

市移住、動画で検索したと思うのですが、見たいと思った次には出てきません。これは、私が検索のやり方があまり得意でないのかもしれませんが、探し詰めていかないと見れない動画ではなく、玉名市のホームページのトップ画面に、移住・定住をタップすると幾つもの動画を見れるようにしないと無駄になっていると私は感じましたけどいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の移住・定住を促す動画はあるが、その活用についてということでお答えいたします。

まずは動画についてですけれども、荒玉地域や玉名圏域定住自立圏の1市3町において、市、町の特色を持ち寄ることで、地域全体の魅力を増大させる効果を目的に、移住・定住を促す動画を作成しております。これらの動画は、本市ホームページをはじめ、熊本県が運営する移住・定住サイトで公開しており、ふるさと納税イベントや玉名ファンイベントで活用しております。

先ほど議員が市ホームページ上ではなかなか見づらいという御指摘もいただいております。今後の改善といたしまして、できるだけ一覧で見れるようなホームページ上での作成を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） あるものはしっかりと活用しないとったいなかなと思います。どうぞ改善のほうをしっかりとお願いいたします。

では、（5）今後の課題をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の今後の課題についてお答えいたします。

これまで将来的な移住に結びつけることを目的に、東京や福岡などで移住・定住相談会を開催してまいりましたが、本市になじみがない方にとって移住先として認知していただくことは難しいと感じているところです。そこで、ふるさと納税の寄附者や交流自治体にお住まいの方、本市に興味、関心を持つ方を中心に、本市での交流体験や市内業者との兼業、副業体験を通してよい関係性を築く関係人口創出事業に着手しており、将来的な移住・定住層の掘り起こしや本市の魅力度向上を図っているところです。

また、今年度から玉名圏域定住自立圏の1市3町が連携し、空き家セミナー相談会などの開催や遊休不動産等の利活用促進事業を実施し、市内にある空き家を見学しながら利活用促進に向けたワークショップを開催するなどの事業にも取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ファンミーティングなどで関係人口を増やす。時間はかかっていても着実な移住・定住につなげていけるように、今後私も気にかけていきたいと思いません。

では、再質問です。これでここでの最後の質問となりますが、ふるさと納税では、さとふる、ほかさとふるさとチョイスなどをウェブサイトで活用されておりますが、移住・定住に関心の高い人とマッチングするための自治体向けのサービス、ピタマチなどのウェブサイトの活用は考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

移住マッチングサイトを提供しているサイトは、議員御質問のピタマチのほかにも多数ございますので、導入につきましては、有効性を総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 新しいことにチャレンジしてみるのも視野に入れて、今後も楽しんで取り組んでいただきたいと思います。

玉名の職業訓練校の校長に、空き家の修復を生徒さんの勉強とあってしてもらえないかと尋ねてみました。訓練校でも今の時代職人さん不足で「うちも畳まなんかもしれん」と言われておりました。しかし、話をしておりましたら、訓練校さんは玉名市から助成金を20万円いただいているということなので、今より力をつけていただき、玉名市と協働でやれるようになってほしいと思いました。そのためにも、やはり共有と連携が大事と感じましたので、訓練校さんとも顔を合わせておくといいかもしれないと思ったりしました。

では、次の質問に移ります。

生理用品の学校トイレへの設置について。8月には山鹿市議会が議員全員で議長に、そして9月1日には熊本女性議員の会が県教育長へ、そして9月2日には荒尾市の女性議員3人で学校女子トイレ個室に生理用品の要望書が提出をされました。昨年6月に生理用品を公共施設や学校トイレへの設置を要望し、ジェンダー平等を実現しようとするSDGsの観点からも生理用品の無償配布を取り入れてほしいとお伝えをしました。その後は、3月、6月議会で提案しておりますことは、心身の負担軽減、急遽必要になったときのため、経済的な困難、ネグレクト、育児放棄です。ジェンダー平等も踏まえて、学校の女子トイレの個室に生理用品を常備してほしいということをお伝えさせていただきました。

では、6月に子どもへのアンケート調査をしてみてもという再質問に、貴重な提案と
言っていただきました。あれから3か月がたちました。アンケート調査は実施されたの
かをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の生理用品の学校トイレへの設置についてア
ンケートはされたのかについてお答えいたします。

6月議会の質問の際に吉田議員からこのアンケート実施について御提案いただきました。
けれども、現在、夏休み明けから子どもたちに指導を行なった後、小学校1校と中
学校1校で試験的にトイレに生理用品を設置し、そのことによる教育的効果をまだ検証
中でございます。アンケートについては、この試行後に実施していきたいと考えており
ます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） こちらちょっと印刷してきたんですけど。

[印刷物を示す]

○9番（吉田真樹子さん） これは6月議会で生理用品が入ったケースを皆さんにお見せ
しましたが、モデルにさせていただきました大津北中学校のトイレの写真になります。
今一度このメッセージを読ませていただきます。

「これはみんなのナプキンです。大好きな大津中のみんなへ。急に学校で始まって対
応に困ったときに使ってください。中学生の時期は生理周期も不安定でいつ始まるかわ
かりません。常にバッグに2個から3個予備を入れておきましょう。お家で用意できる
人は自分のナプキンを使いましょう。購入に困っている人がいたらボックスの中のカー
ドを保健室に持ってきてください。多めに渡すことができます。他の人にはわからない
ようにします」と伝えてありました。内容は本当によく考えられていて、教育の観点、
そして自身の体を知る、貧困への対策、急遽必要になったときに対策と、改めて見てみ
ると、これまで担当課で懸念されておりました、考えて行動する力は、常にバッグに2、
3個予備を入れておきましょう。自分の体について考えるというところでは、中学生の
時期は生理周期も不安定でいつ始まるかわかりませんとメッセージの中にも示されてお
ります。

前置きが長くなりましたが、電話でこちらの大津北中学校の養護教諭に設置までの流
れと現状をお尋ねしました。まず、設置する前にアンケートを取ったそうです。そこで
困りごとの把握をしたそうです。そこから設置するにあたって、生徒への指導をして、
設置開始から今で3か月、現在は何個使用されたかを記録されているそうです。カード

を保健室に持って行くという案は、既に役場ではトイレに置いてあるカードを福祉の相談窓口に出せば生理用品を受け取れるという取組がされていたので、同じやり方にしたと言われておりました。

この大津北中学校は、生徒数が727人、こちらの玉名中学校でも622人ですので、マンモス校だから養護教諭の先生が2人いらっしゃいました。話を聞かせていただいた先生は、たまたまですけれども玉名中学校卒業の玉名出身の方でした。結婚もして養護教諭として大津町でしっかり働かれておりました。私が玉名で市議会議員をやっておりますと電話で名乗ったので、先生もうれしく懐かしくなられたようでした。先生からも私に頑張ってくださいと言っていただきましたので、私もうれしかったところです。

今月2日、北本議員のほうから「玉陵学園に生理用品が置いてあるそうですね」と聞きましたので、速攻確認に行きました。校長先生に案内をしてもらい確認しましたので、写真を撮ってきました。

[拡大投影にて画像を示す]

○9番（吉田真樹子さん） こうやって玉陵学園の中学生の女子トイレにボックスに入れて準備がしてありました。見た瞬間、私はとてもうれしかったです。そして保健室に促すいいメッセージだと思いました。困ったときにはいつでも保健室にもらいに来てくださいますが、まず前提とありまして、どうしてももらいに行けない場合は、ここにあるものを使っていいですよと、保健室によかったら来てねというメッセージが入っておりました。

中学生時代に慣れない生理用品に私自身気持ち悪い思いをしたり、漏れていないか心配したり、スカートに血液で汚したり、生理痛で痛かったり、友達に生理用品をもらったり、先生や親にまでは言っていないような嫌な思い出を思い出しながら、こんな優しい時代が来たのかとうれしくなりました。まだ、今はテスト設置期間中ではありますが、この日は中学生のトイレにしか、2日の日は置いてありませんでしたけど、今現在は小学校の女子トイレにも置いてあると、先日聞きました。

では、テスト設置期間までのこれまでの経緯と現状をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問のテスト設置の経緯と現状についてお答えいたします。

これまでもそれぞれの学校で創意工夫の上、適切に対応していくよう働きかけていましたが、県下での様々な取組の進捗状況を確認した上で、現在、試験的に小学校1校と中学校1校、今御質問でおっしゃられたとおり、玉陵でその両方でトイレに生理用品を試験的に設置したところでございます。設置するにあたりましては、児童生徒への事前指導を十分に行ない、設置場所には今、スライドで見せられたとおり困ったときにはい

つでも保健室にもらいに来てくださいね。どうしてももらいにいけない場合はここにあるものを使っていいですよという紙を掲示するなど、保健室の先生への相談を促しております。今後は、このトイレに設置しました生理用品の使用数を記録するとともに、この試行期間における保健室への生理に関する相談等の件数と設置前の相談等の件数を比較するなど、様々な角度から教育的効果の検証を行なっていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 県教育委員会は、10月初旬より全ての県立学校全73校の女子トイレに生理用品を常備することを決めたそうです。6月から県立学校6校にまず生理用品の設置を試験的に実施されております。7月のアンケートでは、1割が生理用品の入手、購入に苦勞をしていると回答をされたそうです。常備する場所には、8割が個室を希望されたそうです。

では、子どもや女性の先生方の声を聞かれているのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の子どもや教職員の声はについてお答えいたします。

この試行をまだ始めたばかりですので、子どもの声はまだ届いておりません。先ほど答弁いたしましたように、この試行後にアンケート調査を行なうなどして、子どもたちの声については集約したいと思っております。先生方に対しましては、これまで校長会議や養護教諭の会議で繰り返し教育委員会としての考えをお伝えし、意見を求めてきましたが、これに対して異論等はなく、先生方も教育委員会と同様の考えを持たれていると認識しております。今後も教育委員会としての考えを丁寧に伝えるとともに、試行後の意見集約を含め、様々な場で先生方にも意見を求める機会を設けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 女性の先生方も生理の経験はおありでしょうし、子どもさんがいらっしゃるところは、女子の子どもさんを持つ方もいらっしゃると思いますので、アンケート等で親としての意見を伺ってみたいとも思います。アンケートをとってほしいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、今後も様々な場で意見を求める機会を設けていきます。アンケートにつきましても意見を求める方法の一つとして検討し、教育委員会としまして

は、男女区別することなく意見を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 養護教諭の会議でのことを地元の伊倉小学校の養護教諭の先生にお尋ねしてみました。部長が言われたように、保健の先生も同様の考えでありました。学校は教育の場であり、生理用品をトイレに置いてしまえば誰が困っている、何に困っているということは、どう把握するのですかと先生に言われましたので、私は大津北中学校の養護教諭の案を、このケースの中にカードが入っているというようなことをカードを保健室に持っていくと多めに渡すことができますというメッセージがあるんですよというふうにお伝えさせていただきました。そうしたら先生は、置くことになれば方法は幾通りかあることに御理解をいただきました。また、トイレットペーパーが常備されたときのように、ジェンダー平等から生理用品の常備が必要な時代に来ているのではとお伝えをすると、腑に落ちましたと言っていました。ほか、二人の養護教諭の先生にもお尋ねをしましたところ、置くことに絶対反対と言うことは、私たちもありません。でも、生理用品を置く必要はあると思います。しかし、順序を踏んで丁寧に指導していかないといけないと思いますと言われました。

では、担当課の今後の考えをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の生理用品の学校トイレの設置についての今後の考えはについてお答えいたします。

これまでも答弁しておりますけれども、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、行動できるようになる力を育成する場であり、この自立を支援していく場であるという観点から、児童生徒が自分の体について自ら考え、生理用品を自ら準備して使用することを今後も基本としていきたいと思っております。議員がおっしゃられるとおり、子どもたちが安心して穏やかに学校生活を送ることは、教育委員会としても大切であると認識しております。また、県下では、先ほどお話があったとおり県立学校や複数の自治体で、このトイレに生理用品を設置するようになってきたのも事実としてございます。今後も引き続き、県内外の状況を確認しながら、試行の結果を含め、このトイレに生理用品を設置することによる教育的効果について検討し、子どもたちにとって有益となるような判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ちょっと話はずれますが、いよいよ今月半ばから子どもたちは自宅での学習のためにタブレットの持ち帰りが始まります。近隣の市町では、コロナ

禍で導入が一気に進んだ夏休み明けから持ち帰っていると聞いておりました。あれから2年がたち、玉名は今からです。

話を戻します。生理用品の設置に関して熊本市は4月5日に健康教育課長より、各学校長宛に生理用品を必要とする児童生徒への生理用品の配布方法についてということで、依頼文が出されております。5月中旬には、熊本市の本庁から各区役所の女子トイレにもジェンダー平等を推進するためということで、生理用品の設置がされているそうです。

では、最後の質問になります。タブレットの時のように、他市と差が開きすぎないようにと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

この御質問は事前にお聞きしておりましたので、考えをまとめるのに時間をいただけたことありがたく思います。議員はよいことだから早く取り組むべきとのお考えで御信念を持っておっしゃられていることよくわかります。でも、この問題については、メリットだけではない、デメリットもいろいろあることも恐らく御存じではないかと思えます。例えば、生理用品が本当に必要な子どもに渡ってほしいということをしていることにもかかわらず、トイレの個室にあることで、持っている子どもでもそれを使ってしまうかねない。もしかしたら複数、2つ、3つ持って行ってしまう子どももいるかもしれない。これは決してこの生理用品が無駄になってしまうことを言っているわけではなくて、そのような状況をつくってしまうこと自体ちょっといかがなものかなとも思っております。私も議員言われるところの先進自治体に着手に至った経緯等をお尋ねしましたが、全会一致で決定したわけではなく、先ほど申したような理由で賛否両論があったけれども、このデメリットには目をつぶって進めておられるとのことでした。3月議会、6月議会でこれまで答弁してきました、この教育的見地からということをもっと具体的に申しますと、保健室の養護教諭などに言い出せない子どもは、やはり言えるようになってほしい、困ったときには身近な大人に声を出して頼ることができるようになってほしい。なぜなら、学校は未熟な子どもをいろいろな経験を通して成長させて、社会に送り出すところだと思っております。大人になって、一人で悩んで身近な人に頼ることも、声を出すこともできずに取り返しのないことになってしまう。そしてそのとき傷ついてしまうのは自分自身、そんなことにならないように成長してほしいとの思いなんです。生理用品に限らず、必要なものをそろえてあげて学校で自由に使っていいよとしてあげることと、自立した大人になってほしいと、困ったときには身近な人に頼ることができるようになってほしいと導くことのどちらが本当の優しさなのかなと思います。

そのようなことから、この御質問には、他市より遅れているというような認識はございません。この件に関して、子どもたちの将来のためという観点で、真剣に深く考え、

教育的立場で判断しているということは、ほかの自治体に決して劣るものではないとの自負、自信もございますとのお答えになります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

私も生理用品はこれまで同様、家から持参して使用することが基本と、担当課も言っておられますが、最初から私も考えはそうです。家から持っていくということが基本です。コロナ禍で明るみとなった課題の一つですが、女性は皆が通り抱える問題でございます。思春期、成長期にある子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、最初にもお伝えしましたが、子どもたちの心身の負担軽減、そして急遽必要になったときのため、経済的な困難、育児放棄のネグレクト、ジェンダー平等も踏まえ、学校女子の個室トイレへの設置は今でも必要と考えております。

部長とはいつも平行線になりますけれど、今の子どもたちが感じていることを私も35年前、中学1年生の時に感じておりました。女性に生まれ、健康であるからこそ当たり前にある生理にいい思い出などどう振り返っても見つかりません。当時の中学1年生の私のそのままの気持ちを言葉に出すとすれば「あったら助かるな」これだけです。玉名の目指す子ども像、たくましい子ども、学び合う子ども、仲良く伸びる子ども、私も改めて振り返りましてよくできているなと思いました。いいなと思いました。そして、成長段階でもとても大事なことだとも思いました。懸念されております考えて行動できる力、自分の体について考えること、これも徐々に身についてくるものではないでしょうか。やる前から心配するのではなく、やる前にやるにあたってそう進めるかのほうが未来は明るいとは私は考えます。

先日、俯瞰する力ということの本で読みました。俯瞰とは、高いところから見下ろすということだそうです。今回は、移住・定住について、生理用品のトイレ設置についての質問をさせていただきました。止められない人口減少も、移住・定住ほか、婚活や子ども、子づくり、健康寿命のアップなどと広く取り組むことも高いところから見るという俯瞰する力なのかなと重ねて考えました。生理用品の学校トイレの設置も高いところから広い範囲を見下ろすように、俯瞰する力を働かせると、子どもたちの可能性が安全な環境を準備することで、今よりもっと広がると考えます。高いところから見る力、俯瞰の力を執行部の皆さんとともに私たちもつけていけたら、今より玉名がよくなるような気がします。私も少しずつではありますが、着実に議員としてのお役を務めてまいります。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

13番 松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 皆さんお疲れさまです。自友クラブ、松本憲二です。

今年は非常に暑い日何日も何日も続きまして、世界でも異常気象ということで、アメリカ、そしてまた、ヨーロッパでは非常に大規模な原野火災が起こって、住宅とか、何十万人の方が避難されて、そしてまた、家なんかを火事によって失われて、非常にそういう災害が異常気象によって起こっているというような状況で、私もこの6月議会と9月議会は、一層、もともとあまり色は白いほうじゃないんですけども、ますます色が黒くなって、手の甲と顔だけはどうしても隠せないということで、非常に色が黒くなってきています。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず、一番最初に交流人口増加への施策についてということでお伺いをいたします。

先ほどの吉田議員移住・定住ということで質問をされました。部長の答弁の中にも玉名を知っていただくのが先決だというような答弁の内容もあったのかなというふうに私は受け止めておりますけれども、その中で8月の熊本日日新聞、何日の熊本日日新聞だったかちょっと忘れちゃったけれども、県北版というのがありますよね。そこに玉名で非常に画期的な催しがされたということで載っていました。地域おこし協力隊という制度が総務省のほうでできまして、この地域おこし協力隊員の取組によって、その活動が、セミナーみたいなのが開催されたということで、熊本日日新聞に載っておりました。その地域おこし協力隊員が来られて、そこにその記事の中で、日本政府が力を入れて企業誘致をしたTSMC、台湾の企業なんですけれども、TSMCの進出によっての台湾企業あたりとのスタートアップ事業ということで載ってございまして、よくよく振り返って見てみましたところ、広報たまなの7月号、この一面に地域おこし協力隊員、上平さんという地域おこし協力隊員なんですけど、この人が仕掛けの張本人だそうです。台湾ということで、台湾のTSMC、日本政府だけじゃなくてアメリカ、中国もこの半導体、世界最新鋭の半導体が台湾に企業が集中しています。その中で取り合い、アメリカも中国もやっぱり最先端の技術を取り合いをしているような状況。その中でTSMCの熊本進出を注目して、そしてまた関連企業であったり、もともといちごマラソンにも台湾の方から40人近くの方がいちごマラソンに走ったり、この玉名の温泉を楽しんだりとい

うもともとの流れもありましたものですから、そういうことでこの取組は非常におもしろいなと思ひまして、今回交流人口の増加の中で、まず1番にこの地域おこし協力隊員の取組についてということでお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の地域おこし協力隊の取組についてということから台湾スタートアップ事業についてということの説明ということによろしかったでしょうか。

ただいまの議員の御質問につきましては、まず、議員が地域おこし協力隊を御紹介いただきましたので、地域おこし協力隊員に関する制度について御説明をさせていただきます。

この制度は、隊員が都市地域から過疎地域などの条件不利地域に移住し、地域協力活動を行ないながら、移住先への定住・定着を図る取組であり、平成21年度に創設されております。隊員としての活動期間は、おおむね1年以上3年以下となっており、活動期間終了後は定住先で起業し、地域に創業・創出することが本制度における最終的な目標となっております。本市では、これまで3名の活動実績がございますが、残念ながら活動期間終了後の起業には至っておりません。現在、活動中の2名の隊員については、起業につながるようしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

次に、台湾スタートアップ事業についてですが、本事業は、昨年度のジョブケーション事業の一環として、関係企業が本市を訪問し、市内事業者などとの意見交換をする中で、台湾との交流促進により地域活性化の可能性が見い出されたことから取組を始めたところでございます。また、本事業は、台湾のスタートアップと連携し、地域の課題解決を目的とした全国初の取組であり、本市では農業、福祉、観光分野において多くの連携を図れると考えております。今年度の具体的な取組について御説明しますと、先のセミナー開催に加え、台湾のスタートアップを設定し、IT技術を市内事業者で活用していただくための実証実験を行なう予定であります。また、台湾市場に興味を持つ市内事業者と台湾の関係機関や施設を訪問し、今後の販路開拓や関係人口の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

この地域おこし協力隊員というのは、大体おおむね1年から3年、その終了後に地域おこし協力隊として入ったこの地元で起業をするというのが、地域おこし協力隊に課せられたことだというふうに答弁の中であつたんですけれども、全国的にしかしながら、

起業に至った地域おこし協力隊員というのは、非常に調べたところ少ないんですね。今まで玉名市も3人受け入れたけれども、今まで起業に至っていない。上平さんに直接お話を伺ったんですけれども、非常に玉名にゆかりがあるということもおっしゃってありました。また、この玉名には、非常に潜在能力がありますよということもおっしゃってました。そういう面で、しっかり起業ができるよう体制というのは、地域おこし協力隊員1人の力ではなかなか難しいのかな。やっぱり地域、もちろんこの玉名市のために一生懸命働いて、地域おこし協力隊員としていらっしゃっているときにはいろんな事業を展開されていくわけですよ。だから行政、またそして地域の方々とのおふれあいの場をいっぱいつくって、そしてまた地域が一丸となって、起業していただけるような体制づくりというのをしていけないといけないと思うんですけれども、7月号で4ページになるんですけれども、今後ということで、いろんな会社の方々を招いてのいろんな交流を考えていらっしゃるといようなことも載っています。

そんな中で、今後、地域おこし協力隊員に対して、市としてどれくらいの力を入れて取り組んでいくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 御質問の確認ですけれども。

○13番（松本憲二君） スタートアップ事業も含めて。

○企画経営部長（今田幸治君） 含めて、はい。

まず、議員御質問の地域おこし協力隊への市としての支援体制と申しますか、そういうことになろうかと思っておりますけれども、支援につきましては、国の支援制度がございます。御紹介いたしますと、地域おこし協力隊員などの起業、事業継承に要する経費を国のほうが支援するというのと、任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修、空き家のほうに住んでくれるならばその経費についても支援しますよという国の制度がございます。それを活用しながら、市としましても先ほど申し上げましたけれども、しっかりと起業していただくようにサポートしていきたいと考えております。

また、台湾スタートアップ事業に今度どれくらい力を入れていくのかという御質問ですけれども、本事業における今年度の取組につきましては、先ほど説明したとおりでございますが、令和5年度は市内事業者による実証事件を拡大して取り組むだけではなく、台湾のスタートアップと市民、市内事業者との交流会の開催や台湾でのイベント出店を通し、関係構築の拡大を図っていきたくて考えております。令和5年度までの事業を展開していくことで、最終的には本市産品の販路開拓や観光客の誘致、関係人口の創出の人的、経済的交流の加速化が図られると考えており、本事業が令和6年度以降には自走化できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） せっかくこういういい人材の方が地域おこし協力隊としていらっしやっただいております。京都大学出身で、もともと兵庫県庁の職員さんだったそうです。ちゃんとここにも書いてありますし、非常にいい人材がいらっしやっているので、その点より一層推し進めていただいて、よりよい台湾のスタートアップ事業者の市内の事業者、そしてまた、農産物であったり観光だったり、いろんな面で協力し合っ、て、成功を収めていただきたいと思います。

それでは、次の質問で、観光資源の開発についてですけれども、玉名市にもいろんな観光名所というのがあると思うんですね。そんな中で、コロナになってなかなか観光地には足を運んでいただけていないという状況は重々わかっている中なんですけれども、玉名市の観光地について代表する観光地が大体どこというふうに玉名市としては位置づけをされていて、そしてまた、そこに何人ぐらいの方々がいらっしやっているのかということをまずお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員御質問の本市の観光資源の開発についてにお答えいたします。

本市の代表的な観光地については、玉名温泉、小天温泉の二つの観光地があります。また、本市の代表的なイベントとして、高瀬裏川花しょうぶまつりがございますが、山田の藤と併せて県内外から多くの観光客に来ていただけるイベントとなっております。そのほか、本市への来訪を遡及させる観光素材として、特産品である玉名ラーメンやミカンやイチゴ、トマトなどの農産物がありますが、これらの観光素材と温泉やイベントなどを組み合わせ、広告媒体やパブリシティー、SNS等を活用しながら対外的に情報発信を実施しております。

また、本市観光の受入施設の核となる草枕温泉てんすいでは、昨年度から温泉の温度低下に伴う源泉掘削工事を実施し、受入体制を図るなど、ソフト面だけではなくハード面の整備を行ない、相互のバランスを取り入れながら交流施設の増加に努めているところでございます。観光客の数値につきましては、打合せが悪くてちょっと手元にございけません。失礼します。

これで終わります。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、花しょうぶまつりであったりとかイベント、それと山田の藤は遺跡というか、指定をされています。そんな中で、観光資源というのはどこでもいろんなところに行って代表するような、見に行きたいな、遊びに行きたいなというところ、九州では長崎のハウステンボス、あそこなんかもともと公共施設だったんですよね。

しかしながら民間がとって成功したのかということ、もちろん成功しています。しかしながら莫大なお金をかけているんですよね。観光資源の開発を玉名市も本当に力を入れてやらないと、定住・移住という部分でも玉名にまず足を運んでいただく、そして玉名をまず知っていただく、それが交流人口をどうやって増加させていくかということだと私は思うんです。だから花しょうぶまつりは花しょうぶだけの期間じゃなくて、夜間のライトアップ、ないときにですよ。クリスマス時期でも裏川にはいつも水が流れているわけじゃないですか、その水面に電飾を付けて、ちょうど花しょうぶが咲いているようなそういうライトアップの仕方でも玉名の裏川を散策していただくとか、山田の藤にしても藤の時期だけじゃなくて、電飾によって一年中藤が咲いているような、冬でも咲いているようなライトアップをするだとか、様々な工夫を凝らさないとなかなかお客さんというの来てくれない。1年中を通して玉名に来ていただけるようなシステム、そういうのをつくるにはお金はどうしても必要です。しかしながら、それは来ていただいて、何かを消費をしていただく、農産物でも買っていただく、御飯でも食べていただく、そして温泉に泊まっていただく、経済効果は十分に僕ははかれると思うんです。しかしながら、もう私も議員9年目ですけれども、何の施策も全然とられていない。やっぱり悲しいですよね。何度となく質問しました。検討しますの返事ですずっと待っているような状況です。どこでも観光地、兼六園にしても剪定に何千万円というお金をかけているんですよ。だからいつもあの日本庭園が美しくてみんなが行きたいな。熊本城も一緒じゃないですか。いつもいろんなところにお金をかけて、観光地として見に来ていただくそういう施策が必要だと思うんです。

今後のコロナ禍の中でもどういう取組を行なっていくのかということのを、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えします。

今後の観光資源の開発につきましては、ウィズコロナ及びアフターコロナを見据えた事業としまして、少人数で催行できる高付加価値の富裕層向けツアー商品ハイクオリティトラベルや夜にスポットを当てた小岱山ナイトトレイルラン、アウトドアアクティビティの一部に日常を忘れて心身を癒やす体験プランなどを開発しております。さらには、今年度から新規事業として玉名温泉旅館等を活用したeスポーツ合宿の誘致に努めてまいります。なお、今年度は玉名市観光戦略会議を開催し、第2期玉名市観光振興計画の策定を予定しており、戦略会議委員は市内の宿泊事業者や物産事業者などの民間の観光関連事業者で構成され、特に観光トレンドに敏感である女性でかつ現場で実務を担当している方々を多く選定し、向こう5年間の観光振興計画策定に向け指導したところでございます。

今後は、戦略会議等計画を策定するとともに、計画を基に委員を中心として、民間事業者が主体となって観光資源を開発し、販売につなげていくなど、戦略的かつ具体的に実行していける持続可能な稼げる観光地づくりを目指していきます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

eスポーツなんかのもちゃんと新聞のほうに掲載されていました。

今、部長がおっしゃったように、持続可能な稼げる観光地づくりというのをしっかり目指していきますというふうにおっしゃったので、しっかり目指していただきたい。本当にお金がかかるんですよ。しかしながらそれはちゃんと返ってきます。怖からずじゃんじゃんいいアイデアを出しながら、民間で高瀬裏川のところにはHIKEさんが今、民間で元の病院を買い上げられているいろんなイベントだったり催し物をやってらっしゃるじゃないですか。せつかく裏川、あの石畳、石垣もありますし、非常に水の流れもいいですし、1年中を通してあそこに遊びに来ていただけるような体制づくりというのはいっしょに考えていただきたい。そしてまた、山田の藤、あの辺一帯もまた再開発なんかをして、いろんな花が見れるような四季折々、時折々でいろんな花が見れるような開発もして、私はいいんじゃないかと思えます。

そういうことで、先ほど部長が答弁されたようにしっかり持続可能な稼げる観光地づくりを目指していただきたいと思えます。

それでは、次の質問で、遺跡を活用した観光の取組なんですけれども、これは私たち議員が山鹿市、菊池市、そして和水町、玉名市と日本遺産の合同研修会ということで、8月10日の日に菊池市であったんですけれども、この玉名にも横穴古墳群、大坊古墳、それと横島干拓の堤防だったり、いろんな遺跡があるんですけれども、遺跡を活用した観光の取組についても以前質問をしたわけです。石貫の小学校跡地に遺跡を埋蔵する施設にしますよということもあったんで、あそこにサイクリングロードでも造って、遺跡を見ていただくようなシステムを作ってみてはどうかということだったんですけど、何の進展もなく、そしてまた、石貫小学校がどのようになっているのかということもまだまだ、私、文教厚生委員会なんですけど出てこないというような状況で、遺跡を活用した観光の取組について、現在、玉名市ではどのように行なわれているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

事前にお聞きしています文化財の見に来た観光客の数というのはよろしいんですか。

○13番（松本憲二君） いや、言っていないで。

○教育部長（藤森竜也君） 言ってよろしいですか。

現在、玉名市内の指定文化財のうち、見学者数、観光客数を概算で把握できているものは、玉名石貫にあります装飾古墳の4か所と、高瀬裏川の石橋2か所とあと山田の藤の合計7か所でしか把握できておりません。この見学者等の実数については、コロナ禍に見舞われました令和2年度以降は、各イベントが中止や縮小されておりますので、コロナ前の令和元年度について把握している数を申し上げます。装飾古墳4か所の見学者数は440人、高瀬裏川の石橋2か所については、高瀬裏川花しょうぶまつりのときの観光客数になりますけれどもこれは約19万人、山田の藤の観光客数は藤の花が開いているときのものになります約3万人でございます。

続きまして、これからの指定文化財を活用した観光推進の取組についてですけれども、現在、菊池川流域に日本遺産協議会の事業も含め、市内の指定文化財を観光資源として活用するための取組を進めております。具体的な事業としては、各物産館と連携し、旅行代理店等に指定文化財の見学を取り込んだ様々な観光ツアーの提案を行なうとともに、市のホームページ上で指定文化財の情報発信を行なうことで、それらの認知度向上を図っております。その効果もあってか、令和3年9月から令和4年4月にかけて、11人から15人の小規模なものではございますが、旅行会社による市内装飾古墳の見学ツアー、これが11件、そのほか山鹿市内の県立高校3校の生徒等40人による旧玉名干拓施設の見学も行なわれ、少しずつではありますが取組の効果も出始めていると考えております。

しかし、今後さらなる指定文化財を活用した観光推進を図るためには、対象となる指定文化財へより多くの観光客に訪れていただくための環境整備が必要と考えております。これらについては、観光客のニーズも勘案し、関係各課と連携しながら交流人口増加により、効果的と考えられるこの指定文化財に対しての取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

石貫の横穴古墳群なんですけれども、あそこを見に行こうと思えばなかなか駐車場を見つけるのに非常に苦勞をします。あそこは道も狭いですし、どこにでも止められない。だから観光地としては、観光していただくというのは、今玉名市の頭の中になかないのかなというふうにはしか受け止められないです。見に来てくださいよというふうには、駐車場も整備してない。せっかくそこに祖先というか、残してくれているんですよね、先人たちがいい遺跡を。好きな人は来るんです。しかしながら交通のアクセスもよくない、どうやって行こうか、バスも通っていない、駐車場もない。ちょっと映像をいいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 13番(松本憲二君) 1枚目、これ横島干拓の堤防です。これ二枚戸なんですけど、もう1個いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 13番(松本憲二君) これが六枚戸です。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 13番(松本憲二君) これが六枚戸の説明書き。しかしながら、ここはもともと堤防があったんですけど、この手前の砂利を敷いてあるところというのは、横島の干拓地に入植してきた方々が各県内からいろんなところから入植してきてらっしゃるので墓地がないということで、墓地公園を横島干拓の入植者の皆さんでつくられて整備された。そことか農協が持っている敷地が駐車場代わりに使われている。それは駐車場であるからもちろんいいんですけど、次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 13番(松本憲二君) 堤防の裏側の状況です。もう雑木林がうっそうと茂って、これちょうど排水路なんですけども、排水路にもう垂れ下がっている。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 13番(松本憲二君) これが垂れ下がっている状態ですね。だから大雨のときには木が本当、水面に浸かっているような状態です。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 13番(松本憲二君) これが表から見た。雑木林が、草がいっぱい生い茂っている。こういう状況です。これ見に来てくださいと言えますか。重要文化財ですよ、国指定の。ちょうどこの前この勉強会に行ったときに、もともと派遣の文化課の担当だった方がおっしゃられたんですけど、横島干拓に残っている約5.2キロメートルの堤防は、明治に建築をされて、こういう旧堤防が残っているのは日本でただ一つだそうなんです。そんなふうにおっしゃいました。だからお金をかけて整備するところは整備する。結局、草枕温泉から見てもいいし、外平山の頂上から見ても非常に裏側ですね、先ほど雑木林があっているほうきれいに見えるんです。延々と約5.2キロメートルあるんですから、そこに植栽でもして、非常に色とりどりの時期的なもの、約5.2キロメートルあるんですから、そういうところにも観光として来ていただくような施策も必要じゃないかな。そしてまた、水路を邪魔しているような木々というのは、やっぱり大雨が降るときには非常にその妨げによって農産物に被害が出るというおそれがあるので、そこはしっかり対処していただきたいというふうにお願いをいたします。しっかり一番目の質問の人口交流に関しては、もちろん台湾スタートアップ事業ももちろんですし、観光地の開発、そしてまた遺跡群を使った観光への取組というのが、今後玉名に足を運んでいただける

か、いただけないかというのは、非常にそしてまた、玉名を知っていただくというのに、非常に力を入れなきゃいけないところだと思っているので、しっかり担当課あたり連携をしていただきながら、いい方向に進めていただきたいというふうをお願いをいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、公共施設の民営化についてということなんですけども、これは玉名市ふるさとセンターY・BOX、大衆浴場玉の湯、草枕温泉についてであります。公共施設の民営化ということで、この3施設が令和元年に民営化の計画が立てられて、今まで地元区長さんであったり、市民の方々に説明会が何度となく開催をされたわけですけれども、今年の4月までは民営化でいくというような、私も天水のほうと文化センターのほうに足を運ばせていただいたんですけれども、4月までの説明会では、指定管理ではなく令和5年度からもう民営化のほうに舵を切っていきますということだったんですけれども、急遽6月の説明会で、民営化は一旦ちょっと中断をいたしまして、指定管理制度のまま継続をしていくと。結局、これはコロナでお客さんが非常に減ったということもありますけれども、この民営化計画についての今までの考え方であったり、そういうことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員御質問の公共施設の民営化についてお答えいたします。

まず、観光物産課所管の観光施設が民営化の方向性から指定管理者運営継続への変更に至った経緯につきましては、次の4点でございます。

1点目は、令和元年11月以降に4回、住民、利用者説明会を開催してまいりましたが、コロナ禍により近年十分な説明会が開催できておらず、現時点で市民との意思の疎通が不十分であること。

2点目は、参加者は少なかったものの、民営化に対して反対意見が多かったこと。

3点目は、全国の民間事業者へアンケートなどを行ないましたが、回答結果は芳しくなく、売却の見通しが立っていないこと。

4点目に、草枕温泉てんすい関連施設につきましては、旧天水町が過疎地域に指定されたことで、ソフト、ハード両面で過疎債を利用できる可能性が考えられること。

以上の4点から、令和5年4月からの民営化を延期し、現在と同じ運営方法である指定管理者制度による運営を継続していく運びとなりました。

なお、観光施設の民営化の検討につきましては、引き続き次の指定管理者期間内でも進めてまいりますが、利用者の皆様や市民の皆様をはじめ、関係者の御意見等を十分に

お伺いした上で、売却以外の方法も模索しながら、最終的な方向性を決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

参加者が非常に、私が行ったときにも参加者は非常に少なかったですね。そして、反対の意見が結構多かったかなというふうに捉えております。令和元年から始まって、区長さん方もやっぱり変わられるじゃないですか、2年にいっぺん変わられるところもあれば、1年にいっぺんで交代されることもあるということで、区長さん方からもいろんな意見が出てました。急に民営化と言われてもということ、だからその辺の説明であったりとか、いろんなことに関してもなかなか徹底ができなかったのかなと、そしてまたコロナ禍の中ですから、もちろんサウンディングによりここを買ってくれる業者さんなんかというのなかなか今の時代ではちょっと手が挙げづらいのかなというのちょっと思います。

それでは、この観光施設を民営化するに至った経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員御質問の観光施設民営化の検討に至った経緯についてお答えします。

平成27年度策定の玉名市公共施設等総合管理計画、平成30年度策定の玉名市公共施設個別施設計画において、観光施設は多様化する利用者ニーズへ柔軟に対応し、利用向上を図り、効率的で効果的な観光振興を図るため民営化を検討することとなっていることから、これらの計画を踏まえ、本市が有する観光施設につきましては、計画に基づき民営化の検討を進めてきたところでございます。

最後に、今後の指定管理者の支援をどう考えているかにつきまして、施設改修、改装等に該当する補助メニューなどの情報収集を適宜行ない、指定管理者とも協議を行ないながら、引き続き検討を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） もちろん今答弁にありましたように、利用向上を図り、利用者ニーズへの柔軟な対応ということで、効率的、効果的な観光振興を図るため民営化ということで今、答弁があったわけですがけれども、これ指定管理でもできますよね、指定管理者制度の中でも。ちゃんとこの利用向上を図るために、じゃあ、何をしなければいけないのか。結局Y・BOXでも、今、加工センターがあるじゃないですか、あれ老朽化してトマトのピューレであったり、ケチャップを農協婦人部であったり女性の会の方々

が利用されているわけですが、釜が大きいわけですね。結局、何キログラム以上じゃないとあそこではなかなかつくれない。ちょっとしたい、じゃあ20キログラムコンテナ1つとか、10キログラムコンテナ1つぐらいでも簡単にそういうのがつくれるような施設にリニューアル、これ6次産業でちゃんと補助金あるじゃないですか。そういうことを全然やっていない。やっていない中でこういう民営化というのはあまりにもちょっとおかしい話だと思うんです。

先ほど部長から答弁があったこの指定管理者の支援については、施設改修、改装等に補助メニュー等の情報をしっかりと行って、指定管理者とも協議を行ないながら引き続き連携を図っていくという答弁がありました。まず、そういうことをしっかりしていただいて、熊本のある入浴施設は本当にお客さんが減って危機的な状況だったのが、今、サウナものすごく見直されていますよね、それによって全国から、今、その入浴施設にはサウナ目当てに来る。お客さんが殺到というような状況です。だからちょっと手を加えれば、わざわざせっかく玉名市のお金で、みんなが苦勞してつくってきた物を民間に引き渡すのではなくて、ちょっとしたアドバイス、ちょっとした連携をもって、よりよい施設に変化させられると思うんですね。そういうのをしっかり検討していただきたい。このコロナ禍の中だからなかなか民間の方も手を挙げられないだろうと思うので、今後、キャンプ、草枕温泉はキャンプでも非常に人が多いというようなこともありますので、いろんな面でアルペングループであったり、そういうところとのイベントであったりとかを組んでいただいて、キャンプのやり方だったり、いろんなグッズだったりというのを紹介していただくのもいいじゃないですか。そういうイベント、そういうのをしっかり連携をとって、ますますこの3施設が活性化することをお願い申し上げておきたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 午前中から引き続き、一般質問をさせていただきます。

最後の質問ですが、農林水産業の資材高騰に対する対策についてということでお伺いしたいと思います。

今日、朝1番目に田浦議員が玉名市の食料・農業・農村基本計画の見直しということ

で質問をされました。この全産業に対して資材が高騰しているわけであります。その中でも農林水産業、肥料、油、ほとんどのビニールの被覆代であったりとか、肥料をつくるのにも油を使って一回加熱処理をしなければいけないという面で、いろんなありとあらゆる資材が高騰をしております。いろんな意味で、いろんな形で玉名市のほうからもいろんな補助事業であったり、補助メニューをしっかりと組んでいただいているわけですが、今まで、現在までの取組、燃油高騰があつて去年なんか対策をとっていただいたわけですが、その現在までの取組についてその辺の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員御質問の現在の取組についてにお答えいたします。

これまでに市が講じてきました独自の支援策につきましては、燃油代の価格高騰対策として、令和3年度から令和4年度に農・漁業者等が購入した燃油費に対する国のセーフティネット構築事業の補填金のうち、農・漁業者の積立金相当額の3分1を市が追加支援する農水産業燃油価格緊急補填事業として、農業者延べ4,304人に6,789万2,000円を、漁業者延べ157人に361万4,000円の交付を予定しております。また、農業機械の価格高騰対策として、玉名市の単独事業である令和4年度の農業機械等整備事業の予算額について、当初、1,800万円から3,000万円に1,200万円増額し、現時点で延べ52人に2,814万6,000円の交付を予定しております。

さらには、米価の下落対策として、令和3年度産主食用米を30アール以上の農地で生産・販売した農家を対象に、米1キログラムにつき10円を交付する米価下落臨時支援事業として、補助金1億2,143万3,000円を6月議会で予算化し、現在、申請受付中ではありますが、現時点で633人に7,091万2,000円の交付を予定しております。

これに加えて、本議会におきまして畜産飼料やハウス被覆資材の価格高騰対策として1億2,323万2,000円の補正予算を上程しておりますが、これは市内家畜農家が購入する飼料費の5%及び施設園芸農家が購入する被覆資材費の10%相当額を交付する畜産飼料農業用被覆資材購入緊急支援事業を実施するものであります。

以上で終わります。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

市のほうから燃油高騰対策、それと市の単独、その機械補助、また米価下落、そしてまたこの9月議会に畜産関係、そしてまた園芸関係に対する補助メニューが提案されて

おります。いろんな形でももちろんこの補助をしていただいているというのは非常にありがたいです。

しかしながら、ほかの産業と違って農業の一番難しいところ、結局これは価格転嫁ができないんですね。自分たちで値段が決められない。全て農林水産業物だけなんですよ、市場で価格が決定されているというのはですね。だから農家とか漁業者というのは、自分が再生産、また来年、再来年に結局つなげていくために、再生産価格というのが数字的にはわかるんですけども、その値段を私たちつくっている本人、農家さん、漁業をやっている方々本人が価格を決められない。市場にあふれたときには、10円と言われたら10円なんですよ、100円って言われたら100円なんですよ。もちろん1万円と言われるときもあります。しかし、1万円なんか御祝儀相場とか、本当に物が足りないときばかりで、ほとんどの単価というのが自分たちで決められない、再生産価格には程遠い金額なんです。だからよく、農業者、漁業者は補助金ばかりもろうてよくなってよく言われますけど、自分たちで値段が決められるのであれば補助金なんかもらわなくて全然いいですよ。結局、食料品、カルビーポテトチップスなんかでも、じゃがいも、油が上がります。じゃあ幾らに上げますよ、キューピーのマヨネーズでも上げますよ、全ての今物が値上がりしているじゃないですか、自動車もそうです。しかしながら、農産物、漁業産物というのは農林漁業部分に関しては、一切自分で値段がつけられない。価格転嫁できない。やっぱりそこで補助金を頼らざるを得ない状況なんです。

こんなやって、今部長のほうから答弁がありましたように、数々の補助対策を打っていただいているわけですけども、やっぱり朝一発目に田浦議員がおっしゃったように、成長産業にまだほど遠いような状況です。これを玉名市の基幹産業である農業をどう今後、後継者をちゃんと残してこの農地を維持していくために、また、そういう農業にちゃんと理解を示していただけるような対策も取っていただかなきゃいけないと思います。

そこで、今まではこういう取組がしてありましたけれども、益々やぱり厳しくなっていく状況がまた出てくるかもしれません。燃油の対策として、総額で約7,000万円ちょっとを燃油対策で出していただいているんですけども、令和3年から令和4年にかけて。今後、油等の値段がこのまま下がらない状況だったり、いろんな資材等が高騰していく中で、玉名市としては今後の取組については、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員御質問の今後の対策についてお答えいたします。

今後も生産する上で必要不可欠な各種資材や、肥料等の価格高騰やコロナ禍における販売価格の低迷等が続き、厳しい経営状況に置かれる場合、市によるきめ細やかで速やかな独自の支援というものはますます重要になるものと考えております。これからの社

会情勢や経済の状況、さらには、国・県などの動向を総合的に勘案した上で、これまで実施してきた対策事業の継続を含め、農林水産業者から真に必要なとされる有効な支援策について、引き続き積極的に事業展開していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

社会情勢、経済の状況、いろんなですね、やっぱりそこを勘案していただきながらいろんな対策を取っていただきたいと思います。

結局、麦、大豆にしても、ウクライナ情勢が世界で急速にロシアによって、今ウクライナ侵攻が続いている中で食糧の問題が急浮上してきている。そして、また高温によって、この異常気象によって世界の食糧がどうなるか。日本は人口は減ってますけど、世界人口は増えているんですね。アフリカだったりとか、いろんな新興国では人口がもちろん増えていて、そしてまた農業生産物なんかできないような高温地帯というのがものすごく増えてきている。しっかりここで対策を取って、この玉名平野、この自然豊かな玉名平野、本当は台風の災害がなければ順調にお米もちゃんと実ってますし、水害がなければ本当にいいこの水田地帯、園芸地帯でもあります。その中で、冒頭に田浦議員がおっしゃったように成長産業にどう結び付けていくか。自分たちで値段が決められることが一番いいんです。しかしながら、今、市場法とかいろんな法律の下において、農林水産物だけが市場による価格、結局そのお米にとりましても、もともとは食管法というのがあって、大体お国が1俵当たり1万4,000円ですよとかいう基準を出していたわけですね。結局それが完全自由化になって、今、本当、今年私8月4日だったかな、早期米の刈取りをして持って行ったら、幾らですかって聞いたら、1万600円とおっしゃってですね、本当に採算が取れないなって。結局、お米の肥料なんかはちょっと値段を申しますと、去年までが大体1俵当たり2,800円だったんですね、それが今年は3,500円で約700円、1袋当たりですよ、値上がりをしているというような状況なんですね。やっぱりこういうことをなかなか市民の方々は、食料品が上がっている、上がっていると、結局テレビでも報道があって、食料品全般の値上げは仕方ないかなと。でも、報道機関でよく言われるのが、きゅうりが1本今まで50円だったのが90円に上がりましたよとか言ったら大騒ぎするじゃないですか。農家は大変な思いをしてくっているんですよ。私も今年からミニトマトを8月1日から、油をなるべく使わないように早く生産ができるような体制づくりということで、JAたまなも8月10日からの植付けが可能になって植付けをしました。ハウスの中は40度です。暑い中、みんなそうやって頑張っているんですよ。みかんもやっぱり去年の高温障害といいますか、乾燥、8月の長雨から一変して、結局9月、10月が雨が降らなかったということで、みかん

のなりが少ないです。そしてまた高温によって、貝殻虫だったりとかアブラムシの発生が多い。結局お米も一緒ですよ、カメムシの発生が多かったり、やっぱり農薬はちゃんと散布をしなきゃ、2等米、3等米に落とされる。そういう努力を日々毎日行っている状況ですけども、なかなか自分たちの価格転嫁ができない。しっかり玉名市としても、今後の取組ということで部長のほうから答弁をいただきましたけれども、結局市の予算というのは多分限られたものがあると思うんですね。国・県に末端の状況というのをしっかり要望、要請活動をしていく必要があると思うんですけど、その辺に関してどのようなお考えをお持ちなのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

本市の基幹産業として、これから先も足腰の強い稼げる農水産業として持続的に発展していくためには、やはり何と言っても国また県等の御理解、御協力を得て初めて実現できるものというふうに認識しております。中でも予算に関しましては、本市の限られた予算だけで切れ目ない継続的な支援を行っていくということは大変厳しい面がございます。実際、これまでも国・県から予算を積極的に活用したことで、他の自治体に先駆けて様々な独自支援策に取り組むことができましたし、多くの生産者や関係者の方々から一定の評価もいただいているところでもあります。

委員からもございましたように、私自身、あらゆる機会を捉えてJAたまなさん、また漁協さん等とも連携を図りながら、本市の農水産業の経営安定化はもとより、全国に誇れる産地としての持続的な発展に必要な予算措置、また追加的支援事業等の構築、あるいは食糧安全保障等々の制度設計、早期構築、そういったものまで含めて、これまでも行なってまいりましたけれども、なお一層国・県等に対し働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 市長のほうからも答弁をいただきました。ぜひ、そのような対策、要望活動をしっかり行っていただきたいと思います。

それと、一つまたこれはお願いになるんですけども、畜産関係は飼料だけを購入していらっしゃるわけじゃないんですね。結局、糞尿を成分調整するためのこくずなんかも買入れていらっしゃるわけですよ。のこくずの資材も上がっているわけですよ。だから緑戦略システムでメタンガスの発生によって、電気だったり熱をつくる、その家畜の糞尿で簡単にできるわけですよ、50%の補助がありますし、それにも取り組んでいく姿勢を見せていただきたい。それとまた、新幹線での農産物の物流というの、し

っかり新幹線駅もありますし新幹線も通っているわけですから、そしたら東京まで農産物は一日で行くんですね。結局トラックで行ったら、今3日ぐらいかかっているんですよ、農産物が並ぶまでに。新幹線で行ったら、翌日はもうスーパーに並べるわけですから、そういう面でも排気ガスの排出量も少なくなりますし、そういう働きかけも十分やっていたかきながらですね、食料というのがなければ、どうしても人間生きていくことができません。農家も一生懸命、皆さんに安全・安心なものを食べていただけるように、しっかり生産には努力をしているような状況であります。市民の方々に御理解をいただきながら、市の限られた予算の中で基幹産業である農林水産業が本当に成長産業になれるように、私も日々努力をし、そしてまた皆さん方と話し合いをしながら、しっかり努めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

次に、4番、瀬崎 剛君。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） こんにちは。傍聴席の皆様、インターネット上御覧の皆様、4番、創政未来、瀬崎剛でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

午前中、答弁にありましたが、玉名は熊本でも一番の肥満ということを言われまして、私も実はドキッとしましたが、今の松本議員の質問とかも考えていると、食べないで痩せるというのはどうかなと思いますので、運動と調理方法で医療費を抑えられるように、病気にならないように頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、市民プールについて。新型コロナウイルス拡大、施設の老朽化により閉鎖している桃田運動公園市民プールの状況について御質問いたします。

私の子どもたちの頃はゲームもありましたが、外で走り回り、夏は学校のプールというイメージがありましたが、最近は学校のプールも監視員の方の確保など問題もあり、夏休みのプール開放はされないという学校も多いとお聞きします。水泳は日常生活ではあまり動かすことのない筋肉を使い、陸上とは違った運動効果が期待できます。遊びながら体力向上につながると思われませんが、このまま閉鎖となるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問の玉名市民プールについてお答えいたします。

玉名市桃田運動公園市民プールと正確には申します。このプールは、平成元年に25メートルプールと幼児用プールが、翌平成2年に50メートルプールが供用開始しまし

て、およそ33年ほど経過しております。しかし、屋外であるが故にこの経年劣化による老朽化がかなり進行しているため、安心・安全に施設を開放できる状態でないことに加えまして、この新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、今年度は開設しておりません。本市以外にも老朽化や感染防止の理由で、今年度は休止している公営プールの事例が県内外に幾つも見受けられます。

また、桃田のプールについては、この課題を解消しないと来年度以降も開設できないため、本年4月に設置しました玉名市桃田運動公園市民プール在り方検討委員会で、今後の在り方と方向性について現在検討いただいているところです。一般的に、屋外プールの耐用年数は30年と言われており、市民プールの場合、大規模改修には多額な費用が必要になると見込んでおります。

一方、全国的に見ても、少子化による利用者の減少、一年間のうち2か月程度しか利用できないという屋外プールの実態に加え、近年は度重なる猛暑や紫外線対策を理由に入場者数の減少が続き、大規模改修のタイミングでほかの施設でも集約等にかじを切るといった自治体もございます。教育の観点から、子どもたちが水に親しみ水の中で思い切り体を動かせる施設を維持していくことは非常に大切なことと思います。しかしながら、本市の市民プールを改修して維持していくことが将来の世代へ大きな負担を担わせることにもなりかねず、本当に望まれた姿なのか危惧しているところでございます。

先ほど申しました検討委員会からは、今年度中に市長への提言が提出される予定です。来年度以降の開設については、この提言を踏まえて総合的に判断していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 近年は猛暑続きで、とてもじゃないが夏場は公園では遊べないという声もお聞きします。皆さんネットで各種のプールなどを検索して出かけています。楽しいプール、その他施設など多いのですが、費用も高くいつもそういうところに行くのは大変なので、荒尾の市民プールなどは助かりますという声もあります。その安さが行政の負担になるかと思いますが、その辺も考慮していただいて、市民プールの在り方検討委員会もお答えを出していただきたいと思います。

関連いたしまして、子どもたちの夏場のリフレッシュとして遊べる水遊びの場についてお聞きいたします。

先日、繁根木川の錦橋を通ったときに、川でバシャバシャ走り回る子どもたちを見かけ、今でもこういう子どもたちがいるんだと感動したところでありました。ちょっと投影をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番（瀬崎 剛君） これは、先日、私が孫のお守りを頼まれて出かけました水辺プラザかまとのところの小川ですね。菊池溪谷や矢谷溪谷などの冷たさはありませんが、ちょうど私の膝上ぐらいであります。これは私なんですけど、抱っこしている子どもは3歳ぐらいなんで、さすがに自由に遊ばせるというわけにはいかなかったんですけども、年中さんぐらいになったら足が届くので、全然普通に遊んで危なくもないようにしてあります。途中で石を積んで、ずっと先まで流れていってしまわないようにはしてあって、万が一なことがあっても、途中で追いつけるということを気にかけているんだろうなと思いました。それでは、次の写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番（瀬崎 剛君） これは、山鹿市の鍋田水遊び公園です。先日、魅力ある公園研究会で視察に行ったときの写真ですが、あいにく雨でちょっと水かさが増してしまっていて、分かりにくいかもしれませんが、写真の左上にけやきがありますけど、その先にちょっと見えるのがあそこが堰だと思うんですけど、あそこから川の水を引き込んで、手前の人工的な小川をつくっておられます。そんなに深くはないのですが、だから小さい子どもはここで十分遊べると思います。次をよろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番（瀬崎 剛君） これが最後のほう、右上のほうが川に戻すところ。川の水をちょっと拝借いたしまして、川に戻しているという自然の流れを使って、小さな小川をつくって子どもたちが水遊びできるようなところをつくられております。そういう意味で、安全な場所だと思います。次、よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番（瀬崎 剛君） これが全体を見たときなんですけど、ちょうどあそこせき止められて、左側のほうはちょっと深く、腰上、胸下ぐらいになっているんですけど、そこで子どもたち泳げているんですけど、その先も石を利用してあって、安全面を気をつけてられるのかなと思いますけど、子どもたちを連れて行くのにはいいところかなと思いました。ありがとうございます。

[拡大投影にて画像を示す]

○4番（瀬崎 剛君） これが山鹿市、玉名と、上流域ということもあるのかもしれませんが、工夫次第では玉名でも何かできるのではないかと思います。水遊びの場についてお考えはあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 瀬崎議員の再質問にお答えいたします。

現在、建設部で管理している公園は、都市公園や都市公園以外の公園を含め合計70

公園ございます。主な公園といたしまして、蛇ヶ谷公園、立願寺公園などがありますが、いずれの公園も水遊びができる施設はございません。今後は、コロナ禍においても誰もが安心して利用できる公園を目指し、公園の再編や再整理の際には、幅広い世代の方々のニーズを考慮し、水遊びのできる空間も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

検討していただけるということで、夏場のよくテレビのニュースとかで、今日の都心の気温は何度まで上がりというところで、都心の中の公園の画像が流れたりするときがあります。公園の噴水の中に小さい子どもたちが水浴びしているという画像がたまに流れるんですけども、以前、蛇ヶ谷公園には人工的につくられた丸い小さい池があって、魚が泳いでいました。魚はいいのかなと思うんですけども、その蛇ヶ谷公園とかそういう公園の中で噴水で水浴びできるだけでも、小さい子どもははしゃげると思います。どうか魅力ある公園の中でも提案が出るとしますので、そのときは検討のほうをよろしく願いいたします。

では、次の質問にまいります。

それでは、2、岱明ふれあい健康センターの今後の在り方について。

長年にわたり地域のコミュニティーの場として親しまれてきた岱明ふれあい健康センターですが、10月から岱明防災センターの利用が開始されます。岱明ふれあい健康センターの今後について、どのようにお考えでしょうか。お答えください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の岱明ふれあい健康センターの今後の在り方についてお答えいたします。

岱明ふれあい健康センターにつきましては、これまで議会の中でも御説明してまいりましたとおり、令和12年度をめどに民間移譲を行なうこととしております。令和12年度という時期につきましては、岱明ふれあい健康センターの施設整備に国のカーボンマネジメント事業を活用した補助金をいただいております。その活用による施設等の処分制限期間を踏まえて設定したものでございます。このことは令和元年11月8日に開催いたしました岱明公民館建設事業及び岱明ふれあい健康センター運営に関する検討経過報告会でも説明を行なっており、また、令和3年4月に改訂を行ないました。玉名市公共施設長期整備計画及び玉名市公共施設個別施設計画に民営化の時期を明記しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 歳出です。ふれあい健康センターと防災センター、入浴施設を除けば類似する施設が多いと思われませんが、両方の施設の維持管理に経費がかかっていますが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

岱明ふれあい健康センターの民間移譲につきましては、岱明防災コミュニティセンターの建設に伴い、類似事業を行なう施設が重複することになることから、岱明ふれあい健康センターは将来的に施設を民間に有効活用していただくという考え方で進めているものでありますが、民間移譲が決定するまでの間は、入浴施設など維持管理を継続していく必要があるため、一定の施設の維持管理にかかる経費は必要と考えております。ちなみに、現在の維持管理費は年間3,400万円から3,500万円となっております。

また、岱明ふれあい健康センターの民間移譲を進めていくためには、先ほども述べました補助事業の処分制限や現在の用途地域の見直しなど、岱明ふれあい健康センターを取り巻く条件を解決し、地元住民等の御意見を踏まえながら進めていくこととなりますので、様々な条件をクリアできれば、可能な限り前倒して民間移譲の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 私の祖母は、今年で101歳になります。今は大半を施設で過ごしておりますが、月に数日家に帰ってくるような状態でございます。しかしながら、結構記憶もしっかりしておりますし、足が若干不自由でありますけども、つえを突けば家の中では普通に歩けるぐらいの状態であります。90歳ぐらいまでは押し車を押して、ふれあい健康センターまで行っておりました。行って、今日は誰々さんと話してどがんことだったよとかいう話をしているのを私も聞いておりました。入浴施設を引き継いでいただける民間の企業が見つかるのが一番と思います。管理体制も直営になるということで、先ほどお聞きした年間の維持管理費3,400万円から3,500万円、今現在ということでありましたが、直営になると若干は増えるんじゃないかと思われまして。国の補助金の一部返金の問題があると思いますが、よい条件が整えば、前倒して民間移譲をお願いしたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） では、次に14番、徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは。14番、公明党の徳村登志郎でございます。

す。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症（第7波）に対する対応についてお尋ねします。

新型コロナウイルスの感染が再拡大しております。本市においても感染者は100人を超える日も多く、この第7波のこれまでにない感染拡大を感じております。

そこでお尋ねいたします。第7波にあたり、本市の現状とその取組、またその中で起こった問題点、さらに解決に向けた対応策があればお示してください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の新型コロナウイルス感染症（第7波）に対する対応についてお答えをいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症（第7波）に対する現状と取組についてでございますけれども、第7波はオミクロン株の変異系統がさらに感染力が強いと言われるBA.5系統への置き換わりが進むにつれ、7月中旬から今日まで爆発的に感染が拡大してきたところでございます。新規陽性者数は、令和2年に本市で確認されてから本年8月末までの2年半で約8,000人が確認されておりますが、このうち本年7月中旬から8月末にかけ約6,500人、実に累計の8割強がこの1か月半で発生するなど、爆発的な感染拡大が続いてきている状況でございます。第7波の感染の特徴といたしましては、感染や伝播性が高い一方、重症化率は比較的低いということや子どもの感染急増と家庭内感染が顕著に見られ、保育園や学校でのクラス閉鎖や高齢者施設のクラスターも発生しているところでございます。

そうした中、熊本県では8月2日に熊本BA.5対策強化宣言が発令されました。本市では、新型コロナウイルス等感染症対策会議や有明保健所、管内医療機関、自治体等による感染症有明地域会議等で情報共有に努め、対応策を検討しながら市民の皆様へ改めて感染対策の徹底をお願いしているところでございます。8月10日には、これ以上の感染拡大や検査受診は医療現場の負担を増大させ、医療崩壊を招きかねないとの判断から、玉名郡市1市4町、玉名郡市医師会、熊本県北病院との連名で、新型コロナウイルス感染症に関する医療機関への適正受診についての共同メッセージを発信し、防災行政無線、ホームページ、SNS等での呼びかけ、併せて県の無料の検査、休日・夜間の相談窓口や受診についての周知、そして何よりワクチン接種の呼びかけを積極的に実施してきたところでございます。

次に、第7波での問題点とございますか、対応に苦慮した点がございます。これまでの対応と違い、熊本県では医療提供体制の維持と社会経済活動の継続を両立させるため、感染対策を十分に行ないながら飲食業の営業制限、公共施設の閉鎖、イベントの中止等

を行わず、社会経済活動を行ってききましたが、爆発的な感染拡大は医療現場の逼迫を招き、通常診療に影響を与えかねない瀬戸際のところまで来た状況ではありましたが、何とか医療崩壊は避けることができたところでございます。

行政としての対応といたしましては、感染症は法令で都道府県と保健所が感染対策を担うよう規定されておりますが、有明保健所も他地域の保健所と同様に、業務の逼迫から自宅療養者への情報提供の徹底が行われず、市への相談が増加したところでございました。市といたしましては、県のホームページ等で情報収集を図り、可能な限りで相談に応じているところでございます。

次に、第7波の対応策でございますが、市内で幾度となく新型コロナウイルス等感染症対策会議を開きながら情報の共有を図り、また先ほども述べましたように、有明保健所、管内の医療機関、医師会、薬剤師会、自治体等での感染症有明会議におきまして、有明保健所管内の実情を情報共有し、課題を共有しながら医療機関への適正受診についての共同メッセージを発信するなどの対応策を講じてきたところでございます。

なお、最近の情報でございますけれども、これまで特定の医療機関のみで軽症、中等症の患者等を対象として使用されておりました新型コロナウイルス感染症の経口治療薬ラゲブリオが安定供給の見通しが立ったことから、9月16日より医薬品卸を通じて、一般の医療機関や薬局で取り扱うことが可能となることが発表されたところでございます。広く医療機関で利用され、早期に治療可能という面では朗報と期待するところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

ここ最近、感染が今までの感染の8割強を超えているというところで、爆発的な感染拡大は間違いなかったのかなど。また、そういう中でしっかり対応をしていただいているという答弁をいただきました。

それでは、幾つか具体的に再質問をさせていただきます。

まず、対象者がもちろん増えていると思われるんですけども、一番最初に行くと思われる発熱外来ですね。こちらの設置状況をお示しいただけますか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の発熱外来の設置につきましては、医療提供体制に関わるものでございますので、法令上、県が主体となって地域の医師会や医療機関と連携し整備することとなっており、県と荒尾・玉名郡市医師会及び医療機関で調整をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

まず最初に、どうしても熱が出た、どこかに見ていただかなくちゃいけないとかというところで皆さん苦慮される場所だと思います。

それでは次に、感染症患者の入院を受け入れている医療機関の状況についてお示しいただけますか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

感染者の入院を受け入れる医療機関につきましては、有明保健所管内では、荒尾市民病院、熊本県北病院、和水町立病院の三つの医療機関で受入れを行なっているところでございます。入院の受入れにつきましては、基本的には各地域の診療所での受診後、陽性と判断された場合は、症状の程度により診療所と三つの医療機関のいずれかと協議、調整の上判断されているところでございます。有明保健所管内は、県内でも比較的多くの病床数を確保しております。また、他の保健所管内では、医療機関への受診に数日時間を要し、手当が遅れることで症状が悪化し、入院療養期間が長引くことで病床回転率が悪くなるというような悪循環もあるようですが、この有明保健所管内の医療機関では、なるべく重症化につながらないように、早めの受診機会を提供できるよう基幹病院と荒尾・玉名郡市医師会で連携、協力を行っており、このことが病床の回転率を上げることにつながり、現在の病床数で対応できているとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

しっかり医療機関、現在の荒尾市民病院、県北、和水、この三つの病院で病床数をしっかり確保されている中で、連携していただいているという答弁をいただきました。

それでは次に、自宅療養ができなくて宿泊施設を利用した方、療養者の状況についてお示しいただけますか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

感染者の宿泊療養は法令に基づくものであり、県が実施主体となっております。入院が不要と判断された方は、宿泊施設の空き状況に応じて、有明保健所と荒尾市民病院において宿泊療養または自宅療養の調整を行っております。宿泊療養となった方は、県の指定する宿泊施設で療養することになります。宿泊療養施設の確保につきましては、感染症に関するものであることから、県が民間の宿泊施設の協力のもと指定することになりますので、市で独自に宿泊施設を借り上げることはできかねます。仮に、宿泊療養施

設として協力いただける事業者から市に協力要請があれば、県に宿泊療養施設に追加指定をしていただくよう申し入れたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

こちらの宿泊施設ですね、県の指定ということで、自宅療養ができない方、こちらのほうを利用されている状況というふうに把握いたしました。

それでは、次に、よくちょっと私も質問を受けたことがあるんですが、親が感染者または濃厚接触者となって、ほかに子どもの養育者がいないという状況に置かれたときの子どもについて、その支援についてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合に、同居している子どもは症状がなくてもその時点で濃厚接触者としての扱いになります。現在、宿泊療養施設や入院施設に数の余裕がなく、また感染症状の理由から公的に一時的に預けられるところはないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

これは今後の課題じゃないのかなというふうに私も感じております。どうしても家族もろともコロナにかかるという避けられないというところだと思います。

次に、先日も台風11号が九州に接近して、本市においても避難所が開設されたと思います。幸いにも被害もなくことなきを得たと思いますが、懸念されるのが自宅療養者の災害時の避難場所についてなんですけれども、その点をお示してください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 議員再質問の自宅療養者の災害時の避難場所についてお答えいたします。

新型コロナ感染症陽性者の災害時の避難対応につきましては、基本的には保健所において対応を行うこととなっております。現在の保健所における避難の対応としましては、陽性となられた方に対し、災害時に避難が必要となった場合は、まず保健所へ連絡を行うよう通知がなされており、連絡を受けた際には、宿泊療養施設等を調整し避難誘導を行うこととなっております。

しかしながら、今般の第7波においては感染者数の急激な増加に伴い、避難希望者に

対し、宿泊療養施設が不足することも想定されており、この宿泊療養施設に収容できない場合については、保健所からの要請に基づきまして、市町村において避難者を受け入れることとなっております。

本市におきます陽性者等の避難受入れの対策としましては、事前連絡を受けた避難者に対し、陽性者専用避難所を設け、避難を誘導することとしております。しかし、災害が切迫しており事前連絡をすることが困難な状況で、一般の避難所に避難されるケースや、また避難後に体調不良を訴えられるケースなどもございます。そのため、本市では、昨年の玉名市総合防災訓練において、玉名郡市医師会をはじめ医療関係者監修のもと、避難所における感染症対応訓練を実施しております。これは避難所開設時に、あらかじめ避難所内のゾーニングやパーティションなどによる感染症対策用品を用いた対策を講じ、陽性者等の避難における緊急対応についても十分な準備を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 保健所が主体となって対応されているところですが、市においてもしっかり訓練等の実施をされて、想定した訓練がなされているということで安心いたしました。

最後になりますけれども、こういうコロナ禍の中で学級閉鎖ですね、また家族のコロナ感染などで自宅待機を余儀なくされている児童に対して、これは既に導入されているタブレットがあると思うんですけれども、こちらを活用したりリモート学習等が今後必要になってくると思いますけれども、その辺の状況をお示してください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の欠席、休校などでの児童生徒へのサポートについてお答えいたします。

本市では、長期にわたり欠席する児童生徒に対して、保護者の要望などがあればWi-Fi環境が整っている家庭に限られるという制限はございますけれども、学校の実情に合わせてタブレット端末の活用など応じるようにしております。

しかしながら、9月12日からほとんどの学校においてタブレット端末の持ち帰りを開始し、全ての家庭でのタブレット端末が使用可能になっていきますので、今後、コロナ禍における長期欠席、学級閉鎖また休校の場合であっても、児童生徒への健康観察やリモート授業などでサポートの幅を広げることができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

やはり長引くこのコロナ禍の中で、学習カリキュラムの遅れとかですね、あと学校から離れて孤立化するとかいろんなところが懸念されるんですけど、タブレットがいよいよ御家庭に持ち帰りできるということですので、しっかり活用をお願いしたいと思います。

また、今回の第7波の中、急激に増える感染者の急増を受けて質問をさせていただきましたが、いずれも救急搬送や発熱外来、病床に逼迫など市民の不安に基づくものでございます。

もちろん政府がこれまでの教訓を生かして、感染対策や医療体制の強化を急ぐのは当然のことです。感染拡大や重症化の防止に向けては、まずワクチン接種を進めることが重要だと私も考えます。とりわけ3回目接種率が5割前後の20代、30代の若い世代の呼びかけ、また高齢者等に対して実施されている4回目接種も加速させる必要があると思います。本市においても感染者の急増で自宅療養者が増加しているように思われます。食事の提供といった生活支援が確実に届くような体制づくりも急務かと思われます。

また、市民一人一人もより警戒が強まると思います。当面は屋内でのマスク着用や部屋の換気、手指消毒に努めるなど、基本的な対策を改めて徹底しなければならないと思います。そして、本市においては国の地方創生臨時交付金の活用を含め、さらなるコロナ感染症対策をとっていただければと思います。

また、何より政府の的確な情報発信が一層重要となつてまいりますので、自治体として市民へ確実に届けていただきますようお願いをし、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（近松恵美子さん） 質問の途中ですけれども、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時10分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） それでは、次の質問に移ります。

不登校の子どもたちのサポートについてお尋ねします。

不登校の定義については、何ををもって不登校というのでしょうか。文部科学省による不登校の定義は、病気や経済的な理由などといった特別な事情がなく、年間の欠席日数が30日以上となった状態のことを指します。文部科学省の公表している不登校の現状に関する認識としてはこのように明記されています。

不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくない、したくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義しています。

不登校と似ているものについては、ひきこもりがあります。ひきこもりの定義は、厚生労働省によって様々な要因の結果として、社会的参加、就学、就労、家庭外での交流など回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念とされています。

そもそも不登校とは、学校に係る言葉ですから、学校に在籍していない人には適用されません。

一方でひきこもりは、学齢以上の年齢の人が含まれます。期間についても、不登校は30日以上学校の欠席であるのに対し、ひきこもりの条件は6か月以上といった違いがあります。また、ひきこもりの場合は社会参加を拒絶しているのも大きな特徴であると言えるでしょう。不登校には社会参加についての条件はなく、学校に行っていないくても何らかの形で他者とのかかわりを持っていることもあります。

令和2年度に行なわれた文部科学省の調査報告によると、不登校とされた児童生徒は、小学校で6万3,350人、中学校で13万2,777人、合わせて19万6,127人が不登校であるとの結果でした。児童生徒1,000人当たりの不登校人数は20.5人で、不登校の児童生徒数は8年連続で増加傾向にあります。今は不登校の子どもがめずらしいものではありません。どの子どもが不登校になってもおかしくなく、誰にとっても身近な問題になっていると言えます。

熊本県においても、不登校児童生徒数は8年連続増加し、令和2年の調査では2,996人となっております。また、県教育委員会の昨年9月の独自調査では、不登校児童生徒のうち、普段生活している場所としては、家庭が約7割、学校が約2割、学校以外の教育の場が約1割となっております。このうち、学校以外の教育の場について、市町村が設置している34か所の教育支援センターを利用している児童生徒数は202名となっております。

そこでお尋ねいたします。本市において適応指導教室及びタマにゃん教室があると思いますが、その現状についてお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の本市の適応指導教室、またタマにゃん教室についてお答えいたします。

不登校の児童生徒数は、本市においても近年増加傾向にあります。その対策として、本市では全ての中学校6校に適応指導教室を設置の上、それぞれの学校に1名適応指導

教室指導員を配置し、学校に足が向かなかつたり、教室に入れなかつたりする生徒を対象に、それぞれのペースで学習指導を行うとともに、生徒や保護者の教育相談を受けやすい体制も整えております。

また、学校外に児童生徒が通える居場所として、教育支援センター「タマにゃん教室」を設置しております。教室には指導員を2名配置し、個別の学習支援を行なったり体験活動を取り入れたりしながら、週2回の教育支援を行なっております。加えて、玉名市では、教育相談員を2名配置していますので、先ほど述べましたタマにゃん教室での学習支援を行なったり、毎月定例の教育相談を第3日曜日に実施したりしていることに加え、随時教育相談を受け付けるなど、児童生徒や保護者の悩み等に対応しております。

また、中学校を直接訪問、巡回し、心配な生徒の情報を共有するなど各学校との連携も図っているところでございます。

現在、適応指導教室には30人の生徒が利用し、それぞれのペースで学習指導を受けております。また、タマにゃん教室は5人登録されておりますが、その中には既に学校に通えるようになった生徒も含まれております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

県下でも8年連続で増加していると、本市においても増加傾向にあるというところで、不登校の問題が身近なものであるということがまた再認識いたしました。

また、学校以外の学び場として、市町村教育委員会が設置する教育支援センターとともに、民間のフリースクールがあると思います。その民間のフリースクールを利用する児童が一定数存在していることは皆さんも御承知のとおりでございます。フリースクールは公的な学校とは認められていないため、学校に在籍したままフリースクールに通うこととなります。文部科学省が示したガイドラインを基に、学校長の判断により出席扱いの可否を決定することとなっております。

このような背景からも、フリースクールは今や公的な役割を担う側面があると考えられます。フリースクール等が不登校児童生徒を支援する場として、重要な位置づけを担っているとの見解は熊本県においてもございます。今のところフリースクールに通わせている家庭への公費による支援はございません。フリースクールの学費は、文科省の調査によると平均で年額40万円ほどだそうです。このほかにも通学費やイベント参加費が別途必要であって、これら全て不登校児童生徒の保護者の負担であります。保護者としてみれば、負担をしてでも学びの場をつくってあげたいとの切なる願いがあるからこそ負担をされているのだと思います。特にこの点につきましては、公明党としても県と国にこの点を支援の要望としてあげていく所存でございます。

次に、不登校特例校の設置の推進についてお伺いしたいと思います。

全国の小・中学校で、2020年度に不登校だった児童生徒は前年度の約8.2%増の19万6,127人となり8年連続で増加し、過去最多となる中、公明党としまして本年3月10日に不登校支援プロジェクトチームを設置いたしました。不登校児童生徒への支援策の一つとして、子どもの状況に合わせた授業カリキュラムを組むことができる不登校特例校の整備充実について議論を行い、4月22日の衆議院文部科学委員会で福島智子衆議院議員が不登校特例校の設置拡大を訴え、末松伸介文部科学大臣は、不登校特例校の設置促進を図ると応じました。さらに、4月28日には不登校支援プロジェクトチームの提言として、末松大臣に不登校特例校を都道府県、政令指定都市に1校以上設置することを強く要望いたしました。その後、政府は不登校の子どもを対象に、柔軟なカリキュラムを組める不登校特例校について、全都道府県、政令指定都市への設置を目指す方針を固め、6月に策定した経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針ですね、これに初めて明記いたしました。また、文部科学省は6月10日に、不登校に関する調査研究協力者会議の報告書を取りまとめ、今後の不登校児童生徒への学習機会の確保と支援の在り方について、重点的に実施すべき施策の方向性は、誰一人取り残されない学校づくり、不登校傾向にある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保、不登校児童生徒の社会的自立を目指した中・長期的支援の4点であり、不登校の考え方として、登校という結果のみを目標とせず、社会的自立を図ること、状況によっては休養が必要であり、学校に行けなくとも悲観する必要はなく、様々な教育機会を活用することが必要として、全国の教育委員会等の機関へ通知し、小・中・高等学校等へ周知を図ったところでございます。

不登校の児童生徒に合わせた学校づくりは、構造改革特別区域法を活用する形で、2004年度から高尾山学園など一部の地域で始まり、2005年の学校教育法施行規則の改正で、特区申請が市で設置が可能となり、2016年に公明党の推進で設立した教育機会確保法に基づく基本方針では、実際体制、不登校特例校の設置を促しております。2022年4月時点で、不登校特例校は10都道府県21校、公立12校、私立9校にとどまっており、文部科学省は教育委員会の担当者でも、特例校について知らないケースがあると設置に向けた手引を作成、周知するなど認知の向上に努めているところでございます。

実際、この取組は注目をされております。この不登校特例校についての認識を本市においてはどうなっているのかについてをお聞きしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の不登校特例校の設置推進についてお答えいたします。

このコロナ禍で増え続ける不登校の児童生徒が無理なく通える範囲に学べる場を確保するという目的で、不登校の子どもを対象に柔軟なカリキュラムを組める不登校特例校を全ての都道府県、また政令市に設置する方針を政府が固めていることや、この不登校特例校が現在全国に、今議員おっしゃられたとおり21校設置されていることは認識しております。

ただ、本市としましては、各学校が不登校児童生徒の解消に向けて懸命に取り組んでおり、それを支援しているところでございます。まずは先ほど申しました各中学校にある適応指導教室や教育支援センター「タマにゃん教室」での支援活動の充実を図ることで、不登校児童生徒解消のための居場所づくりに尽力していきたいと考えております。

今後は、不登校特例校での実践事例から、有効な取組などを本市の不登校対策の取組の参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

不登校児童生徒数は8年連続で増加し、史上最多となる中、不登校特例校では、その実践により登校する子どもたちが増加しているという結果がございます。不登校に関する調査研究協力者会議の報告書にもあるように、登校という結果のみを目標とするわけではないんですが、本来義務教育、学校とは子どもたちが安心・安全に学校に通い、仲間と共に自分の持っている能力を伸ばしていく場所であるはずで、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保や、誰一人取り残されない学校づくりという点からも不登校であった子どもたちが登校を始める不登校特例校の実践が注目されているところでもございます。

この不登校特例校の教育的効果の実践例を一つだけ紹介したいと思います。

岐阜市の岐阜市立草潤中学校というのがございますけれども、ICTを活用した学習支援に力を入れた自治体主導による不登校特例校が2021年4月に開校しました。不登校特例校は、不登校の子どもに配慮して柔軟な教育課程が実施できるため、通常中学校の授業時間は年間1,015時間ですが、草潤中学校では770時間、定員は40人ですが、初年度の説明会は120家族、380名が参加、現在1年生13人、2年生12人、3年生15人が在籍し、2017年に閉校した小学校の校舎を使っているそうです。全ての授業がオンライン配信されているため、学校に行けない場合は個々の状況に合わせて自宅でも受けられるようになっています。登校スタイルは、月に1回生徒の状況に応じて、一つは毎日行くパターン、二つはICTを活用した在宅中心の学習、三つが週数日を登校、それと在宅学習の組合せという三つのパターンから選ぶことができ、時間割は生徒と教師が相談しながら一緒に決める。さらに学級担任は生徒が選ぶことが

でき、その後の変更も可能。開校時の教師が異動ではなく、教師の手挙げ、希望式となっており、また服装、持ち物の規則もないというような授業にも特色があり、自分で自由に決めたテーマに取り組めるセルフデザインという科目もあります。タブレット端末で絵を描いたり、学校備品の楽器を演奏したり、様々な時間を過ごすことができるようになっております。この草潤中学校の井上博詞校長の方針は、ここに来るのは普通の学校に通うのが困難だった子ども、子どもが学校に合わせるのではなく学校が生徒に合わせ、一人一人の個性を伸ばす教育。校長室や職員室は開放されていて、昼食を一緒に食べる生徒もいるということです。草潤中学校では、入学前に毎日登校を考えた生徒は18人だったのですが、4月末には7割近くの27日が毎日登校を希望、3年生の中には高校を目指して受験勉強に励む生徒もいるそうです。

井上校長は、生徒から気軽に学校に来れる、保護者から子どもが学校に通えるようになってよかったとの声が寄せられていると伺っておられます。

公明党はこれからもネットワークの力で、まずは不登校特例校を各都道府県、政令市指定都市に1校以上設置し、その支援ノウハウを各都道府県、政令指定都市の小・中学校に広げていくことで、不登校児童生徒数の減少と生き生きと学ぶことができる児童生徒の増加を目指していきたいと思っております。

それでは、次の質問をいたします。

次に、先進地事例「メタバース登校」について伺いたいと思います。

夏休み明けから不登校の子をオンラインでサポートする取組を、埼玉県戸田市の教育委員会が認定NPO法人カタリバとの連携協定を結んで始めております。この聞き慣れないメタバース登校ですが、メタバースとは、英語の「超（メタ）」と「宇宙（ユニバース）」を組み合わせた造語であって、コンピュータネットワークの中に構築される三次元の仮想空間やそのサービスのことを指しているそうです。簡単に言うと、三次元の仮想空間、バーチャル空間のようなものと思います。

このメタバース登校とは、学校に行けない子がカタリバの運営するオンラインの学び場「r o o m-K」、これ仮想の学校みたいなものなんですけど、それを使って、自宅などで学びを進めることができる仕組みです。相談支援の内容をもとに、校長が認めれば戸田市教育委員会では出席扱いにする方向になっているそうです。子どもは臨床心理士や社会福祉士などの資格を持つコーディネーターとの面談を経て、個別の時間割「マイプラン」や支援計画を作成します。そのプランに応じて、パソコンなどを使って仮想空間にログインし、その中でほかの子と一緒に学習したり、雑談やまたクラブ活動などをしたり、スタッフとの相談を行ったりすることができるようになっております。また、その中には研修を受けたメンターも伴走するようになっているそうです。

オンラインの学び場 r o o m-K が始まってからおよそ1年が経過しておりますが、

これまで参加した子どもたちにどんな効果があったかと言うと、カタリバによると、参加した子どもたちからは、個別の計画に応じて小さなチャレンジを積み重ねていくことで、朝起きれるようになった、目標を持てるようになった、興味のあることが見つかったなどの声があるといいます。また、利用者アンケートからは、これまで1年以上学校に行くことができていなかった子どもの約8割が、オンラインの場合であれば週に1回以上活動に参加できていることがわかっています。不登校のこの支援のため、教育委員会は学校とは別の組織として教育支援センターなどを設けることが努力義務となっておりますが、これまでも教育改革を進めてきた戸田市の場合は、既に教育支援センターに加え、市内3校の中には校内型のサポートルームなども設置されています。しかし、外に出ることがそもそも難しいという子にとっては、センターに通うのもハードルが高かったようです。そこで戸田市では、オンライン上での教育支援センターのようなr o o m - Kを第三の選択肢として活用していくことになったと言います。

また、不登校の子どもがいる家庭は、保護者が仕事を辞めるなどして経済的に困難な状況に追い込まれることも少なくないと言います。オンラインでの支援は保護者のサポートも同時に進めていくという取組がなされるそうです。

以上、戸田市の先進事例の紹介でございましたが、この先進事例を受けて、本市の見解、感想をお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問のメタバース登校についてお答えいたします。

最近のニュースから、NPO法人と埼玉県の戸田市教育委員会が連携して行なっている事業であるということは把握しております。内容については、御紹介もありましたけれども、学校に通えない子どもたちへの学習機会をつくることを目的としては、オンライン上の学び場を使って、自宅などで学びを進めることができる仕組みであると認識しております。本市としましては、先ほどの不登校特例校での質問でお答えした内容と重複しますが、各学校が不登校児童生徒の解消に向けて懸命に取り組まれていることを支援しており、適応指導教室や教育支援センター「タマにゃん教室」での活動の充実を図ることで解消につなげたいと考えております。

ただ、このメタバース登校の実践につきましては、非常に新しい取組でもありますので、今後、その動向を注視し、本市の不登校対策にとって有効な取組であると判断すれば参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

戸田市はこの不登校問題にすごく積極的に取り組んでいらっしゃるなど。その戸田市

の戸ヶ崎勤教育長の言葉を借りて申し上げたいと思います。

教育長が、自治体としては様々な知見を駆使して適切な支援をしていかなければならないと思う。経験や勘を軽視しているわけではありません。それでも大事なことです。ただ、いつまでもベテラン教諭の巧みな技に頼って、後ろ姿で学ぶというような非効率的なことをやり続けていいのかというのは疑問です。教員の優れた技、支援の仕方を皆で学ぶために、もっともっとデータを使いながら攻めの姿勢で取り組んでいきたい。個人的には、幸せに生きるや社会的な自立が最低限の基盤ではないかと思います。そこに子ども自身の好きなものが付け加わっていくこと、ですから、社会的な自立のための支援をこれまで以上にしっかりとしていき、その子が抱えている不満が自分や外に向かうことが少しでもなくなるように考えていかなければいけないと思っています、というコメントをされております。

私自身、この戸田教育長の言葉に大変共感をいたしました。このメタバース登校についての実際は、本当に現場で実際に子どもたちを助けなければならない。国は実際に子どもを助けるということではできませんので、現場の自治体の力でないといけないというところだと思います。この自治体として適切な支援をするためには、やはり様々な知見を集めて取り組まなければいけないとの思いから、この導入だと私の場合は感じました。もちろん部長がおっしゃったとおり、本市においても参考になればという思いで今回紹介させていただきました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願の今後の対応についてお尋ねいたします。

令和3年8月10日付けで、これは改選前の議会になりますが、当時の内田靖信議長へ、請願者、立願寺ポニー愛好会会長の内村和男氏、私が紹介議員として請願を提出させていただき、議会の採択をいただきました。そのとき、改めて当時の請願の趣旨を紹介させていただきます。

請願の趣旨、動物とのふれあいは、子どもたちの心を和らげ、相手への優しさと思いやりの心を育み、豊かな人間形成の基礎を培うとも言われています。しかしながら、今日の生活様式の変化により、子どもたちが身近に動物をふれあう機会や場所が失っているという状況が顕著になってきています。これまで子どもたちが身近に動物とふれあう場所として、主な役割を担ってきた学校ですが、現在、動物を飼育している学校は極めて少なくなっているようです。理由としては、日々の先生方の業務量増加により、毎日の動物たちの生活管理等が難しくなっているようです。

このような状況の中で、私たちが運営する立願寺ポニー公園は今年で開園7年目を迎え、身近に動物とふれあえる場所として、幼稚園、小学校、中学校、学童保育所、放課

後等デイサービスなどの、最大で年間約1,300人の主に子どもたちに活用してもらっています。子どもたちが目を輝かせながら、生き生きと動物たちとふれあう姿を見て、子どもたちの発達と健やかな成長に幾ばくかの寄与ができたのではないかと思います。

今後もできる限りはこの事業を継続していきたいと考えていますが、一方では運営面などなど様々な場面において大変さを感じる毎日で、年齢を重ねるごとにこのままボランティア団体での継続的な管理運営に自信が持てなくなっているのも事実です。

以上の趣旨をお酌み取りいただき、以下の事項についてお願いします。

これまで多くの方々に支えていただき、また事業継続を求める声を多数いただいている中、ぜひ当公園を存続できるよう議会においても後押しをお願いする次第です。

という当時の請願です。

その後、内村氏ですけれども、市長あての公営化の要望をされた経緯とかもございましたが、いろいろ執行部とのやり取りの中で、存続の方法として公営化は実現が難しいとの考えに至られたみたいです。その後、立願寺ポニー公園をNPO法人として立ち上げ、玉名市のみならず近隣の郡市4町、民間企業、個人賛同者等から幅広い支援を受けながら存続の道筋を見い出そうとされております。

実は、先月24日に副市長をはじめ、執行部から立願寺ポニー公園の要望に対する説明会が開かれました。オブザーバーとして、坂梨、城戸両県議の秘書とともに市議会からも江田議員、吉田議員、山下議員、そして私も参加させていただきました。

そのときの内容も踏まえ、改めて今後の市の請願への返答を市長からお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 徳村議員の御質問にお答えいたします。

立願寺ポニー公園につきましては、令和3年8月10日に先ほど御紹介がありましたとおり、玉名市議会に立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願を提出いただき、全会一致で採択されたことは皆様御存じだと思います。

これと並行して、市に対して翌日の8月11日には、立願寺ポニー公園を玉名市の動物教育施設にする要望、加えて本年6月には立願寺ポニー公園を玉名市立の動物教育施設にする要望の回答についてという要望が提出されました。

これらの要望に対しましては、立願寺ポニー公園の公営化はできないことを回答するとともに、立願寺ポニー公園を支援するプロジェクトチーム、あるいはNPO法人の立ち上げを市として行うことはできませんと回答をしておりました。これらの回答を受け、立願寺ポニー愛好会から会員を対象に対面による説明を求められましたので、先ほど議員がおっしゃられたように、8月24日に玉名市文化センターにおいて回答の説明を行

い、関係者の皆様から御意見をいただき、本市における支援内容をお答えしたところで
す。

その内容としては、これまでも自助努力によって本当に頑張ってこられておられます
けれども、立願寺ポニー愛好会が今後民間からも広く支援を募りながら、NPO法人等
しっかりとした組織となって公益性の高い活動を継続されるのであれば、組織に対する
補助や支援メニューを用いて支援できるものを検討していくというものでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

説明会の当日は、終了後、ポニー公園の愛好会の方々からの励ましの拍手と、当時は
副市長がいらっしゃいましたので、副市長からの力強い支援の言葉をいただいて、本当
に感激した次第であります。

後はしっかりと立願寺ポニー公園がNPO法人として立ち上がり、皆様の期待に応え
ていけるような、そういう道筋も私は見えたように感じました。

もちろん内村会長にはこれから何かと大変なこともあるかと存じます。私も支援者の
一人としてお力添えしていく所存でございます。この玉名の地に動物と触れ合い、元気
いっぱい笑顔光らせる子どもたちの姿を思い浮かべながら、立願寺ポニー公園が末永
く存続できることを祈念し、私のこの質問を終わりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

これで、本日の日程は終了いたします。

明日13日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時43分 散会

第 3 号

9月13日 (火)

令和4年第5回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和4年9月13日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 2 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
- 3 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
- 4 8番 坂本 公司 議員（第二新生クラブ）
- 5 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 10年ビジョンの改訂について
 - (1) 改訂における見解について
 - (2) 感染症や災害に強い地域経済の基盤づくりについて
 - (3) 子ども子育て広場の充実について
 - (4) JR玉名駅周辺の再開発の検討着手について
 - (5) いつでも、誰でも気軽に利用できる図書館の整備について
 - (6) 公共施設の多目的化や複合化について
 - 2 投票率向上への取組について
 - (1) 投票率の現状について
 - (2) 投票所の現状について
 - (3) 投票率向上への取組について
 - (4) 子ども議会について
- 2 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
 - 1 鍋松原海岸の利活用について
 - (1) これまでの状況は
 - (2) 施設の集約化と一体的管理について
 - (3) 今後の利活用について
 - 2 GIGAスクール構想の運用について

- (1) ICT教育の活用計画について
- (2) ICT教育環境の整備と進捗状況は
- (3) ICT教育の中身について
- 3 DX（デジタルトランスフォーメーション）推進について
 - (1) 総務省の自治体DX推進計画について
 - (2) 本市におけるDX推進計画について
 - (3) DX推進の専任部署設置の考えは
- 3 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
 - 1 玉名市学校規模・配置適正化基本計画（第2次計画）の内容について
 - (1) 第1次計画との違いについて
 - (2) 玉名中学校区以外は一小一中で学校再編を目指したが、変更した意図は
 - (3) 学級規模についての考えは
 - (4) 中学校の再編の方向性について
 - 2 桃田運動公園の陸上競技場について
- 4 8番 坂本 公司 議員（第二新生クラブ）
 - 1 行政文書のペーパーレス化及び機密文書等の廃棄処理について
 - (1) 庁内でのペーパーレスは進んでいるのか
 - (2) 機密文書等の廃棄処理の方法はどのようにしていくのか
 - 2 松原海岸及び本市における水遊びの場について
 - (1) 鍋松原海水浴場を開設しなかった経緯について
 - (2) 今後の運営について
 - (3) 桃田運動公園市民プールについて
 - (4) 本市における水遊びの場について
- 5 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
 - 1 天水中学校区の学校再編について
 - (1) アンケートの結果について
 - (2) 天水中学校区の小学校再編について
 - (3) 学校再編と過疎債の活用について

散 会 宣 告

出席議員（22名）

- | | | | |
|----|----------|----|---------|
| 1番 | 大野 豊重 君 | 2番 | 中村 慎吾 君 |
| 3番 | 浜田 繁次郎 君 | 4番 | 瀬崎 剛 君 |

5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
書記	古閑俊彦君	書記	徳永優貴君

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	蟹江勇二君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） おはようございます。11番、創政未来の北本将幸です。

今週、土曜・日曜で、水俣・芦北の地において、第77回熊本県民体育祭が開催されます。コロナ禍の中、2年前の玉名市開催は中止を余儀なくされ、昨年度も中止となり、今回3年ぶりの開催となります。コロナ禍の中で無観客ではありますが、開催されることをうれしく思います。私もバドミントンの代表として頑張りたいと思います。

このように、コロナ禍の中、少しずつですが、以前の活動が戻ってきているのではないかと思います。今後も引き続き、誰もが住みよい玉名を目指して活動していきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まずはじめに、10年ビジョンの改訂について質問させていただきます。この10年ビジョンは、市長が平成30年12月に、こんな玉名市であってほしいという意見や希望をもとに、10年後の将来像をまとめた最終目標であると思っております。ビジョン策定からもうすぐ4年を迎えるわけですが、今年度7月に改訂がなされています。まずはじめに、この改訂における見解についてお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。北本議員御質問の10年ビジョン改訂における見解についてお答えいたします。

笑顔をつくる10年ビジョンは、多くの市民の皆様がこんな玉名市であってほしいと願う希望や意見をもとに、10年後の玉名市の将来像、目指す姿をまとめたものとして、平成30年12月に策定いたしました。

策定以降、最終目標の実現に向けて、様々な取組を進める中、策定から3か年が経過し、その間、災害の頻発、激甚化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大や急速なデジタル化の進展、またSDGsの考え方が浸透するなど、社会が大きく変化していることを踏まえ、時代の変化に対応し、最終目標実現に向け、より効果的な内容とするために、

このたび10年ビジョンの改訂を実施したところでございます。

改訂に当たりましては、将来像を市民の皆様と共有し、その実現に向けて一丸となって取り組んでいくという10年ビジョンの策定目的に照らし、目指す将来像や取組の方向性はそのままに、現状や課題、そして具体的な取組内容につきまして、社会情勢や市民ニーズの変化など、現在の社会に対応した内容へと改訂いたしております。

今後は改訂いたしました、この10年ビジョンに掲載の取組を着実に進め、最終目標である「市民の笑顔が人を呼び込むまち」の実現を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

要因としては、多発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などがあって、ここ数年で大きく社会の流れというものが変わったのが要因の一つにあると思いますけど、それに伴って、行政サービスに求められるものというのも大きく変化しており、デジタル化の推進など、加速度的に進んでいるものもあります。

やっぱりこのように大きく社会情勢が変化していく中で、今回、改訂されたように、新たな視点を取り入れながら、まちづくりを進めていくことが重要じゃないかなと思います。

ビジョンは、将来のあるべき姿を描いたもので、さっき部長の答弁にもあったんですけど、方向性はそのままということで、未来図自体はそんな変わらないと思います。それに向かっていく取組、施策というのが変わっていくんだと思いますので、今回、改訂されたのをしっかりと着実に進めていただきたいと思います。

この先もこういう社会情勢が大きく変わることも予想されるんですけど、一点、再質問なんですけど、今後もこの10年ビジョンにおいては、定期的に見直しはされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

笑顔をつくる10年ビジョンの最終目標である、目指すべき将来像につきましては、定期的な見直しを行なうことは考えておりません。しかしながら、現状や課題、そして将来像の実現のために掲げております具体的な取組内容につきまして、今回のような新型コロナウイルスの感染拡大で、これまでの価値観や生活様式を一変させるような大きな社会の変化が生じた場合や、また、具体的な取組内容に多くの変更が生じた場合につきましては、改訂してまいりたいと考えております。

また、平成30年の策定当初から具体的な取組内容につきましては、社会情勢や市民ニーズの変化などに伴い、そのときの状況に応じた取組を検討し、有効な事業の追加や

代替案の検討などを行ない、最終的に目指す姿の実現に向けて柔軟に取り組んでいくこととしております。その取組状況につきましては、毎年、発刊しております広報たまな特別号「たまなし笑顔宅配便」にて、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、答弁あったように、本当に最終目標は変わらないと思います。それに向かっていく方法、施策とかが新しいのが出てくると思うので、しっかりそういうのを取り入れながら、進めていただきたいと思います。

この令和4年度においては、玉名市の最上位計画である総合計画も後期計画が立てられて、5年間でスタートしています。こちらの総合計画ともしっかりと整合性が図れるように10年ビジョンを取っていただいて、さらにはその下には、たくさんの各種計画もあるんで、それがしっかり連動していくように進めていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、今回の改訂に当たっては、各プロジェクトにおいて新しく付け加えられた項目が何項目かあるんですけど、それについて質問させていただきたいと思います。

先ほども答弁にあったんですが、この改訂の要因の一つとなったのが、やはり新型コロナウイルス感染症の拡大と多発する大規模災害であると思います。先週、台風も来たんですけど、ルートも少しそれまして、そこまで大きな被害もなかったと思いますが、避難所の開設や各個人での準備など、やっぱりしっかり行なわれていたと思います。

熊本地震、豪雨災害、新型の感染症などを経験し、防災に対する意識、感染症対策に対する意識・取組というものは大きく変わりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済は大きな打撃を受けています。

そこで、今回改訂されたビジョンにおける、魅力ある産業づくりにおける感染症や災害に強い地域経済の基盤づくりについては、どのようなものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 北本議員の感染症や災害に強い地域経済の基盤づくりについての御質問にお答えいたします。

平成28年発生 of 熊本地震や昨今の自然災害、そして、いまだに続く新型コロナウイルス感染症の状況から、本市の商工振興を持続的に行なっていくためには、各事業者における災害時などの事業継続力の強化が重要になってきていると考えます。

ここで言います感染症や災害に強い地域経済の基盤とは、各事業者の事業継続力を指しており、そのための各種支援が基盤づくりを指しております。商工会及び商工会議所

による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、玉名市商工会と玉名市、玉名商工会議所と玉名市で、それぞれ共同にて各小規模事業者の災害時における事業継続力の強化を支援する目的で、事業継続力強化支援計画を令和3年3月に策定しております。

この支援計画に基づき、商工団体との連携により、セミナーの開催や会報による周知で、計画の重要性を啓発し、各事業者の事業継続力強化計画の策定を支援するなど、災害等の発生時の事業継続力の強化を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今回の取組としては、小規模事業者において、しっかり事業を継続できるような計画をあらかじめつくっておいてもらって、災害・感染症などに対しても備えをつくっておく、基盤をつくりたいというのが目標なんじゃないかなと思います。しっかり基盤をつくっていくというのは重要だと思いますけど、やっぱりなかなか難しい面もあると思います。しっかり計画が策定できるように、支援もしていただきたいなと思います。

この新型コロナウイルス感染症の拡大は、第7波になりました。私も医療に従事していますが、今回の感染拡大はものすごいものがありました。市民生活に大きな影響を及ぼしたと思います。ウィズコロナにおける取組が模索され続けていますが、冒頭に申したように、スポーツやイベントなど、以前の状態を取り戻しつつある活動もありますが、いまだにコロナ以前にはほど遠いような状況にある業種もたくさんあります。

市においても様々な支援がなされていると思いますが、今後も引き続き補助であったり、地域経済活性化につながるような企画であったり、様々な支援を行なっていく必要があると思います。

そこで、一点、再質問ですけど、今後の新型コロナの影響を受けた方たちに対する支援としては、何か考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

令和2年の感染拡大初期からこれまで、様々な本市独自の経済対策を実施し、事業者支援や消費喚起策と、その状況に応じた施策を展開しております。本年度、実施する事業としては、地域の消費喚起策として、プレミアム商品券事業を実施しており、総発行額5億3,000万円で、過去最大の商品券事業となります。また、独自に経済対策を行なう商店会等の団体に対して、その経費の一部を補助する補助事業を実施いたします。

コロナ禍における地域経済対策の当初からの流れとしては、個別の事業者支援から消費喚起策や団体補助へ徐々に移行してきているところです。しかしながら、現状としましては、第7波の影響に加え、物価高騰による経費の増大などが重なり、その影響が複

雑になっております。

市独自の支援策については、国や県の施策の動向を見極めながら、実施の方法や支援内容を検討しているところございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） この第7波の影響で、本当に社会活動は戻ってきているんですけど、実際、影響を受けているところは、引き続き影響を受けているところが多くあって、施設を閉めなくて収入がなかったりとか、お客さんが飲みに来てなかったりとか、いろんな影響が長引くに当たって出てくるところもあると思うので、しっかり今までもされていると思いますけど、さらに引き継いで、いろいろ考えながらしていただきたいなと思います。

コロナ感染後の隔離期間の短縮化や濃厚接触者の定義、人数制限の緩和や旅行支援など、やっぱりコロナの対策というのは、日々日々変化しているのが現状じゃないかなと思います。ウィズコロナを目指して社会活動が再開されていますが、長期間にわたるコロナ禍の中、人々の行動形態が変化し、それによって大きな影響を受けている事業者もあります。

今後も引き続き継続的な支援、新しい取組を実施していただきまして、感染症や災害に強い地域経済の基盤を構築していただきたいと思います。

次に、3点目の子ども子育て広場の充実について質問したいと思います。

少子化が進んでいく中、子育てしやすい環境を整備していくことは重要であります。今回のビジョンに掲げられている、子ども子育て広場の充実については、どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の子ども子育て広場の充実についてお答えいたします。

現在、本市におきましては、子育て世帯の親や子どもが集える場として、子育て支援センターと児童館がございます。子育て支援センターは6か所あり、おおむね3歳未満の児童とその保護者の交流の場の提供や、子育てなどに関する相談援助・情報提供などを行なっております。児童館は2か所ありまして、全ての子どもが利用でき、子どもの健全育成、子育て支援のための施設になります。

これらの施設では利用者のニーズ等に合わせ、様々な事業や支援を実施しておりますが、子育て支援センターでは年齢制限や平日のみの利用であること、児童館は市中心部から離れた場所にあることなどの課題もございます。さらに令和元年度に実施しましたニーズ調査の中で、子育てに関する不安や悩みはという設問に対しまして、経済的負担、

子どもの教育やいじめの心配、犯罪や事故に次いで、安全な遊び場や児童館など親子で安心して集えるスペースが身近に欲しいと回答された方の割合が高くなっております。

そのような状況を踏まえまして、今後は既存施設のさらなる利用促進に努めますとともに、子育て世帯の親子が天気や曜日にかかわらず利用することができる、子育て世帯のニーズに応じた環境の整備を図るよう検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今、答弁にもあったように、現在、市内には6つの子育て支援センターと2か所の児童館があって、子育て支援をされているわけでありまして、これは以前の一般質問でもありましたけど、やっぱり利用者がまだ少なくて、浸透してないんじゃないかというお話もあったんで、その利用促進もしっかり進めていくとの答弁だったと思っておりますので、今ある既存の施設はしっかり利用促進を進めていただきたいなと思っております。

答弁によると、ニーズ調査して、天候に左右されないと言われたんで、恐らく室内などで遊べるような施設じゃないかなと、そういうのを想定されているんじゃないかなと思っておりますけど。

私事なんですけど、現在、1歳、3歳、6歳の未就学の子どもがいるんですけど、どこに行こうかなってなったら、やっぱりその全部の世代が遊べるような公園とかに行くことになるんですけど、以前からも言っているんですけど、やっぱり幅広い世代の子どもたちが遊べる公園や、今、想定されているであろう、室内で遊んだりできる施設整備が必要じゃないかなと思っております。昨日の一般質問でもあったんですけど、水遊びができるようなところもあったら、さらにいいんじゃないかなと思っております。

今後、子育て広場の充実に取り組んでいかれると思っておりますので、しっかりどのような施設にして、どのような場所に、どのような規模にしたほうがいいのか、いろいろ検討することあると思っておりますので、みんなが利用したくなるような施設、利用しやすい施設にしていきたいなと思っております。

この室内での施設としては、以前も紹介したんですけど、私たちの会派で視察に行った山形県東根市のさくらんぼタントクルセンターを御紹介しました。もう一回言うと、そこは子どもの遊び場があって、室内のですね、その他、保育所、会議室、大ホール、調理室、子育て支援センター、行政の子育て担当課など、これ以外にも書ききれないぐらい、たくさんの機能が複合されています。ぜひ視察とかに行ってもらって、一回見ると全然違うと思うので、参考にしていきたいなと思っております。

この東根市は、2000年から2020年までの20年間で、約3,000人ぐらい人口が増加しています。ここの市長は、この人口増加の要因について、人口減の中では

かに先駆けて子育て支援を進めてきた成果が出たと言われています。ちなみに玉名市は、その20年で8,500人ぐらいの人口が減少しています。

また、これも以前も紹介したんですけど、これよく出てくるんですけど、兵庫県明石市にあるんですけど、パピオスあかしという施設も子どもが室内で遊べる施設、図書館、小さい子ども用の遊び場、図書館、中高生の施設、行政の総合窓口、健康センターなど、ありとあらゆる機能が複合された施設があります。ここの市長は有名ですけど、市長も子どもを核としたまちづくりを強く進められています。結果的に人口増加につながっています。ここもぜひ参考にさせていただきたいなと思います。

全国的に人口増加への取組が進められていますが、このように子育てに特化した取組で成果を上げている自治体がありますので、ぜひいろんな先進的な自治体を参考にして、今一度、子育て支援というところに重点的に目を向け、取り組んでいただきたいと思います。

今回、子育て広場の充実という項目を10年ビジョンに追加されたということは、少なからず市長には、こういう子育てができる環境をつくりたいという未来図があると思うので、それをしっかり職員の方たちと共有しながら、意見を出し合いながら進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、4点目のJR玉名駅周辺の再開発の検討着手についてお伺いしたいと思います。

現在、玉名市においては玄関口として、JR在来線の玉名駅、新幹線の駅である新玉名駅があります。新玉名駅周辺開発においては、開業以来、取り組まれています、なかなか思うように進んでいないのが現状ではないでしょうか。

そのような中、今回の10年ビジョンの改訂において、もう一つの玄関口である在来線の玉名駅周辺の再開発の検討着手という項目も盛り込まれました。在来線玉名駅は、バスの発着点、乗り合いタクシーの乗降場所にもなっており、通勤・通学など日ごろの利用から、観光などの利用において、玉名市の重要な交通拠点であることは言うまでもありませんが、この玉名駅周辺の再開発の検討着手についての見解をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 北本議員御質問のJR玉名駅周辺の再開発の検討着手についてお答えいたします。

まず、在来線JR玉名駅は、一日あたり約4,000人が利用する県北最大の交通結節点で、議員が申されましたとおり、バス・タクシーの発着場でもあり、市の重要な交通拠点となっております。また、この周辺地域は、本年発表した立地適正化計画において、都市機能誘導区域に含まれており、拠点となる中心の場所になります。

しかしながら、市街地の状況は空き地・空き家などが不規則に発生する、都市のスポンジ化が進行しているため、地理的優位性が高いJR玉名駅周辺の魅力が著しく低下し、

さらに駅舎を含む駅施設も老朽化するなど、重要な課題がございました。

そこで、地域課題の解決に向け、本年4月に熊本県立大学が主催する地域おこしスタートアップ事業に課題を提案し、採択を受けております。この事業は、市町村などから大学に課題を提出し、大学教員と協働して研究などを行なうものです。

採択後は、研究テーマを玉名市中心市街地の歩いて楽しいまちづくりの検討として、大学と地元住民などの皆様が協働で、地域の魅力や様々な課題を洗い出す取組が行なわれております。

また、本市が主催する玉名未来づくり研究所においても、玉名に居心地のよい空間をつくろうの掛け声のもとに、まち歩きなどを通した取組を行なっております。

このように、市民の皆様や大学、学生の皆さんと連携して、様々な取組を行なっている中、JR玉名駅の待合室に、学生の皆さんが机と椅子を製作したことをきっかけに、新たに県立大学と共催し、駅前広場において、駅から始まるまちづくり「エキマチかたろうピクニック」というワークショップを開催し、今後も開催する予定でございます。

市としましても、このように市民の皆様が集い、交流し、語り合うなど、こういう取組が大事だと考えておりますので、引き続き市民活動の機運醸成を図りながら、JR玉名駅周辺の魅力あるまちづくりの検討に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今の答弁でいくと、再開発は検討していくということですか。

再開発はこのまま進めていくということになるんですか。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えします。

再開発の検討を進めていくということになります。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 検討ということになると、再開発をもしかしたらしない可能性もあるのか、するのか、分からない部分もあると思うんですけど、10年ビジョンに検討着手という項目が入れられたということは、恐らくこのビジョンにおいては、再開発が必要と思っておられるから、入れられたんじゃないかなと思います。

9月のこの定例会に、大津町が今議会にJR肥後大津駅周辺を再整備する方針を示されました。TSMCの進出や南阿蘇鉄道の全線再開に備えたもので、駅周辺をまちの玄関口として位置付け、駅から半径約1キロを対象に想定されており、構想をまとめて段階的に事業化する考えとのことでした。町長は、駅を中心としたまちづくりに住民と一緒に取り組みたいと言われていました。今回の議会において、事業計画の策定など、委託料1,700万円を計上されておりました。

大津町のように行政として、しっかり開発に取り組んでいくんだという方向性をしっかり示した上で、具体的に進めていく必要があると思いますし、その中で玉名市としても、この玉名駅を市の玄関口として整備に取り組んで、市民と一緒に、また未来づくり研究所のような若い人たちと一緒に、大学とも連携しながら、構想を定めていく必要があるんじゃないかなと思います。

その中で、今議会に駅の整備の一環として、玉名駅のトイレの整備についての予算が上がっていますが、今後の流れとしてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員再質問の駅屋外トイレ整備の設置場所等についてお答えいたします。

J R玉名駅の屋外トイレの整備につきましては、駅周辺の区長をはじめ、先の議会でも早急な整備をとの御意見をいただいております。J R玉名駅は市の玄関口であり、公共交通施策の重要な交通結節点として、乗り合いタクシーや路線バスの乗降客など、多くの人が行き来されています。

そのため屋外トイレは、公共交通を利用する高齢者などの不安解消をはじめとして、駅周辺でのイベント開催で多くの人が集まる際に必要となることから、早急な整備のため、今議会に予算を計上しているところです。

設置場所につきましては、高齢者の利用が多い乗り合いタクシーや路線バスの乗降場所から近く、高校生や大学生の通学にかかる動線を考慮して、市の管理地である駅西側の駐輪場の一角への設置を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） このままトイレが整備されるのは、本当に利用者にとっていいことだと思いますし、早急に予算もつけて進められているので、引き続きしっかり進めていただきたいなと思います。

このトイレに関して、前回の議会でも一般質問があっていたんですけど、その答弁によると、駅のトイレにつきましては、将来的な玉名駅周辺開発を念頭に入れ、必要最小限度の整備を検討しておりますが、地元高校生などのアイデアも取り入れながら、誰もが利用しやすいトイレとなるよう取り組んでまいりますと、答弁されているんですけど、玄関口として整備していくのであれば、必要最小限度と言わず、本当にいろんな人の意見を聞いて、しっかりとしたトイレをつくってもらって、そこから玉名駅を開発していくんだっていうようなスタートになるところだと思うので、やっぱりどういう開発をしていきたいという未来図、ビジョンを持って、トイレの設置もしっかり行なっていかな

いと、ただトイレだけがポツンとできるようなことにもなりかねないんで、しっかりとその辺、構想を持ちながら、よりよいものができるように進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

5点目の、いつでも、誰でも気軽に利用できる図書館の整備についてお伺いしたいと思います。

文化センターの老朽化も進み、旧庁舎跡地の利活用も含め、玉名市の図書館も今後どのようにしていくのか検討していかないといけないと思いますけど、今回の改訂で、いつでも、誰でも気軽に利用できる図書館の整備についての項目が追加されましたが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の、いつでも、誰でも気軽に利用できる図書館の整備についてお答えいたします。

本市は合併前の旧市町ごとに図書館を設置しておりまして、多くの地域住民に利用をいただいております。岱明の図書館は平成29年4月、横島図書館は平成15年7月、天水図書館は平成30年7月に開館しており、比較的新しいものの、玉名市民図書館は文化センター内に昭和56年4月に開館した施設で、開館から41年を超え、施設の老朽化が進んでおり、この文化センター自体の大規模改修や建て替え等の検討が必要な時期となっております。

玉名市民図書館の移転やリニューアルにつきましては、現在、具体的な計画にはなっておりませんが、本年4月にリニューアルオープンしました荒尾市立図書館、不知火図書館などが利用者を増やしていることから、リニューアルの際には、飲食や会話ができるスペースや学習スペースの確保、また交通の利便性、商業施設との併設など、より身近で十分に親しまれる図書館にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） この図書館整備についてですけど、今、答弁にもあったんですけど、全国的にも様々な取組がなされて、市民サービスの向上につながっています。部長の答弁にもあったお隣の荒尾市ですけど、荒尾市立図書館は、民間会社を指定管理者として、あらおシティモール内に今年4月に移転オープンされました。先週だったと思いますけど、4月の開館から半年で、年間目標であった15万人の来館者を達成したと報道されておりました。以前の利用者は年間で約4万人ぐらいだったということで、半年で3倍以上もの利用者が来館したことになります。さらには今週15日、あさってですかね、あさってシティモール自体もリニューアルオープンされるんで、さらに利用者は拡大していくのではないかと思います。

これも答弁にあった宇城市の図書館も、カフェなどが併設されており、隣接して「こども絵本のいえ」という子ども専用の施設もあり、施設の前には芝生の広場もあって、子どもたちが遊べるようになっています。

あと、これもお隣の大牟田市なんですけど、大牟田市は動物園の中に絵本美術館として、子どもたちが本を読んだり、美術品の展示ができる施設などがあります。

やっぱり近隣だけ見ても、これだけ図書館でいろんな図書館や本に関する施設というのがあるので、図書館単体で運営する時代ではなくなってきているのではないかと思います。これからは、やはり今までの公共施設としての図書館ではなく、その枠を超えて民間施設との連携であったり、先ほど、以前も質問した子ども子育て広場との複合であったり、やっぱり新たな視点で利用したくなるような施設整備が必要であると思いますのでよろしくをお願いします。しっかり検討していただきたいと思います。

再質問も用意していたんですけど、今、部長の答弁で、複合化も検討していくと言われたのでよろしくお願いします。

この図書館においては、文化センターの件も含めて考えていかなければならないと思いますし、旧庁舎跡地、第一保育園など関連もいろいろ出ています。

先ほど紹介した、やっぱり東根市や明石市のように、玉名市においても、現在、検討段階にある施設でも、子ども子育て広場、図書館、保育所、文化センターなど、たくさんあると思いますので、それらをしっかり連携させながら進めていただきたいなと思います。

次に、最後の質問ですけど、これらのように公共施設の多目的化や複合化をしっかりと進めていくことが必要だと思いますけど、これに関しては何回もちょっと聞いているんですけど、改めて公共施設の多目的化や複合化についてはどのようにお考えか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の公共施設の多目的化や複合化についてお答えいたします。

本市では市町合併により、用途目的が重複する施設や老朽化が著しい施設など、多くの公共施設を保有することとなり、維持管理や改修に伴う費用、集約などの課題を抱えております。そのため、公共施設の適正管理と有効活用を図る取組の一つとして、公共施設の多目的化や複合化を改訂前の笑顔をつくる10年ビジョンに引き続き、改訂後におきましても掲げております。

これまでの取組についてですが、複数の用途を複合化した天水市民センターや、伊倉児童センターの機能を複合化した、伊倉ふれあいセンターなどがございます。

今後の方向性については、これまでと変わらず、施設の更新時期には、必ず複合化、

機能転換、統廃合などの可能性を検討し、計画的で合理的な資産管理による公共施設の最適化を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） この公共施設の多目的化や複合化については、公共施設等総合管理計画に基づいて進められていると思いますけど、この計画では、いろいろ項目が書いてあるんですけど、大きな項目の一つに、旧合併市町を超えて施設重視ではなく機能重視により施設の共用化・複合化を促進、各自治区の特性を重視して、各自治区均一の施設整備ではなく、連携・補完することにより、必要な機能を提供すると書かれているんですけど、これがいいこと書いてあるんですけど、難しいんですね。

やっぱりそれぞれの地域に、今まで同様の施設があったほうが誰でもいいですし、そうすることを望んでいくんですけど、令和2年の国勢調査によると、合併から15年で人口は約7,500人減少しています。この公共施設においては、本当にしっかり計画的に進めていかないと、将来に大きな負担を残すこととなります。

今回の10年ビジョンの見直しにも見直しされたんですけど、しっかりこの公共施設の複合化・多目的化・共用化という項目が書かれているので、しっかり今後も取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、市長にお伺いしたいんですけど、この10年ビジョンに新たに追記されたもので、ちょっと取り上げただけでも、子ども子育て広場の充実、玉名駅周辺の開発、図書館の整備などいろいろあると思いますけど、さらにはそれに付随してきて、結局、文化センターとか、第一保育所、旧庁舎跡地などの問題が関連してくると思いますけど、この玉名市全体を俯瞰してみて、この10年ビジョンに書かれていることを実現していくために、子ども子育て広場、駅周辺、図書館整備なども含めて、市長は今後どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

10年ビジョンに掲げる将来像「市民の笑顔が人を呼び込むまち たまな」を目指し、様々な取組を進めておりますけれども、今回の改訂で先ほど議員がおっしゃられるような改訂内容となっております。

取り立てて申し上げますと、在来線JR玉名駅周辺の再開発の検討・着手という取組を追加しておりますけれども、これは先ほど建設部長も申しあげましたけれども、在来線JR玉名駅は玉名の顔と言うべき、そして県北最大の交通結節点であり、一日当たり約4,000人が利用する交通拠点で、観光の面でも新幹線新玉名駅と並んで市の重要な役割を担っていることは周知の事実でございます。

その駅舎施設も、築60年以上が経過しまして老朽化していることから、この在来線JR玉名駅周辺を再整備し、利便性の向上、そしてにぎわいの創出につなげることは、将来の玉名にとって必要不可欠な取組であるというふうに考えております。

また、この在来線JR玉名駅周辺のまちづくり及び整備につきましては、駅周辺の区長様や地域の皆様、駅利用者の皆様、そして、玉名未来づくり研究所に参加いただいている高校生の皆さんからも、その必要性を望む声をいただいております、まちづくり及び整備の検討に着手しなければならない大事な時期にあるというふうに考えております。

先ほど、議員から建設部長にお尋ねがありましたけれども、身の丈に合った形での再開発・再整備をすることを、その方向で検討をしているというようなことであります。その検討に当たっては、従来どおりのエリアごとの単発的な整備ということではなくて、先ほどの御質問にもございました、子育て広場また図書館といった施設の配置等も含めて、新玉名駅、在来線JR玉名駅、旧庁舎跡地、各商店街や温泉街などなど、それぞれのエリアマネージメントを進めて、それを有機的に結び、そして全体を俯瞰した長期的な大きなランドデザインを構築し、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そのように指示をいたしております。

それを受けて、既にまちづくりを業務とする関係各課、横断的なプロジェクト会議を行ない、先行している自治体の事例を収集するなど、中心市街地の全体構想、すなわちランドデザインについて、公共施設の複合化による適正配置を見据えながら、検討を今現在し始めているところでございます。そして、また市民活動と連携を図りながら、さらなる検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、市長の答弁にあったように、玉名市を俯瞰的に見て、いろんなところを考えながら、今、挙げた施設の配置も含め、ランドデザインを描いて進めていくとのことだったと思います。

以前、公共施設の委員会においては、旧庁舎跡地は、保育所も含め民間施設を入れて、多世代間交流をつくって進めていくという方針を掲げられていたと思いますけど、実際その計画では、この令和4年度に業者選定が行なわれて、令和5年度には設計・施工が開始される流れだったんですけど、今の話を聞くと、もう一回ランドデザインを描くということなので、もう一回ゼロからスタートになるんじゃないかなと思います。

しっかり、やっぱりこのビジョンを持っておられると思うので、具体的にデザインを描いてもらって、一步一步計画的に進めていかないと、まちづくりというのはなかなか進んでいかないんじゃないかなと思うので、一步一步になると思うんですけど、しっかりよりよい玉名市を想定しながら進めていただきたいと思います。

やっぱり厳しい財政の中で、どうやってまちづくりを進んでいくか、よりよい玉名市をつくっていくかだと思いますので、しっかり市長にはリーダーシップを取って、その10年ビジョンを進めていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 次に、投票率向上への取組について質問いたします。

7月に国政選挙の参議院選挙が行なわれました。玉名市における投票率は51.48%となっており、約2人に1人は投票に行っていないこととなり、決して高いとは言えない現状があると思います。

投票率の低下については、選挙のたびに議論になりますけど、この議会を構成する原点にありますのが選挙であり、みんなで誰もが住みやすいまちづくりを進めていくための第一歩として、やはり投票率を上げて、まちづくりに参画してもらうということが大事なのではないかと思います。

この投票率については、私自身も議員として、真剣に取り組んでいかなければならないと思いますが、今回、行政の取組について質問させていただきます。

まずはじめに、投票率の現状についてと、投票所の現状についてを質問させていただきます。

スライドいいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○11番（北本将幸君） これは玉名市議選、市長選も同じなんですけど、過去3年間の投票率をグラフにしたんですけど、やっぱり年々投票率が減って、2回前と比べると8%ぐらい減少しています。これ選挙人から計算すると、約4,000人以上が投票に行かなくなっているという結果なんですけど、もう一個いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○11番（北本将幸君） これは、この前、行なわれた参議院選挙なんですけど、ちょっと上がったんですけど、この前の投票率は。でも、それでも50%ぐらいで、半分ぐらいは行ってないという現状があるんですけど。

こういう現状について、どのように考えられているのか、また、投票所の現状についてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 北本議員の投票率の現状についてお答えいたします。

選挙の投票率は、全国的に低下の傾向にあり、本市においても同様に低下の傾向がございます。本年7月10日に執行されました参議院議員選挙は、前回の48.90%か

ら51.48%に増加しましたが、昨年執行されました衆議院議員選挙は63.55%、市長選挙68.86%、市議会議員選挙68.85%と、この投票率は4年前と比較し、衆議院議員選挙で約10%、市長・市議会議員選挙では約5%と低下しているのが現状でございます。

投票率の低下につきましては、社会情勢や有権者の関心など、様々な要因が考えられます。特に若い世代の投票率が低い状況でございます。選挙は政治の基盤であり、多くの有権者の意思が反映されるべきものであるために、投票率が低下することによる民意が政治に反映されないなど、影響を大きくしているところでございます。

次に、投票所の現状についてでございますけれども、投票所の数につきましては、合併前の旧市・町の投票区をそのまま引き継いでおりますので、現在も47か所で増減はございません。この地区の内訳としましては、玉名地区が27か所、岱明地区が11か所、横島地区4か所、天水地区5か所となっております。また、投票所の施設としましては、自治区の公民館、これが25か所です。学校施設12か所、行政施設8か所、民間施設、これは商工会館と旧三ツ川小学校になりますけれども、民間施設が2か所でございます。

また、期日前投票につきましては、本庁舎、岱明支所、横島町公民館、天水市民センターの計4か所に設置している状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 行政としても、この投票率減少においては危惧されていると思います。様々な対策を講じていく必要があるんじゃないかなと思います。

投票所においては、全国的に見ると減少傾向にあるんですけど、玉名市としては合併前から現状を維持されているとのことで、投票しやすい環境は維持されているんじゃないかなと思います。

投票の在り方について、やっぱり投票率を上げるために期日前投票が導入されて、その日に行けなくてもほかの日で行けるようになったんで、投票しやすい環境など整備されてきていると思いますけど、玉名市の現状として、この期日前投票を含めた投票行動の傾向についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

この期日前投票の傾向につきましては、投票者数全体のうちに占める期日前投票者数の割合を申し上げます。昨年、令和3年10月24日執行の市長選・市議会議員選挙の期日前投票者数の割合は45.82%、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙の小選挙区の期日前投票数の割合は53.10%、本年7月10日執行の参議院議員選挙

の期日前投票の割合は50.65%です。

この期日前投票につきましては、国・県・市全ての選挙において、それぞれ前々回の選挙と比べますと約20%前後伸びております。増加傾向でございます。直近では全体投票者数のほぼ半数を占めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、答弁あったように、やっぱり期日前投票は増加していて、衆議院の選挙は53%で、もう半分以上は期日前に投票してしまっているという現状があるので、期日前投票というのは、やっぱり有権者の利便性を高めているんじゃないかなと思います。

この投票機会の拡大につなげるために、今後は期日前投票所の場所を増やすといった対策も必要んじゃないかなと思います。これには予算の問題とか、人員確保の問題とか、課題があると思いますが、この期日前投票の拡大については、どのように考えられているかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再々質問にお答えいたします。

期日前投票所を増設しまして、投票者の利便性を高め、投票しやすい環境を整えることは投票率の向上に重要であると認識しております。ただ、北本議員も先ほども申されましたように、期日前投票所を新たに増設する場合、選挙期間中に投票所として常時使用可能な会場の確保、また投票立会人や投票事務の人員確保、投票受付の際に使用するオンラインシステムの構築といった、こういった課題がございまして、現在、増設には至っておりません。

この期日前投票所の増設につきましては、有権者の御意見をはじめ、先ほど申しました課題、また費用対効果などを、選挙管理委員会において十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 投票所を新たに設けるとするのは、予算とか人員とかの面があると思いますので、その辺をしっかりと検討しながら取り組んでいただきたいなと思います。

期日前投票についても、全国の自治体でもいろんな取組がなされていますので、そういうのを参考にしながら、中には高校に巡回して投票に行ったり、大型ショッピングセンターに投票所を設けたり、いろんな取組をされているので、費用対効果の面もあると思うので、しっかりと検討して投票率の向上につなげていっていただきたいなと思います。

3点目の投票率向上への取組についてなんですけど、まず、投票しやすい環境づくりを推進していくとともに、しっかりそれを投票行動につなげていかないといけないと思います。期日前投票所の場所を増やしても、結局、投票に行ってもらわないと意味がないと思うので、そこで、この投票率向上への取組については、現在どのようなことに取り組まれているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の投票率向上への取組についてお答えいたします。

本市におきましては、投票率向上に向けて7月の参議院議員選挙時には、広報たまな、市ホームページ、懸垂幕等による周知でありますとか、公式SNS及び防災行政無線による投票の呼びかけを行なったところでございます。

また、選挙期間中はコロナ禍であったため、通常実施しております商業施設等での街頭啓発活動はできませんでしたが、市内行政施設の窓口にチラシや啓発グッズを設置し、投票率の向上に努めたところでございます。

また、主権者教育の一環として学校に出向き、講義や模擬投票を行なう出前授業や、投票箱及び記載台等の貸出し、明るい選挙推進委員会と共同で選挙啓発作品コンクールにおいて、啓発ポスターや習字の募集を行ない、選挙への意識高揚を図っております。

また、投開票事務などに、特に若い世代の皆さんに携わっていただき、選挙に対する意義や関心を深めてもらうよう、今後も様々な啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 投票率向上への取組として、いろんな媒体を使った啓発活動であったり、出前授業など現時点でも取り組まれていると思います。やっぱりこの投票率向上に向けて、投票しやすい環境整備、啓発事業なども重要であると思いますが、答弁の中でもあったんですけど、やはり重要な点として、教育的な観点からもしっかり取り組んでいくことが必要じゃないかなと思います。18歳の有権者となる以前から、将来有権者になっていく子どもたちへの主権者教育、まちづくりに対する意識醸成が重要ではないかなと思います。

政治参加に対する意識向上に向けて、しっかり選挙管理委員会だけでなく、教育委員会とか、しっかり横断的に庁内で連携しながら、今後も取り組んでいただきたいなと思います。

最後の4点目の質問になるんですけど、主権者教育・まちづくりに関する関心を高めていく一環となっているのが、子ども議会じゃないかなと思います。玉名市においても、子ども議会が実施されていると思いますけど、目的や現状についてお伺いしたいと思います。

ます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の子ども議会の現状等についてお答えいたします。

子ども議会は、合併前の各市・町でも開催しておりましたけども、平成17年の合併後は市立中学6校の生徒で開催し、平成24年度からは県立玉名高校附属中学校を含めた7校の生徒が子ども議員となって、3年に1度の周期で開催しております。昨年度、その3年に1度の周期で開催予定だったんですけども、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、書面での開催としまして、対面での開催は平成30年度が最後となっております。

子ども議会は、次の世代を担う青少年の健全な育成を目指すとともに、子どもたちが玉名市の将来について考え積極的に意見をすることにより、地域の一員として主体的に考え社会参加を体験することで、市政への興味・関心を深めることを目的としております。

子ども議会には、それぞれの学校から3名から4名、合わせて24名が議長及び議員役となり、玉名市の将来像や教育・産業・福祉などのテーマごとに質問や提案を行ない、市長をはじめ関係職員から答弁を受けるという形で実施しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 市としても子ども議会に今まで取り組まれてきて、玉名市のことを考えてしっかり提案できるという、子どもたちにとっては大変貴重な機会であると思いますし、行政側としても子どもたちの意見を聞くことができ、まちづくりに対して参考になるものも多いかと思えます。

この前はコロナでできなかったんですけど、実際に議場で行なわれることにより、議会というものを経験できる、本当にいい取組であると思えます。

現在、3年に1回の開催とのことですけど、せっかくの機会なので毎年開催してもいいんじゃないかなと思うんですけど、子ども議会の開催数の増加についてはどのように考えられているかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員の再質問にお答えいたします。

現在、子ども議会は中学校1年生から3年生までの生徒を各中学校から議員として選出いただいており、中学校3か年のうちに同級生の誰かが体験できるというスタイルで行なっております。

玉名市の子ども議会の議案は、質問内容のテーマを決めて、各学校に事前に質問の提

出をお願いし、議員には事前に用意してきた玉名市への提案・提言にかかわる文章を実際の議場で読み、大勢の人の前で意見を述べるという議員の体験を行なってもらっております。例年8月、夏休み期間中に開催しており、次回は令和6年の開催を予定しております。

確かに、議員御提案のとおり毎年開催すれば、体験する生徒たちの数が広がりますけれども、開催に至るまでの準備に、学校にかなりの負担をかけていることなどを考慮しますと、現時点では毎年開催する予定はございません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 確かに開催すると、学校の先生が負担もあると思うんですけど、将来を見据えていくなら、そういう機会をたくさん提供していくのもいいんじゃないかなと思います。

あと、もう一点なんですけど、今、答弁にもあったように、玉名市の子ども議会は各中学校の代表が参加して行なわれているわけなんですけど、本市には高校もたくさんあって、選挙権も18歳まで引き下げられ、高校生から投票ができるようになりました。

まちづくりに興味を持って考える貴重な経験になると思いますので、この子ども議会の対象を、高校生などにまで拡大するなどの取組もいいのではないかと思いますけど、対象者の拡大についてはどのように考えられているのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員の再質問にお答えいたします。

現在、本市の玉名市の子ども議会は中学生を対象としております。これは平成27年10月に文部科学省から、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についてという通知が出されていることや、平成28年の公職選挙法の改正により選挙権の年齢が18歳以上ということになり、また令和4年4月、本年4月に民法の一部改正により、青年の年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、自治体が高校生の声を聞く機会は確かに重要であるとは捉えております。

ただ、現在の本市の子ども議会は、議会体験の意味合いが多く、また議員の選出や議案の提出を、主に玉名市立の学校に依頼していることから、玉名市において高校生参加の子ども議会の開催はかなり難しいと考えております。

ただ、熊本県が開催しております熊本県高校生県議会というのがございますので、こちらにおいて、本市の高校からも参加している実態があることから、まずは、この熊本県高校生県議会への参加を促したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 難しいとのことなんですけど、この子ども議会については報道にもよく記事が掲載されるんですけど、この前、掲載された記事で、甲佐町が中学生に加えて高校生も参加されていました。県内見ても、このように高校生も含めた上で実施しているところもあるので、今、質問にもしました実施の回数であったり、対象者の拡大であったり、検討できる部分は検討していただきたいなと思います。

実際、子ども議会は本当に子どもたちにとっては貴重な経験になると思います。さらには子どもたちの意見を聞けるという部分においては、将来の玉名市のまちづくりを進めていく上でとても参考になるところがあると思いますので、行政運営にとってプラスとなることが多いんじゃないかなと思います。やはり子ども議会がさらによりよいものになるように取り組んでいただきたいと思います。

これ最後に一つ、全国的に注目を浴びている自治体を御紹介させていただきたいのですが、7月に行なわれた国政選挙の投票率が全国1位の県は皆さんどこか御存じですかね。山形県であります。しかも、この山形県は衆議院選挙なども含めて、国政選挙の投票率で確か何回か続けて、ずっと全国1位を継続されています。その紹介する自治体は、山形県にある遊佐町での取組ですが、まずスライドを見ていただきたいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○11番（北本将幸君） この前の参議院選挙の投票率で、玉名市とその町を比較した投票率で、同じ選挙なんですけど10%以上投票率が違います。10%違うと下手したら結果も変わってくるんじゃないかなと思いますけど、このように高い数値を維持されています。やはり、これには何らかの要素があると思いますし、この要素となっていると考えられるものが、町が取り組まれている少年議会というものになります。

次いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○11番（北本将幸君） これは、少年議会というのは、町内の中高生が少年町長と少年議員に立候補し、中高生が主役となって選挙を行ない、議会を実施していくという、全国でも珍しい独自の取組をされています。町内の中学生・高校生から実際の選挙による投票で選ばれます。

さらに、この議会の特徴としては、45万円という独自の政策予算が与えられており、独自の予算事業を実施することができます。少年町長はアンケート調査の結果をもとに、一年間の方針を定め政策を推進していきます。もちろん議会でするので一般質問もあります。質問は執行部にするんですけど。質問では、バスの増便やカーブミラーの設置とか、旧学校跡地の利活用とか、公共交通に関することや公園の整備、タブレットを使った学校教育など、様々な点についての質問・提言がなされています。また、この45万円の予算を使って、ベンチを設置したり、町の音楽イベントを実施したり、町の特産品をモ

チーフにしたイメージキャラクターをつくったりと、様々な政策が形になされています。

毎年行なわれており、今年度で20回目ということです。ということは、その町の20代、30代の方たちは、全員がこれを経験しているということになりますし、40代、50代、60代の方たちも子育てなどを通して、この少年議会を知っているということになります。そうすると、やっぱりまちづくりについての関心も当然高まっていきますし、選挙に関する関心も高まってくるんじゃないかなと思います。

やっぱり、このようには実体験を通して、選挙・議会・まちづくりを考えていくといった新たな取組が、子ども議会も含めて必要になってくると思いますけど、そこで最後に質問なんですけど、子ども議会も含め、今後、投票率の向上につなげていけるような新たな取組を実施する必要があると思うんですけど、今後の取組として何かお考えか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

日本は国民主権の民主主義国家であり、選挙は私たち国民が政治に参加し、その意思を政治に反映させる重要な機会であると思います。子どもたちは、小学校6年生の社会科や中学校3年生の社会科、公民の授業でそのことを学んでいますが、政治や選挙への参加については、まだ十分意識することができてないのかもしれない。

今、御紹介いただいたような事例を検討するとともに、今後、政治参加や選挙に対する意識を高める方法について、教育委員会のみならず全庁的に考える必要があるのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） この町でも、少年議会が誕生するきっかけとしては、やはり若者の政治参加、若者の育成や若者の意見を取り入れたまちづくりを推進したいというところから始まっていると思います。

この少年議会のいいところは、やはり自らの代表を直接選び、政策を実現できることでもありますし、有権者になる前から選挙に対して実際の経験をするとともに、まちづくりについての問題提起や提言を行なっていくことにおいて、子どもたちも巻き込んだまちづくりを実現でき、結果的に投票率の向上、みんなでまちづくりを推進していくことにつながると思います。

投票率の低下には様々な理由がありますが、選挙は民主主義の、さっき部長も言われましたけど、民主主義の基盤となるものであり、子どもたちも含め、市民の一人一人が政治や選挙に十分な関心を持つことが重要であると思います。そのためにも選挙のときだけでなく、平日頃からこの町のように、自分たちの未来を、自分たちで決める政治参

加を学べる少年議会のような仕組みというものも必要になってくるのではないのでしょうか。

実際、20回という長い年月をかけて、その経験が積み重なった結果が、この投票率の全国1位という結果につながっているのではないのでしょうか。ただ単に、選挙は義務だから、大事だから行かなんですよって言われても、なかなか行かないと思います。

未来を担う子どもたち、玉名市の子どもたちに対して、自分の生まれ育った故郷について当事者意識を持ち、まちの将来について考える機会を提供していける取組を行なっていくためにも、まずは子ども議会の開催数の増加や対象者の拡大、さらには新たな取組など改革を行なって、実施していただきたいと思います。

今回、2点の質問をしましたが、原点にあるのは、やはりみんなでまちづくりを進めていかなければならないということだと思います。そのためには、やはり子どもたちを中心にまちづくりを進めていくことが大切だと思いますし、未来を担う子どもや若者を巻き込んでまちづくりを進めていくことが重要だと思います。

その中で、新しい視点を取り入れながら、様々な意見を反映させながら、玉名市の未来ビジョンを実現していかなければなりません。10年ビジョンがもう3年半経過しています。3分の1は過ぎたこととなります。しっかりよりよい玉名市のビジョンをつかっていくためにも、この少年議会45万円の予算というので、一年間で様々な政策を実現されていきます。

今年度の玉名市の一般会計予算は346億円、大規模な予算であります。この予算をしっかり活用して、市長がリーダーシップを取って10年ビジョンが笑顔あふれる玉名市になるように、政策を推進していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） こんにちは。1番、自友クラブ、大野豊重です。

先月、全国高等学校PTA連合会の全国総会が石川県金沢市で行なわれまして、私もこのコロナ禍で2年間行なわれていませんでしたので、3年ぶりに参加してまいりました。

その中で、記念講演として面白かったことがありましたので、ちょっと紹介しますが、それでも、記念講演では、慶応大学の教授と東京大学の教授の先生が教育理論について講演をなされました。

その中で、慶応大学の教授の先生は、数値に基づいた科学的根拠のある教育理論を示されました。一方、東京大学の先生は、教育とは魂だと。大人が背中を見せれば、子どもはそれなりに進んでいくんだと。そのような話もありまして、私も中身を聞いておりまして、どちらも理解ができる内容でした。

最後に、質疑が行なわれまして、とあるどこかの会長さんから、子どもがスマホばかり見て、YouTubeばかり見ているんだと、注意すべきだろうか。これは確かに、私もそう思いました。そのときに、どう答えられたかという、まずまず心配ありません。その根拠として、私もそうなのですが、小学校のとき、まずファミリーコンピューターというのが世の中には出回ったと思います。そのときに日本全国、世界でもそうなんですけど、ファミリーコンピューター、みんなが熱中して外で遊ばないという社会現象が危惧されました。しかしながら、任天堂も開発を行なって、今度は体を動かすようなゲームスポーツ、いわゆるWii（ウィー）が出てきた。その次、今現在、何が起きているかという、インターネットやSNS、当然YouTubeもそうなんですけど、画面の中だけの世界に閉じこもってしまって、世間としゃべれない。いわゆる会話力がものすごく落ちてきているんじゃないかと。

ただし、それはまだ解決には至ってないんですけれども、昨日の徳村議員の一般質問にもありましたネットで通学するメタバース登校ですね。これ、私も昨日、帰って調べてみたんですけれども、ブログだとか、SNSのように顔が見えない、ただ文字だけで会話をするのではなくて、しっかり顔の見えるWeb、オンライン上での授業が見て取れましたので、しっかりその中には表情も映っておりましたので、こういったところから、オンラインの環境整備だとか、開発が進んで新しい対策が出てくるから安心できるんじゃないかなというふうにも感じております。

本日は、それらICT環境やデジタル化についても質問をしてみたいと思います。それでは、通告に従いまして一般質問を行ないます。

まず、鍋松原海水浴場の利活用について質問になるんですけれども、昨日の松本議員の観光資源の開発について一般質問の中で、まとめますとシーズンのみならず、通年で人が来場するような、玉名を代表する観光資源をしっかりと開発していくことは重要なポイントだという質問がありました。その答弁で、産業経済部長より、持続可能な稼げる観光地づくりを目指すと、力強い答弁には非常に感謝しているところです。

私が言いたいことは、鍋松原海岸も、「も」です。玉名を代表する素晴らしいところだと、観光地だということをおし上げます。昨日の答弁にもありましたけれども、現

在、公共施設適正配置計画に基づいて、状況に合わせて、臨機応変にしっかりと職員の皆様が仕事をされておられますが、私が思うに、これまでにはただ単に維持管理だけをしてきたんじゃないのかなど。当然、仕掛けていって、いろんなイベントもなされてはおりますけれども、一般的に維持管理をするだけでは、それからの成長というものがほぼ見えません。やはり維持管理するということは、何もしなければ衰退していく方向性、これが一般企業においても言えることだと思います。

この素晴らしい鍋松原海岸をどのように活性化を図っていくのか。そここのところが一番大事なところであって、じゃあ、どうすればいいのか、そこで何を仕掛けていくのかといったところに着目を置いて、質問をしていきたいと思います。

(1) これまでの状況はといったところで、鍋松原海岸における概況やこれまでの課題、そして現在の課題についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員御質問のこれまでの状況についてお答えいたします。

はじめに、鍋松原海岸の認識でございますが、県北地域唯一となる人工ビーチを有する重要な観光資源であると考えております。当該エリアには、全国でも珍しい海水を利用した入浴施設である岱明コミュニティセンター潮湯、農水産物の直売所である岱明磯の里、バーベキュー場やグラウンド・ゴルフ場が設置されており、群生する松林など市民の憩いの場としても利用されております。

続きまして、各施設の概要でございますが、岱明コミュニティセンター潮湯は、住民の健康増進と福祉の向上を図ることを目的として、旧岱明町において平成3年4月にオープンした施設でございます。海水を利用した潮湯をメインとし、平成7年には休憩室を増設しまして、最大50名収容可能な宿泊機能を備え、市内外のたくさんのお客様から入浴や合宿、研修などに御利用いただきました。

直近3か年の利用状況は、宿泊含めた利用者数が、令和元年度は1万5,258人、令和2年度は8,940人、令和3年度は8,120人とコロナ禍の影響で減少しております。入浴料及び宿泊料などの収入は、令和元年度は約597万円、令和2年度は約198万円、令和3年度は約185万円と利用者数の減少に比例して減少しております。また、指定管理料につきましては、直近3年は毎年約1,570万円でございます。

課題としましては、海辺に建つ施設であるため潮風の影響で施設が傷みやすく、また、海水をくみ上げるポンプなどの機械設備が経年変化しており、今後、施設の修繕や機械設備の更新に多額の費用が必要となることが挙げられます。加えて、ここ数年はコロナウイルス感染拡大防止のため、休館している時期があつて、入浴者が減少したほか、宿

泊も御利用を自粛されたのか利用者が激減しており、これらがマイナス要因となって収入に大きな影響を及ぼし、厳しい運営になっていることが挙げられます。

次に磯の里でございますが、平成8年度に旧岱明町において、熊本県地域振興総合補助金及び市町村振興補助金を活用し、農・水産業の活性化の促進と地域振興の拠点とするために建設され、平成9年4月から開館しております。来店者記録が残る平成20年度以降では、平成21年度に1万7,695人という最高の年間来館者数を記録しておりますが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年度が1万643人、令和2年度が9,279人、令和3年度が8,648人となっております。

また、売上げにつきましては、指定管理を含めた収入が、令和元年は約1,600万円、令和2年度が約1,260万円、令和3年度が約1,125万円となっており、指定管理料につきましては、直近3年は毎年約315万円でございます。

課題としましては、施設の設備の老朽化が進み、修繕料等の維持費が多額なことに加え、新型コロナウイルス感染症による来客者の減少に応じ、販売収入も大きく目減りするなど、施設運営が大変厳しい状況となっていることが挙げられます。

次に、海水浴場でございますが、昭和63年度から旧岱明町において、鍋松原海岸整備事業として人工ビーチの整備が進められ、平成7年度に完成いたしました。当時は遊泳者や砂浜利用者などで、年間約3万人が訪れる県北唯一の海水浴場としてにぎわっていましたが、令和2年度以降はコロナ感染症で海水浴場の開設は行なっておりませんが、直近で開設した3年の来場者数は、平成29年度が5,957人、平成30年度が8,803人、令和元年度が7,371人でございます。

課題としましては、近年の温暖化による気温上昇や娯楽の多様化・広範囲化による海離れ、また有明海の特有の潮の干満差により、十分な遊泳時間の確保が困難であることなどが挙げられます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

今、状況についてはいろいろ、松原ビーチ、そして潮湯、磯の里というふうに、ここ数年の利用状況だとか、収入状況等のお話を聞けました。また、その歴史関係の話も聞けました。

まず、松原ビーチに関しては、先ほど部長から答弁があったように、昭和63年から平成7年にかけて人工ビーチということで、砂を確か遠くから持ってきたかと思うんですね、壱岐の島だったですかね。その当時、ここ三、四十年の中でマックスが3万人、利用客がいたということで、それが今4分の1程度、コロナ前の令和元年度でいけばですね。干満の差があつてということで。

ただ、私が思うに、ほかのビーチが環境整備されたから、松原よりいいところに行こうといったところで、ただ外に流れたのかなど。干満の差というのは、あんまり関係がないのかなど、私は感じているんですけども、確かに干満の差がありますので、泳げる時間が少ないというのも、その一つの要因かと思うのですけれども。

あと、施設の老朽化に伴う維持管理がやはり多額になってくる。かつ、ここ最近のコロナによって、利用者が少なくなってきた。これは致し方ないのですけれども、だからこそ、今コロナによって利用者が少なくなってきたからこそ、行政としてそこは踏ん張るべきところなんだなというふうに私は感じております。

その理由としては、当然、設置目的としては、市民の健康増進と福祉の向上のためだとか、農・水産業の活性化を促進し、地域振興の拠点とするためというものがあるわけですから、やはりそこは踏ん張るべきだと。維持管理が多額になってくる。確かにこれは問題なことなんですけど、であれば、稼いでそれをリカバリーすればよろしいのかなというふうには感じております。

次の質問に移るんですけど、施設の集約化と一体的管理についてといったところで、まず海岸の管理というものが、あそこは玉名市の市有地でありませんということは聞いております。じゃあ、それをそういうふうに管理してやっているのか。県絡みだと思うのですけれども、それから潮湯、磯の里の集約化に伴う影響がどのようなものがあるのかというところ、ちょっと今、ここで拡大をお願いしたいのですけども。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） それ以外に、今、計画されている一体的管理というのものもあるかと思えます。

これが鍋松原海岸の管理体制図を、ちょっと私、つくって見たんですけども、御覧のとおり、色分けしているとおおり、5つの所管課に分かれるんですね。駐車場だとか、磯の里、そしてバーベキュー場、松林は農林水産政策課。それから、潮湯に関しては総合福祉課、グランド・ゴルフ場や健康広場、海水浴シーズンオフ中を農地整備課、そして海水浴のシーズン中、オープン期間中は、オープンしたとして観光物産課、そしてB&Gの店舗があります。この店舗に関しては、スポーツ振興課が管理しているといったところで、これらを一体的に管理をされていくものだというふうに思うんですけど、これをぱっと見て分かるとおおり、あんまり言葉としては使いたくないのですけども、いわゆる縦割り行政です。

ということで、横連携がしっかりできていたのかなというところが気になるころなので、この辺りをしっかりと、今後一体的な管理というのものも伺っておりますので、それがどのようになっていくのかというところをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員御質問の、施設の集約化と一体的管理についてお答えいたします。

まず、海岸の管理につきましては、国が海岸の保全に関する基本的な事項を定めた海岸保全基本方針に基づき、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県と合同で有明海沿岸海岸保全基本計画が策定されており、その中に海岸保全施設を整備しようとする区域が示され、長洲町の上沖洲から玉名市岱明町の大正開までの約2,600メートルが鍋地区海岸保全区域とされております。鍋松原海岸につきましては、平成7年度に旧岱明町が松原海岸環境整備事業に係る施設等の管理に関する協定書を、海岸管理者である熊本県と締結し、現在、本市で鍋松原海岸一帯の設備の管理を行なっております。

次に、複数の所管課で管理を行なっていることについてでございますが、これは当該施設の設置目的に応じ管理しているため、所管先が複数の部署にまたがっているところでございます。

次に、潮湯及び磯の里の集約化の影響についてでございますが、この集約化は公共施設長期整備計画及び個別計画に基づき、磯の里の機能を維持した上で、今後も残すべき必要な機能の一部を隣接する岱明コミュニティセンター潮湯内に、床面積を縮小し集約するものです。これにより同一施設内での商品購入が可能になることで、利用者の利便性の向上につながるとともに、施設運営の効率化が図れるものと考えております。

次に、集約化に伴う磯の里の会の意見についてでございますが、令和4年4月に説明会を開催した際に、集約先の潮湯に、直売所専用の出入口を設けてほしいことや、靴を脱ぐことなく商品購入ができるような改修方法等の配置に関する要望のほかに、集約後の磯の里を、特に夏場の砂浜でのイベント開催や、海水浴シーズンに一時的に借用したいなどの要望がございました。

市としましては、全ての要望に応えることは難しい面がありますが、可能な限り対応したい旨を説明し、磯の里の会の総意として、集約化に合意していただいた次第でございます。

今後は、現在課題となっているエリアごとに担当課が所管しているものを一元化し、鍋松原海岸全体を一体的に管理・運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、施設が何で多岐にわたるのかといったところについては、所管課にて目的に応じてしっかり管理されている。それは私も十分、認めるところではありますし、当然そうだったのかなど。ただ、今後、集約化及び一体的にあそこを管理して、もっともっと活用していこうと、そういう話があるというところについては、とても評価すべきところじゃないのかなというふうに、私は考えております。

ただ、集約化をする背景に、当然、公共施設の配置計画、そして長期計画の中から個別施設計画というものがあって、その中でいろいろ分析をされ、老朽化だとか、施設の耐久度だとか、利用状況だとか、そういったところを全て分析された上で、計画を出されたものにひも付いて、今、集約化を進められていて、それがそろそろ時期になるのかなといったところだと思います。

令和2年9月の議会で、一般質問で内田議員からも、この公共施設の民営化についてという中で、この鍋松原海岸のところ、潮湯のところ、そして磯の里について話が上っていたかと思います。その中には当然、理由として、赤字経営が慢性化、そして健全な経営の存続が非常に厳しい状況、そして所在地が地理的に見ても有利とは言えないというふうに答弁があったんですね。

ただ、私、ここのところについては、やり方次第ではそうじゃなくなるんじゃないかという思いでありまして、そこで、3番の今後の利活用についてという質問になるんですけども、じゃあ、これまで松原海岸を軸とした誘客には、どのようなものがあったのか。これは公的なものから民間的なところまで含めて、把握されている部分を教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員御質問の、これまでの海岸を軸とした誘客にどのようなものがあったのかについてお答えいたします。

鍋松原海岸の砂浜を活用したイベントとして、市主催事業の水鉄砲を使い対戦する、鍋松原ウォーターサバイバルゲーム大会や玉名市長杯ビーチサッカー大会を平成28年より開催しております。令和2年、令和3年は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、今年は10月1日に開催予定となっております。

そのほかにも広大な砂浜を活用し、玉名市バレーボール協会が主催のビーチバレー大会、「ビーチDEバレー」や今年度から熊本県フライングディスク協会主催のフライングディスクを使ったチームディスクスポーツ「ビーチアルティメット」が開催されるなど、現在も様々なビーチスポーツ大会やイベントが行なわれております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 拡大をお願いしたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） 今、答弁にありました、ビーチサッカー、そしてビーチDEバレー、アルティメット、そしてウォーターサバイバル、これは私、全て行って関係もしておるんですけども、これいわゆるシーズン中ですかね。

2枚目、次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) これがビーチレスリング、そして、これもかなり前、私の子ども出てたんですけど、ビーチフラッグをやったり、スポーツ合宿、そしてキャンプ、このキャンプは今やられているところ、2週間か3週間ずっといらっしゃるところなんですけれども。

つまり、これからどうやって誘客をしていくのかといったところが、松原海岸の利活用につながってくるんですけども、今までやってきたサッカーだとか、当然ビーチバレー、ウォーターサバイバル、アルティメット、これらを継続させながら、さらに新しいイベントを企画させて継続させていく。しかもそれをシーズン中じゃなくて、昨日も松本議員からありました、通年を通してできるようにならないかと。

これらスポーツとか、アクティビティ系というのは年間を通じてできるんです。むしろですよ、夏場のほうができないんですね、暑くて。砂浜も熱いし、日射病や熱射病というのがありますので、むしろ夏のほうができない。なので、むしろ8月を外したところでの、もしくはその前後ありますので、冬まで含めて10か月間で、通年を通じて、いろんな仕掛けていくことができる素晴らしい環境の場所だと思うんですね。

それ以外にもキャンプ場としても、今、玉名で有するところでは、小岱山の上のところにもありますし、天水の草枕温泉。この天水草枕温泉は、ものすごく整備されているんですね。整備されているからこそ、キャンパーがより多く集うんですね。玉名を見たときに、海・山・川、全部そろっています。なので、それらの自然を生かして、この松原海岸もしっかりキャンプ場として整備をして、人が集まって来れるような場所にしていけば、誘客につながって、それなりの収益も出るんじゃないのかなと考えます。

ここでもう一つ、拡大投影をお願いしたいんですけども。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) これ千葉県のリソルの森というところで、ここは去年3月に、私はレスリングの全国の協会委員やって、毎年、全国大会のチャンピオンを集めて、あとオリンピック選手を呼んでキャンプをするんですけども、エリートキャンプというんですけども、そのときにこのリソルの森というところに行って、ここ400メートルのラバートラックなんですね。専用競技場なんですね。ただ、その中に週末だけ、こうやってキャンプ区画として貸し出しているんです、有料で。数多くの中に入れて、しっかりマナーもいいんですね。

例えば、今、鍋松原海岸はそこまでキャンプ場としての位置付けもありませんし、整備もされてないことから、非常にマナーが悪いといったところもあります。ただ、このようにしっかり整備して、有名になれば、マナーもよく、使い勝手が高いものになってくるんじゃないのかなというふうにも考えております。

ここで、再質問になるんですけども、これからどのように誘客をしていくのか。そして、誘客による効果は何が得られるのか、そこを質問したいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員の御質問にお答えします。

現在、民間団体により開催しているビーチサッカーやビーチアルティメットなどのイベントについては、年間で複数回開催されている状況であり、ビーチサッカーにつきましては、10月の玉名市長杯ビーチサッカー大会のほかに、11月にビーチサッカーフェスタが開催されます。また、ビーチアルティメットについては、5月・7月に開催され、9月と12月にも開催される予定となっております。

このように、現在開催している市主催事業や、他団体主催の大会やイベントについては継続的に実施し、関係団体と連携しながら新たな大会やイベントを企画・誘致し、年間を通して誘客に努めてまいりたいと考えております。

また、これらによる誘客の効果といたしましては、エリア内にあります岱明コミュニティセンター潮湯の利用者の増加はもちろん、玉名市内の観光施設や飲食店などへの来訪機会の創出や玉名の特産品、お土産の購入など、観光業や飲食業への相乗効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 部長が言われるとおり、キャンパーが来たりとか、スポーツアクティビティ系で人が集まるということは、それなりの売上げというか、収益源になるかと思しますので、しっかりそこをやっていただければと思います。

次の拡大投影をお願いしたいんですけども。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） これ私がつくったんですけども、平成26年から令和3年までの潮湯の入場者数と指定管理料を含めた収支です。当然、平成28年に関しては、熊本地震がありましたので、利用客数がちょっと増えたという担当課のコメントもいただきましたし、じゃあ、その後、平成29年から下降しているんですね、入場者数が。コロナとは言っても、コロナは令和2年度からでしたので、あまり言い訳にはならない。ただ、その前から人は下がってきている。

この棒グラフが入場者数、利用者数です。この線グラフが収益を指すんですけども、やはり入場者数に対して収益は比例して下がっていく。当然、販管費だとかありますけれども、大方2万人前後入れば、プラス収支になるのかなという勝手なイメージをしているんですけども、ということはあと1万人、だから倍増させれば1万人増やす。月で計算すると1,000人切るぐらいですね。それを月1,000人増やせばいい。じゃ

あ、それをスポーツとか、アクティビティ、もしくはキャンパーでやった場合に、さあ、何人でしょうかとすると、実現可能な数字になってくるんですね、復活させるためには、なので、環境整備を強くお願いしたいと思いますし。

ここで、また再質問になるんですけども、今後そういったイベント系だとか、誘客が進むことでどういう今度は課題が出てくるのか。そして、また玉名市として具体的にどのようなバックアップができるのか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員の御質問についてお答えします。

誘客を進め、来訪者が増えることで、懸念される課題点としましては、議員御指摘のとおり、ごみの問題などの利用者マナーが考えられます。現在も砂浜には花火ごみやバーベキューごみが放置され、海岸をよく利用されている地元の方々や企業・団体による清掃活動のほか、7月から8月の期間は市職員が定期的なごみの回収を行っております。

その他にも、トイレなどの改修や、海岸までの交通網の整備などが考えられますが、これらに対し、市としましては誘客につなげるための情報発信を今後も継続しながら、誘客の状況を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、部長答弁がありましたとおり、ごみの問題だとか、マナーというのは当然出てくるかと思えますし、それが増えるということは、利用客が増えるということなので、うれしい悲鳴なのかなというふうにも思えます。そこはしっかり、また対策を、地域の方と合わせてやっていけばいいと思えますし。

今、交通網の話も出ました。そう考えたときに、じゃあ、利用客数が増えてきたときに、確かにちょっと一部狭くなっているんですね、あそこを入るときに。であれば、行末川から道路を通すだとか、いろいろやり方は出てくるかと思えます。そこは臨機応変に対応しながらやっていけばよろしいかと思えますし。

また環境整備で、当然トイレ、水場、清掃等もありますけれども、あとビーチの清掃ですね。今やっているのは表面だけをきれいにしている。大きなごみを取り除いて、ただ、やっぱり貝殻の小さいものがありますので、あれ足に刺さると痛いんですね。私もさっき映像の中で、ビーチレスリングというのをやってたんですけど、あれも夏場だったので、子どもたちには本当1時間で終わらせたんですけど、水をまいて。ただし、その準備には半日かかっています。ザルを持って行って、小さい貝殻を取り除いて、しかも30センチ下までですね。そういった苦労もありますし、大体ビーチから30センチ下までの貝殻清掃まで合わせたビーチクリーンを考えていただければなというふうにも思

っております。

最後に、市長に質問になるんですけれども、玉名市の活性化と人を呼び込むための施策についての考えといったことで、先ほど北本議員の中にもありました笑顔をつくる10年ビジョン、その中に、市民の笑顔が人を呼び込むまちというものがあります。

その中に、地域の特色を生かしたまちづくりというものもありますし、先ほども何度も言っておりますけれども、玉名市というものは、海・山・川と、そして九州の中心部、そして県北唯一の海岸。じゃあ、玉名から次の海岸線ってどこにあるのかと言ったら、百道までないんですね。なので、そう考えると仕掛けていくやり方によっては、玉名ってものすごくいい場所になります。

なので、これらを軸として、松原海岸を軸として、今後いろんなイベント型のツーリズムを企画していくこと、それに対しての活性化をどういうふうに思われるのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

鍋松原海岸は大きな特徴である広大な人工ビーチ、また、全国的に見ましても大変珍しい海水を沸かした温泉施設、そして、また海岸からの素晴らしい眺望、そういったことなどで、熊本県北地域におきまして唯一無二の素晴らしい観光資源であるというふうにと捉えております。

今後は、この鍋松原海岸の砂浜を中心に現在十分に活用しきれていない場所、先ほど図面でお示しいただきましたけれども、今現在、活用しきれてない場所も含めて、複数ある担当課を一本化して一体的に活用を行ないながら、鍋松原海岸全体のさらなる活性化を進めてまいりたいというふうと考えております。

コロナ禍で、誘客・集客も落ち込んだ今だからこそ、今が転換期であるというふうに思っておりますので、今後しっかり注視していただきながら、また議員におかれましても御助言等いただきながら、御協力いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

そして、私の掲げる笑顔をつける10年ビジョンにありますように、市民の笑顔が人を呼び込むまちとなるように、今後しっかりと努力してまいりたいと考えております。

以上でございます

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、市長からも、唯一無二の場所であるという認識をいただきました。ですからこそ、ほかには似たようなところはないと言ったところまで、この鍋松原海岸は玉名の代名詞と呼ばれるように、活性化をしていただけることに期待をいたします。

もう一つ、宣伝になるんですけども、この潮湯、潮を沸かして温泉源とする。これというのは、我々ずっと地元にいるので、当たり前のことなのかなと思っていたんですけども、これ担当課からの情報なんですけど、ちょっと調べてみると、実は日本には11か所ぐらいしかないと。その中の松原海岸は、その一つなんだといったところで、とても大事にしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ環境整備に力を入れていただいて、松原海岸の活性化を期待したいと思います。

これで一つ目の質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） 午前中に引き続き、一般質問を行ないます。

2番目のGIGAスクール構想の運用についてですが、3年目となる新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、経済活動や生活様式などに多大な影響を受けており、学校教育においても2年前の春は全国で一斉休校を余儀なくされました、修学旅行や学校行事など、日常の学校生活さえ一変させております。現在、その対策の一環として、また新たな高度情報化社会の到来に向けて、全国的に学校教育におけるICT教育の推進への取組が急ピッチで進められております。

2018年、国は教育のICT化に向けた環境整備5か年計画を策定し、翌2019年12月には、Society 5.0時代を生きる子どもたちにふさわしい、誰一人とり残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するとして、令和5年度までの3年間で児童生徒の一人一台の学習用端末と、学校における高速通信ネットワークを整備するGIGAスクール構想を発表しました。

GIGAスクール構想のGIGAですが、当初は単に通信の物量を示すためだと私は思っておりましたけれども、正式にはGlobal and Innovation Gateway for Allの略で、「全ての児童・生徒にグローバルで革新的な扉を」という意味が込められています。

では、玉名市のGIGAスクール構想の運用についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○**教育部長（藤森竜也君）** 大野議員御質問のG I G Aスクール構想の運用の中で、I C T教育の活用計画についてお答えいたします。

まず、国が提唱しますG I G Aスクール構想とは、令和元年に文部科学省が示した構想で、児童生徒一人に一台の学習用端末や高速大容量の通信ネットワーク環境を整備し、個別最適化された学びや創造性を育む教育の実現を目指すとしたものでございます。また、一人一台端末の整備と併せて、統合型校務支援システム、校務とは、このあと幾度となく出てきますけども、学校運営に必要な業務のことでございます。この統合型校務支援システムをはじめとした、I C Tの導入・運用を加速していくことで、授業の準備や成績処理などの負担軽減にも資するものであり、学校における教職員の働き方改革にもつながるものと期待されております。

次に、熊本県の取組方針としまして、令和2年度にI C T教育日本一の達成に向けて、本県の教育情報化の取組の方向性を示した、熊本県教育情報化推進基本方針が策定されており、基本的な考え方として、一つ、情報活用能力の育成、二つ目に教科等の指導におけるI C T活用、三つ目に校務の情報化、四番目に教育情報化推進体制等の整理の4つの項目に沿って取組方針が定められ、この方針を基に県内各学校での教育の情報化が推進されているところでございます。

玉名市では、現在、新しい学習スタイルの構築と校務のデジタル化の推進の基本方針の下、一つ児童生徒の情報活用能力の育成、二つ目にI C Tを効果的に活用した授業改善、三つ目に校務の情報化、この3つの目標を掲げ取組を行なっているところでございます。

以上でございます。

○**議長（近松恵美子さん）** 大野豊重君。

○**1番（大野豊重君）** ありがとうございます。

国・県・市のI C T教育に関しては、今、答弁あったとおり、児童に対するものと、あと教職員の働き方改革に対するものの両面を併せて進めていかれるということで、玉名市もその中で3つの大方針の中で進めていくという答弁がありましたので。

ただ、I C T教育に関しては、本当に目まぐるしい技術の発展がありまして、日本では他国と比べてI C T教育に関しては、どちらかと言うとかなり出遅れているというふうに認識しているところです。

例えば、今、T S M Cが来るんですけども、かつては日本が半導体の最先端を走っていて、半導体アイランドとも呼ばれていたんですけども、やはり技術者がどんどん、どんどん流出をしていった。そして、育成をしていかなかったということで、今ではもう、かなり後手後手になって、もう日本でどこが残っているのかなというぐらいになってきてますので、このI C T教育においても、他国に後れをとらないような施策の中

でやっていうことは国も示されておりますので、玉名市もそれに後れをとらないように、しっかり対応をしていただきたいと思いますというふうにも考えております。

国・県・市の教育方針というのは分かったんですけども、では今度、具体的に、じゃあ、今、玉名市ではICT教育の環境について、整備はどこまで進んでいるのかといったところについてお伺いをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問のICT教育環境の整備と進捗状況についてお答えいたします。

まず、令和2年度に学習用端末として、市内全小中学校の児童生徒・教職員を対象にタブレットPCと教職員用の校務用パソコンの整備を行ないました。また、これらの情報端末の整備と併せて、各学校内でのWi-Fi環境の整備も含む情報通信ネットワークの整備を行ない、家庭用のモバイルルーターの購入も行なっております。なお、タブレットPCが故障した場合は、故意・過失による場合を除き、市で修繕等の対応を行なっている状況です。

また、セキュリティ対策として、全てのタブレットPC端末に、有害サイトの視聴制限やウイルス対策を目的としたフィルタリングソフトをインストールしているほか、取扱いのルールとしては、タブレット本体を大切に使用すること、また情報モラルを守ることにについて、利用マニュアルを通して子どもたちへの指導の徹底も図っているところでございます。

次に、非常時におけるオンライン学習支援の実現性と対応状況についてもお答えしてよろしいですか。

○1番（大野豊重君） お願いします。

○教育部長（藤森竜也君） 本年度6月に、各小中学校の全世帯を対象に、今後のタブレットPC持ち帰りの学習導入を目的としたインターネット環境に関するアンケート調査を行なっております。その結果を受けて、家庭用のWi-Fi環境が整っていない児童生徒に対し、今年度9月から来年2月までの間、モバイルルーターとSIMカードの無償貸出しを行なうこととしましたので、その間はタブレットの持ち帰り学習や非常時の遠隔授業の実施等が可能となります。

また、タブレットPCの持ち帰り学習に当たっての契約先や通信帯域、SIMのパケット制限については、今年度、KDDI株式会社と9月から2月までの契約を行ない、通信帯域は一般のスマートフォンと同等の通常の通信帯域でSIMのデータ量20ギガバイトでの使用としているところでございます。

今後、今月からのタブレットPC、この持ち帰り学習の結果等を基に、さらなるICT教育の充実・強化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、玉名市におけるICT教育の環境だとか整備状況、そして、それらの進捗状況について答弁をいただきました。

その中で、貸出し用のSIMの通信容量制限が20ギガ、それはいいんですけども、我々議員が持っている議員用タブレットの通信容量5ギガなんです。その分、多く教育に活用していただきたいというふうに思っております。

タブレットの持ち帰りをもう既にスタートされていて、今後、じゃあ、持ち帰ってどういうふうに扱っていくのかといったところを、これからまた考えていかれると思うのですが、たまたまなんですが、私、先週水曜日だったか、木曜日に、玉南中学校のいわゆる1年生の集団宿泊があるんですけども、その集団宿泊が今コロナでできないといったところで、スポーツの授業をやってくれと依頼がありましたので、私、先週行って、2時間ぐらいコーディネーショントレーニングの体育の授業をやってきましたね。そのときに、先生がタブレットで撮影しているのかなと思ったんですけども、三脚でただタブレットを置いて、中をのぞき込んだら2名の生徒の顔が映っていたんですね。

伺ったところ、コロナで参加できないからオンラインによる参加をさせていますということだったので、非常にこのあたりが素早い対応をされていて、ちょうどよかったのかなというふうに感じたところでした。

タブレット端末PCというのは非常に破損しやすいことから、破損時の修繕、それらについては臨機応変な対応をお願いしたいと思っております。当然、故意に破損させたのであれば、修理費用を負担していただくということもあるんですけども、なかなか壊れやすいのでそのあたりの柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

では、次にICT教育の中身について伺いたいと思うんですけども、まず、ICT教育の目的だとか、目標はどこに設定されていて、現在までにやったICT教育にかかわることで、様々あるかと思っておりますので、大方で構いませんので、どのような学習をやってきたのかというところと、じゃあ、ICT教育を教職員が正しく指導できているのか。このあたりについて、答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問のICT教育の中身についてお答えいたします。

本市が目指しますICT教育の基本方針などについては、先ほどの答弁のとおりですが、最終的には全ての児童生徒が学習の一つの手段として、ICTを活用することができるようになることで、それぞれの学びの質を高めていくということを目指しております。

ます。

また、現在までにどのようなICTを活用した学習を行なっているのかについてですが、この授業例としては、授業支援ツールで作成した教材を児童生徒に配信し、教職員用のタブレットで児童生徒の作業状況を確認しながら授業を進めるといった例などが挙げられます。

ただ、ICTの活用方法は広範囲にわたっていることから、先生方がそれぞれに創意工夫しながら、より有効な活用を図っているというのが現状でございます。

そして、教職員は正しく指導できるのかについては、やはり教職員によっては情報教育に対するスキルの差があるため、このICT活用指導力の育成が課題であろうと思っております。そのため校内での研修会の実施や各小中学校の情報教育担当者に対する研修、またICT支援員の派遣を通じて教職員のスキルのアップは図っておりますが、苦手な先生にとってはそれが業務上の負担になっているという課題もあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、部長答弁の中で、各教職員のスキルの差というところがありました。それに対して、ICT支援などを使いながら進めているということだったんですけども、再質問になるんですけども、ICT支援員とはどのようなもので、また教育格差というのが、当然生まれてくるかと思うんですね。教員も当然、スキルの差で教え方にも差が出てくるし、授業を受ける生徒についても差が出てくると思いますので、教職員と児童生徒のITリテラシーの格差については、どうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の、まずはICT支援員についてお答えいたします。

ICT支援業務については、昨年度、令和3年度からICT機器等を活用した授業支援や校務支援等を行なうことを目的に業務委託をしております。一つの学校あたり月7回以上、一回あたり3時間以上という契約で、授業の支援、教材作成支援、教員研修支援等を行なっております。

次に、教員格差への対応についてお答えします。本年8月に、文部科学省による令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果、速報値が報告され、教員のICT活用指導力については、最高値を100%とした場合に、全国平均で75.2%、熊本県の平均が83.8%だったのに対し、玉名市が89%と、今のところこの調査では比較的高い水準の結果が出ております。

今後、議員御指摘のとおり、情報教育の進展に伴い、学校間あるいは教職員間でのI

ＣＴ活用能力の習熟差による教育格差が生じる恐れがあることから、現在、各学校間、各教職員間の情報スキル格差解消を目的に、先ほど述べました各種研修等を行なっているほか、教科指導におけるＩＣＴ活用、情報教育、校務の情報化に積極的に取り組んでいる学校に対し認定される学校情報化認定優良校、この認定を目標に全小中学校で取組を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○１番（大野豊重君） 答弁いただきました。

認定優良校になれるように、しっかり進めていっていただきたいと思います。

最後になるんですけれども、そもそもＩＣＴ教育というのは、ただタブレットのオペレーションを行なうのではなくて、タブレットというのはあくまでもツールであって、鉛筆や消しゴムだとか、ものさし、コンパス、それと同じようなものなんですね。なので、その使い方だけを勉強したところで、その先にあるものというものを学ばませんので、ぜひタブレットを使って、どういうふうにグローバル社会に対して対応能力を身につけていくのか。これらのところに目標を置いて、子どもたちの教育に専念していただければというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

[１番 大野豊重君 登壇]

○１番（大野豊重君） ３番目に、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進について質問いたします。

デジタルトランスフォーメーション、これは現在のやり方が大きく変わることを意味するものであって、例えるならば、幼虫が成虫になるぐらい、もしくはそれ以上の変化を意味します。

先ほど、ＧＩＧＡスクール構想の質問でも申しましたが、デジタル技術への変革も日進月歩であって、ＤＸ化を実行していくに当たっては、データの収集・蓄積・処理するＩＴシステムが行政事業の改革につながるものだと思います。細かな見方をしてみると、現在、実装されている行政システムを最新のＡＩやＩｏＴ環境に置き換えることはとても難しいものだというふうに感じます。

玉名市の行政システムにおいても、同じ情報を所管する課ごとにデータを保有して、別々のシステムで管理し、連携が取りづらいものも数多くあるかと思っております。そのため、同じ情報なのに課が変わることによって同じような手続を余儀なくされることがあります。

これは一般企業も含めて、そのほとんどが独自の業務スタイルに合わせてシステム開発を行なってきた背景があります。いわゆる１９８０年代以降に開発されたレガシーシ

ステムです。

例えば2年前の国民に10万円を給付した特別定額給付金においても、中央官庁で整備したマイナポータルと、地方自治体の各システムがほとんど連携ができていないという事態がありましたので、このためコロナ禍において、海外のデジタル先進国と比較すると、国民への給付に時間を日本は随分要したと思うんですね。

なので、今後DX化を進めていく上では、このレガシーシステムからの脱却が必要になるかと思うんですけども、玉名市のDX化方針について質問をしていきたいと思いません。

まずは、総務省が出されている自治体DX推進計画について、どのように受け止めておられるのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の総務省の自治体DX推進計画について、その受け止めと本市の取組状況についてということでお答えしてよろしいでしょうか。

○1番（大野豊重君） はい。

○企画経営部長（今田幸治君） まず、総務省の自治体DX計画についてお答えいたします。

自治体デジタルトランスフォーメーション、DXと言いますが、その推進計画につきまして御説明いたします。以下の答弁におきまして、デジタルトランスフォーメーションはDXの表現とさせていただきたいと思えます。

このDX計画は、国が主導的な役割を果たしつつ、全国の自治体が全体として足並みをそろえて取り組む必要があるため、重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策などを取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めるため、令和3年1月から令和8年3月までを対象期間として、令和2年12月に策定されたものでございます。

DX推進の軸として、自治体が担う行政サービスにデジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AIなどの活用により業務効率化を図り、人的資源の効率的な活用により行政サービスのさらなる向上につなげることでござっております。

この自治体DX推進計画の重点取組事項につきまして、本市の主な取組状況を御説明いたします。

重点項目の一点目として、自治体の情報システムの標準化・共有化がござります。これは各自治体で開発や導入を行なっておりました住民記録や税などの情報システムを、国が定めた標準仕様書に準拠したシステムに移行するもので、令和7年度末までに住民基本台帳・税・福祉関連などの20業務を移行する必要がござります。

本市では、令和4年度及び5年度に、国が定めた標準仕様書と現行システムの比較・分析を行ない、目標期限までに移行できるよう情報システムの標準化・共通化への取組を行ないます。

二点目として、マイナンバーカードの普及促進でございます。現在、本市の取組はマイナンバーカードの取得を促進する拠点として、マイナンバーカードサポートセンターを本庁1階ロビーに開設しております。また、休日及び平日夜間交付窓口の開設、企業や地域への出張申請支援を行ない、一人でも多くの市民の皆様にカードを取得いただけるよう取組を進めております。

また、マイナンバーカードの普及促進につきましては、マイナンバーカードの利便性の向上が不可欠であり、現在は健康保険証としての利用やコンビニ交付サービスなどがございます。今後はマイナンバーカードへの運転免許情報の一体化、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載などと並行して、民間サービスを含めたマイナンバーカードの利活用の検討が進められております。今後も国の動向を注視するとともに、利活用に向けた検討を進めてまいります。

三点目として、行政手続のオンライン化でございます。内容はデジタル化による利便性の向上を早期に享受できるよう、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて、オンライン手続を可能とするものです。具体的な手続としては、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届、転入予約を、本年度中に実現できるようシステムの改修を行ないます。

また、保育所などの利用申込みや要介護・要支援認定の申請など、26手続をオンライン申請できるよう、今年度末の整備完了を目標に進めているところでございます。

説明しました3項目のほかに、AI・RPAの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底を含めた6項目の重点取組事項の取組や、様々な検討を行ない、住民の利便性の向上と行政サービスのさらなる向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、総務省から出されている自治体のDX推進計画について、玉名市の考え、そして進捗状況、これからの方向性というのを伺うことができました。

その中に、例えばマイナンバーカードでの保険証への転用、そして、つい先月だったか、今月初めだったか、河野大臣から運転免許証化へも積極推進をしていくといったところも認識されているようでございました。

かつ、答弁にもありましたとおり、今ナンバーカードが普及率、話ではマイナンバーカードの交付率1位を目指すというふうにあったんですけども、まあ、それがつい6月ぐらいまでは、まだまだ最下位のほうだったと聞いていたんですけども、答弁にもあつ

たとおり、今、市庁舎ロビーでマイナンバーカードの発行を促す特別ブースが出されておりますので、私も毎日見るのですが、かなり人がいて、発行率は随分上がっているものだと思いますので、非常に評価できる取組じゃないのかなというふうに思っております。

ただ、このマイナンバーカードについては、例えるならば、道路をつくっているようなものだと思うんですね。マイナンバーカード、道路をつくるだけで、その先に行き着く目的地が何もなければ道路つくる意味がないと思いますので、このマイナンバーカードについても、国が全て主導権を握っているかと思うんですけれども、マイナンバーカードを使って何ができるのかというのを、もっともっと利用価値があるものに、国がやっつけていかなければいけないというふうにも考えておりますので、そのためには我々、自治体においても整備を図るという意味合いでは、マイナンバーカードの発行に力を入れていっていただきたいというふうにも考えております。

では、本市におけるDX推進計画について伺いたいと思うんですけれども、玉名市でのDX推進計画というもの、もしくは推進計画とか、そういったものが何か文書化されたものがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の本市におけるDXに書いたものがあるのかという御質問ですけれども、その前に、ただいま本市では、第4次玉名市情報化推進計画を策定しております。その進捗状況を少し御紹介させていただきます。

第4次玉名市情報化推進計画の進捗状況でございますけれども、令和5年3月に策定へ向け進めているところでございます。本年8月に市民1,000人、500事業所へアンケート調査を実施し、集計分析を行なうと同時に、総合計画との整合性や素案作成の準備を行なっているところでございます。

議員御質問の玉名市のDX推進計画の策定についてでございますが、現在、進めております、今、進捗状況を御説明させていただきました第4次玉名市情報化推進計画に、DX推進計画を含めた計画の策定を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 簡単に言いますと、玉名市はDX化していきますよという計画についてはなくて、ただ同じような意味合いとして、第3次情報化推進計画があって、それを第4次を来年3月に策定に向けて、今、動いているというような答弁だったかと思っておりますけれども、私もその第3次推進計画を確認してみました。

すると、中身はインターネット社会の基本的な部分を書いてあって、もうそれについてはほぼほぼ達成できているのかなと。ということは次は、ハードウェアで環境整備し

たところを、次、第4次においては、整備された環境を使ってどういうふうに応用に結び付けていくのかというソフト事業がメインになってくるかと思しますので、今度はそこをどういうふうにデザインをしていくのかといったところで、力を入れていただければなというふうには考えております。

再質問になるんですけども、7月でしたっけ、凸版印刷との行政DX推進協定の締結をやられておりますけれども、これは具体的にどのようなものか教えていただければと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） じゃあ、私から、大野議員の再質問にお答えいたします。

近年、市町村を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、市民サービスの維持・向上のため、限られた人材・財源で、より効果的で効率的な行政運営が求められる中、行政サービスのDXの推進が注目されています。

そこで、7月29日に、本市へ昭和21年に工場を設置されて以来、地域経済に多大なる貢献をいただいている凸版印刷株式会社様と、行政運営の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的に、行政DXの推進に関する協定を締結いたしました。

具体的な内容としましては、経済産業省からDX認定事業者選ばれ、自治体業務の分析や改善支援も数多く手がけた実績を有する凸版印刷株式会社様の知見の下に、事務負担が大きな保育所入所調整業務でありますとか、議事録作成業務など、5つのモデル事業について、詳細な分析を行ない、デジタル技術導入などの改善策について御提案をいただくこととしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁ありがとうございました。

今回のDXの推進の締結については、AIとRPAのところについて、行政事務中心のように見えるんですけども、ぜひ市民生活の利便性も含めて、検討していただきたいというふうに思っております。

先ほど、最初の答弁で、部長から人的リソースを効率化するためのものでもあるんですよという答弁をいただいておりますので、ぜひ行政の事務改革と市民サービスの向上、この2つに着目を置いて進めていただければというふうに思っております。

では、次に、DX推進の専任部署の設置が私は必要だというふうに思っております。これについて、玉名市においては設置する考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 大野議員のDX専任部署設置の考えはについてお答えいたします。

このDXにつきましては、長期的な行政運営の観点から考えましても大変重要な取組であると認識しております。当然、全庁的に強力に推進していく必要がございますので、次年度からの担当部門の体制強化を図ることといたしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 拡大投影をお願いしたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） このDXを進めていく中で、やはり専任部署の必要性というのを私は言いたいのですが、この図の一番下を見ていただくと、70歳以上になると、この青いところがスマートフォンとかタブレットの利用状況なんですね。ただ、70歳以上になると、二十数%しか使っていない。ただ、これからDXを進めていく中では、ここを取り残してはいけないと思っておりますので、ぜひ高齢者も取り残さないようなDX環境を構築していただきたいと思います。

最後に人材だとか、高齢者を置いていかないための環境はどうするのか伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

まず、人材の確保はどうするのかについてでございますけれども、人材の確保につきましては、引き続き専門研修により、職員の意識、スキルの向上を図ることはもとより、必要な能力、スキルを有する専門職の採用や、各種支援制度を活用した民間人の登用など、必要に応じて柔軟に検討してまいります。

次に、高齢者を置いていかないための施策をどのように考えているかについてお答えいたします。国は目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、つまりは「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」と示しております。

しかし、急速に進む高齢化と社会のデジタル化に伴い、デジタルの恩恵を受けられる人と受けられない人の情報格差問題がございます。今後、DX推進を強力に推進する上で、年齢の相違などによる情報格差の解消に向け、高齢者を対象としたスマートフォンの基本的な操作方法を、携帯電話ショップなどと連携し、公民館などでの説明会の開催を行なうなど、スマートフォンに興味のない方や使い方が分からない方などへ、利便性の享受ができるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） デジタルデバイドをしっかりと考えていただきながら、市民目線の

DXデザインをお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、大野豊重君の質問は終わりました。

次に、7番 立川信之君。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 皆さんこんにちは。7番、第二新生クラブの立川信之です。よろしく申し上げます。

早いもので、安倍晋三元総理が殺害されまして、2か月がたちました。改めまして、心より哀悼の意を表し御冥福をお祈りします。今、国会では野党が国葬の中止を訴えております。反対の意見が多いとか、基準が曖昧とか難癖をつけています。私は安倍元総理の在任期間が最長で、その間、世界中のリーダーのところを回って、信頼を深めたそうです。また、選挙応援中に暗殺されたわけなんですね。それだけでも国葬に値します。私は今月の27日、国葬の日ですけれど、自宅にて静かに喪に服すつもりです。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

玉名市ではこれまで、足掛け2年間かけて開催された玉名市学校規模適正化審議会を中心に、多くの皆様の意見を踏まえて、協議された意見をまとめられた提議をもとに、6月には最終的な玉名市学校再編の第2次計画が策定されたと聞いております。この計画は今後10年を見据えて、玉名市の学校教育をさらに充実させていくためには、とても大事な計画であると思います。

そこで、第2次計画の内容について質問いたします。

(1)平成24年に第1次の計画が策定されていますが、その計画との大きな違いは。また、現状で説明会を開催されていると聞いておりますが、どのようにされているかを質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 立川議員御質問の平成24年に策定された、第1次基本計画との大きな違いについてお答えします。

今回策定いたしました第2次基本計画では、平成24年に策定しました第1次基本計画を引き継ぎながら進めていく点も多くありますが、大きな違いとして三点ございます。

まず、一点目が、一小一中を基本として、第1次基本計画を引き継いでいく中学校区と、それから有明中学校区及び岱明中学校区のように、地域の実態等に応じて段階的に二小一中での再編を進めていく中学校区があるということです。

次に二点目ですが、第2次基本計画も10年間の計画としていますが、児童生徒数の推移及び本計画の進捗状況を見極めながら、おおむね5年後を目途に必要なに応じて計画

の見直しを行なうこととしている点であります。

そして三点目が、望まれる学校規模基準についてです。第1次基本計画では国の標準法に基づき、小学校においては1学級の人数が40人で、1学年2学級から3学級、学校全体では12学級から18学級を望まれる学校規模としていましたが、今回様々な観点から学校規模基準の見直しを行ない、第2次基本計画では1学級の人数を20人から30人として、1学年2学級以上を望まれる学級規模基準として示しつつも、再編後に各学年2学級以上が見込めない場合においては、1学級の人数の20人から30人は確保しているとしたところです。

なお、複式学級を有する豊水小学校と、これまで協議を続けてまいりました天水地区の再編につきましては、早急な対応を必要とする校区と位置付け、既に豊水小学校については住民説明会等を複数回実施しております。また、9月22日には、天水校区の区長会に対して説明会を行なった上で、天水中学校区住民に対しても、今月末から複数回、説明会を開催していく予定であり、いずれも丁寧な説明を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） ありがとうございます。

まず、一点目が、一小一中の校区と二小一中の校区があるということですね。

次に、二点目が、今まで10年間の計画としていたのを生徒数の推移や計画の進捗状況を見極めながら、5年後を目途に必要なに応じて計画の見直しを行なう。

三点目が、第1次基本計画が1学級の人数が40人で、1学年2から3学級、学校全体では12から18学級が望まれる規模にしたのを、第2次計画では20から30としての1学年とし、2学級以上が望まれる規模に示しつつも、2学級が見込めない場合は1学級とすることなんですね。

そして、豊水小学校と天水地区の再編については、きちんとした説明をお願いします。

次に、2つ目です。第1次の計画では、玉名中学校区以外は一小一中で、学校再編を目指してきたと認識しておりますが、今回それをえられた意図は何でしょうか。それを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 立川議員御質問の第1次計画では、玉名中学校区以外は一小一中で学校再編を目指してきたと認識しているが、今回それをえられた理由・意図ということについてお答えいたします。

第1次計画では、玉名中学校区以外は一小一中で学校再編を目指したところでありますけれども、再編に当たっては思いのほか地域での理解や、あるいは協議・調整に時間が

かかったということで、計画通りにスケジュールが進まなかったというような現状がございます。

そこで、今回の第2次基本計画では、各校区の現状を様々な角度から検討しながら、児童にとってよりよい教育環境を提供できるよう協議を重ねてきました。結果、児童数の推移等をしっかりと見極めた上で、有明中学校区と岱明中学校区については、当面の間、二小一中で運営していくと、中学校区として位置付けることといたしまして、児童数の推移等を基により現実的な計画として見直したところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 玉名中学校以外は一小一中だったのを、有明中と岱明中も二小一中にされたんですね。分かりました。

それでは、3つ目をいきます。学校再編においては、学校規模をどのように考えるのが大切であると思えますか。今回の第2次の計画では、学校規模についてはどのように考えておられるのかをお聞きします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 議員御質問の学校規模についての考えについてお答えいたします。

望まれる学校希望基準として、第1次基本計画では1学級40人の1学年2学級から3学級と示しておりましたが、これはあくまで国が望ましいと考えている学校規模を示したものであります。

また、第2次基本計画においても、基本的には2学級以上の学級編成が望ましいと考えるところですが、本市においてはその基準に達しておりますのは、玉名町小と築山小の2校であり、その規模に近いのが平成30年に再編いたしました玉陵小学校1校となっているのが現状です。

そこで、1学級の児童生徒数が、現在、国の基準により小学校3年まで35人となり、このあと順次、小学校6年まで35人となっていくこと、また、熊本県独自で中学校1年生も現在35人となっていることから、玉名市の現状を踏まえた上で、集団での教育活動・集団活動、いわゆる集団での学びができ、子どもたちそれぞれが切磋琢磨できる数として、20人から30人が望ましいと考えたところであります。

この集団での学びについては、新学習指導要領におけるキーワードであります「主体的・対話的で深い学び」を実現可能とする児童数ということで考慮した結果であります。例えば、サッカー等の集団での球技スポーツや音楽で合奏するには、ある程度の人数が必要となり、班での活動においても4人掛ける6組程度あると、より充実した活動となると考えます。

そこで、第2次基本計画では、1学年2学級以上がより望ましいと考えておりますものの、1学年1学級となった場合においても、20人から30人という数は確保していきたいということを併せて示しているところであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 望まれる学校規模・基準として、第1次の計画では1学年40人で2から3学級、これはあくまでも国が考えている学校規模で、第2次計画では、その基準に達しているのが、玉名町小と築山小学校、次に玉陵小学校だけなんです。

児童数はある程度は必要ですもんね。集団での学びはとても大切です。サッカーや野球などのチームスポーツや音楽での合奏など、ある程度の人数が必要となります。子どもたちの向上心が芽生えて、お互い切磋琢磨できるでしょう。

それでは、2番目の質問です。今回の計画は小学校再編の計画ですが、玉名市内の中学校の生徒数もかなり減少していて心配しているところです。そのため中学校の再編の方向について、教育委員会としてどのように考えておられるかをお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 立川議員の御質問の中学校の再編の方向についてお答えいたします。

今回、策定いたしました第2次基本計画におきましては、まず15校の小学校再編することから進めてまいりたいと考えております。現に中学校の生徒数も、議員もおっしゃいましたように、減少してきているところでありますが、少なくとも今後の10年間においては再編する予定はしておりません。

しかしながら、中学校の部活動につきましては、生徒数の減少はもとより、クラブチームへの流出等が進んでいるため、運営していくことが困難になってきている状況にあることから、幾つかの中学校の団体競技種目につきましては、合同部活動としてのチーム運営が図られるように、本年度より検討委員会、座談会等を通して協議を重ねながら、部活動の受皿を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 少なくとも10年間は、再編の予定がないんですね。安心しました。部活動において団体競技の種目については、検討委員会とか座談会を通して、部活動の受皿を強化してってください。

それでは、次の質問に入ります。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 玉名市では、金栗四三さんを日本マラソンの父、玉名市名誉市民

として称えられていらっしゃいます。しかしながら、施設を見てみますと、日本陸上競技連盟公認のトラックがありません。

私は若い頃、天水町の100メートル走の年齢別の代表選手でした。郡大会や県大会に毎年出場しておりました。

今、玉名市では、陸上の県大会ができません。それは公認の400メートルトラックがないからです。これをつくってもらいたいですね。いかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 立川議員の陸上競技場に関する御質問にお答えいたします。

桃田運動公園にあります陸上競技場、正式には桃田運動公園運動広場、愛称「金栗記念広場」と申します。この陸上競技場は専用ではなく、ソフトボール場も2面設けました多目的広場であり、かつ、トラック一周の距離が300メートルとなっておりまして、陸上競技場としての利用は、市民体育祭であったり支館対抗駅伝大会のほか、各種競技団体の練習や記録会等に利用されております。

しかし、議員御指摘の陸上競技の県大会を開催するためには、今、申されましたとおり、日本陸上競技連盟公認のトラックが必須となっておりますので、桃田運動公園で陸上競技の県大会を開催することには至っておりません。

この公認トラックの必要性については、以前から何度も課題として上がっておりますが、桃田運動公園の敷地や、ほかの運動施設との兼ね合いから、現在地で公認の400メートルトラックを整備することは非常に困難であると考えております。

しかしながら、横にあります観覧席の建物も老朽化が近づいておりますので、例えば、今後、大規模改修が必要となる時期に、改修を行わず解体して敷地を広げることも選択肢の一つではないかと思われまます。

この課題につきましては、今後、桃田運動公園内の施設について、全体の在り方を関係各課と総合的に協議し、解決できるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 桃田運動公園の陸上競技場の愛称が「金栗記念広場」という、とてもうれしい気分です。そして、この場所は、陸上競技とソフトボール場を兼ねた多目的の広場なんですね。ほかにも市民の体育祭や支館対抗リレーなどが開催されているんですね。

しかしながら、建物やプールの老朽化が進んでおります。ぜひとも改修をお願いします。

また、今月17日、18日、水俣市と芦北で、県大会が開催されます。北本議員がバ

ドミントンで出られるということで、先ほど言いなつたように、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

県大会が行なわれれば、その地域に選手や関係者が宿泊します。そして、お金が落ちるわけなんですね。ぜひとも、玉名にも金栗四三さんの名前に恥じない、公認のトラックを早期につくっていただきたいです。そして、県大会で玉名に多くの人に集まってもらって、玉名にお金が落ちたらうれしいです。

以上で、質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、立川信之君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時11分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

8番 坂本公司君。

[8番 坂本公司君 登壇]

○8番（坂本公司君） 皆さんこんにちは。8番、新生クラブの坂本公司です。1年ぶりの一般質問をさせていただきます。

早いもので2期目の当選をさせていただいて、1年が過ぎようとしております。1期目の当初は先輩議員方の知識の豊富さに圧倒されておりました。ということは、私も2期目になれば、それぐらいの知識にと思っていたのですが、まだまだ先輩方の背中はずいぶん遠くに見えております。今度は1期生の新人議員なんて負けられるかと思っていたのですが、誰一人として私より年下の方はおられず、しかも人生経験豊富な方々です。しかも数名の方は、昔からよく知っている顔があって、とにかくやりづらくて仕方ありませんが、これからも頑張っていきたいと思います。

昨年の12月、改選後すぐに、一般質問に関するZoom研修に参加しました。そこでは、一般質問はこうしたらいい、一般質問はこうあるべきだ、一般質問でこういう質問はナンセンスだなど、いろいろなことを御教示いただきました。

その中で一つ、一般質問は言いつばなしで終わってはいけないとありました。一般的な質問で言うと、あれはどうですか、何でですか、どうするのですかと伺い、大抵は執行部の方から検討しますという答弁があり、ではお願いしておきますと締め、その後は知らん顔であると。それでは質問した意味がないのではと、市民の方からも、あれはどうなっているのだというお声もありましたので、本日は一期目にながむしやりに質問したその後を追って、質問をしたいと思います。

まずは、ペーパーレス化について伺います。と言っても、今、ペーパーを持って

おりますが、完全にペーパーレスができるわけでもなくて、やはり読み上げたりするにはペーパーは必要ではありますが。

議会では令和2年9月議会よりタブレットが導入され、それに伴い分厚い議案書や議事録などが配付されることがなくなりました。もちろん、全ての書類をペーパーレスにすることは不可能と考えていますが、今後どのような対応をされる予定があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 坂本議員の庁内でのペーパーレスは進んでいるのかについてお答えいたします。

令和2年9月議会から、議員の皆様のタブレット導入に伴いまして、執行部も同年11月の臨時議会からタブレットを導入したところでございます。その後も課長にタブレットを導入し、部課長会で構成される会議は、原則ペーパーレスで実施をしております。

今後につきましては、庁内のペーパーレス化をさらに推進していくとともに、DXの推進に伴いまして行政手続のオンライン化を図りながら、市民の皆様からの申請・請求等の手続についてもペーパーレス化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。ペーパーレス化が進んでいるみたいで安心しました。

そこで、これからが、以前の質問のその後であります。令和2年9月議会で機密文書の処理の件を質問いたしました。機密文書とは企業や公的機関などで取り扱われる秘密保全の必要性が高い書類のことで、玉名市役所では保存文書と呼び、その保存文書は年に一度、情報の漏えいがないように、職員方により東部環境センターに持ち込まれ、焼却処理を行なうとのことでした。

これで特に問題はないとは思われますが、他の行政機関や企業では、溶解処理をしているところがあるということでした。この溶解処理とは、段ボールに詰めた機密文書をそのまま溶解する機械の中に入れ、紙を溶かし、古紙パルプにするという処理方法です。この古紙パルプは燃料になり、いわゆるリサイクルになるということです。

しかし、この溶解処理は普通に焼却処理をするよりも費用がかかります。いくらリサイクルとはいえ、費用がかさむことはあまり合理的とは言えないのですが、その先の話があります。

まずは、古紙を溶かし古紙パルプにして、リサイクルをしましょうということです。この動きは、まずは行政から始めて地域企業にも広めていきたいと思います。そうすれば、焼

却炉を使う回数が減ります。ものというのは必ず使えば傷んでいきます。皆さんが毎日お使いの車もスマホも、その皆さんのお体も必ず傷んでまいります。焼却炉も同じであります。

玉東町にある東部環境センターの焼却炉などの補修工事費用は、10年間で約30億円と言われております。では、燃やすごみの量が半分になれば、補修工事費用が半分になるかと、それははっきりとは申し上げられませんが、必ず費用が削減されることだと思います。

そこで、環境保全のためのリサイクル、そして焼却炉の補修工事費用の削減のために、機密文書の溶解処理を前向きに検討いただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 坂本議員の機密文書等の廃棄処理の方法はどのようにしていくのかについてお答えいたします。

この機密文書の取扱いにつきましては、坂本議員が申されたように、令和2年9月議会でも御質問いただいております。その際の答弁におきまして、溶解処理について触れておりますが、この溶解処理につきましては個人情報等を含む公文書の処理ということに、その処理になりますけれども、焼却炉の負担軽減による延命化のほか、個人情報の保護及び事務効率化、さらにはごみの再資源化の観点からも有益であると考えられるため、次年度、令和5年度以降の溶解処理の導入につきまして、必要経費に関する部分、この分析等及び試算を行なった上で前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。前向きに検討いただけるということでよかったです。ペーパーレスも含めて進めていただければ、玉名市の財政的にもよい影響が出てくると思いますので、よろしく願い申し上げます。

次の質問に移ります。

[8番 坂本公司君 登壇]

○8番（坂本公司君） 続きまして、2番の、松原海岸及び本市における水遊びの場についてお伺いいたします。

松原海岸と、次のところに鍋松原海岸と分けて書いてありますが、これは私のミスでして、鍋松原海岸というふうに思っていただけだと思います。先ほど大野議員の質問とも重複する部分もございますが、御了承ください。

この鍋松原海岸についても、3年前ほどに質問をさせていただいておりますので、また新たに現状をお伺いしたいところですが、去る6月30日の熊本日日新聞の記事にこう書かれておりました。「熊本県北から海水浴場が消滅。玉名市「鍋松原」、今夏から

開設せず、スポーツ会場に活用」。これだけを見ると、文章の初めの海水浴場が消滅といういかにもショッキングな見出しに驚いてしまうところです。この見出しだけを見た市民の方々が、松原海岸が閉鎖されてしまったのかと、何度か私のところにも問合せがありました。

そこで、海水浴場を開設しなかった経緯、そして現状をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 坂本議員御質問の鍋松原海水浴場を開設しなかった経緯についてお答えいたします。

鍋松原海岸は昭和63年度から旧岱明町において、鍋松原海岸整備事業として人工ビーチの整備が進められ、平成7年度に完成し、平成3年度に岱明コミュニティセンター「潮湯」、平成9年度には物産館「磯の里」が建設されました。当時は遊泳者や砂浜利用者などで年間約3万人が訪れる県北唯一の海水浴場としてにぎわっていましたが、近年の温暖化による気温上昇や娯楽の多様化・広範囲化が進んだこと、また有明海は潮の干満差が激しく、遊泳時間の確保が十分に見込めず、約40日の開設期間のうち約20日は十分な遊泳ができないなどの要因があり、年々利用者が減少し、令和元年度には約7,000人の来場となっております。

そして、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの影響により、監視員の配置は行なっておらず、海水浴場としては開設を行っておりません。ただし、人工ビーチについては広大な砂浜で雲仙普賢岳や有明海を臨む雄大な景色を眺めながら、砂遊びや水遊びができるように開放しており、今後もウォーターサバイバルゲームやビーチサッカーイベントなどを開催し、さらなる鍋松原海岸の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。

まず、ここで大事なことは、鍋松原海岸が消滅したり、閉鎖されたりするわけではないということですのでよろしいですね。皆さんもお間違えのないようお願いいたします。

答弁にありましたように、様々なスポーツイベントや、もちろん水遊びなどもできることが分かりましたが、鍋松原海岸の活性化に向けて、周辺施設も含めた一体的な活用を考えるべきだと思いますが、今後についてのお考えを、市長よろしくお願ひします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 坂本議員の再質問にお答えいたします。今後の運営についてです。

部長答弁にもありましたけれども、鍋松原海岸の砂浜は季節を問わず、多くの人が集

う交流の場として位置付けておりまして、重要な観光資源であることから、今後も積極的に活用してまいりたいと考えております。

これまで、鍋松原海岸にある施設やエリアは、当時の整備した所管や設置目的などで複数の担当課が混在しており、一体的な活用に苦慮する状況でございました。このことから関係各課に対し、県北地域唯一の人工ビーチと雄大な景色がある鍋松原海岸の特色を最大限に活用できるように、観光物産課に一元化をし、一体的な管理・活用ができるように指示いたしております。

今後、海岸エリア全体を活用し、多くの人が集い、先ほどからの答弁でも申し上げましたけれども、誘客につながる鍋松原海岸としてリニューアルをして、さらなる活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。

今後も、鍋松原海岸を様々な活用方法で盛り上げていきたいと思っております。市民の方々にもいろんなイベントに参加していただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

そこで、次は桃田公園の市民プールです。

今年こそはと思っておりましたが、コロナ禍において3年連続利用することができませんでした。お隣の荒尾市の市民プールは営業なさっていましたが、今年も桃田公園のプールは営業しなかったのか、これに関しては、昨日の瀬崎議員の質問に対しての答弁をいただいておりますので割愛させていただきますが、繰り返し簡単に説明しますと、コロナ禍であるということと、平成初期に供用開始されて老朽化がかなり進んでいるということ、ただし、この件に関しては、今年度中に検討委員会から提言が提出される予定ということでしたので、次の質問に移ります。

続いて、本市における水遊びの場についてお伺いします。これも瀬崎議員の質問と重複するところがございますが、続けさせていただきます。

なぜ今日は、鍋松原海岸から始まり、桃田の市民プールから、ずっと水遊びの場についてお伺いしているかと言いますと、私事ではございますが、今、運営をしております放課後等デイサービスでございます。放デイという言い方を覚えていただければと思っております。

発達障がいの子どもの療育施設であります。当園は令和元年12月に開業いたしました。開業してすぐ、新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年3月からは3か月ほど学校が休校になりました。学校が休みです。保育園にはなるべく通わせないでください。なのに、放課後等デイサービスは、いつもよりも多く子どもを受け入れてくださ

い、時間も長く営業してくださいと、当時は戸惑いを隠せませんでした。

そして、多分その当時は、国民の、いや、世界中の誰もが、夏には収まるだろうと思っていたに違いありませんが、夏には勢いが収まるどころか、第2波、第3波と、そしてあれから2年以上もたつのに感染拡大は収まるどころか、今では第7波となり、熊本県内では毎日のように数千人、玉名市でも毎日軽く100人は超えております。この二、三日は少し減っているところではございます。

当施設は、夏休みともなれば、2つの事業所を合わせると20名近くの子どもたちが利用される予定でしたが、今年うちの施設でもコロナが大流行してしまい、休園はどうにか免れましたが、かなりの数のお子様たちやスタッフが休まざるを得ませんでした。

しかし、元気な子どもたちはたくさんおります。密は駄目です、お外で遊びましょう。しかし、以前は公園が使用禁止のときもありました。しかし、夏は熱中症なので外には出ないように、水遊びはいいですよ。しかし、海や川は危険です。もちろん池も危ないです。プールへ行きましょう。しかし、市民プールは老朽化で閉鎖されています。では子どもたちはどこで遊べばいいのでしょうか。

ちなみに岱明町のB&Gのプールは利用はできたのですが、人数制限やコースごとに歩行専用や遊泳禁止などに決められたため、なかなか自由に遊ぶことができませんでした。これもまた感染拡大防止の観点からは仕方ないことだと理解はしておりますが、子どもたちは残念がっておりました。

そこで、本市における水遊びの場について、重複するとは思いますが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 坂本議員御質問の本市における水遊びの場についてお答えいたします。

この質問は、先ほど坂本議員がおっしゃったとおり、瀬崎議員の答弁と重なるところがございますので、御了承いただきたいと思っております。

現在、建設部で管理している公園は、都市公園や都市公園以外の公園を含め合計70公園ございます。代表的な公園といたしまして、蛇ヶ谷公園、立願寺公園などがありますが、いずれも小さいお子様から大人まで、水着がなくても水遊びができる公園はございません。また、産業経済部が管理しております農村公園に、周囲を尾田川に囲まれたま尾田川公園がございますが、こちらの公園もマナー違反やごみの投棄などが問題となり、地元と協議し、平成29年より遊泳禁止となっております。

従いまして、現在、本市で管理している公園で、水遊びができる公園はないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。

私の施設では、去年は毎日のように、玉東町の年の神公園に遊びに行かせていただいております。自然の川の水を利用し、岩でつくってあるプールで子どもたちはとても喜んでおりました。気温が35度ほどあっても、私は足もつけられないくらい冷たい水でしたが、子どもたちは元気に遊んでおりました。

しかし、今年はコロナ禍の影響で閉鎖してありました。なので、今年は菊鹿町の「きらり」という、これまた自然の水を利用したウォータースライダーなどがある施設へ行ったり、鹿本町の道の駅にあるプールにも行きました。どちらも片道1時間ぐらいかかるところです。山鹿市には鍋田水遊び公園という、菊池川の支流にある川で、その自然の川の水を利用した公園があり、そこでも何度か遊ばせていただきました。

もちろん、これらは地形や水の流れや管理下の問題なので、玉名市で開設することは難しいかもしれません。鍋松原海岸では、遊べるとはいつでも時間が限られている、市民プールは閉鎖されている、川や池では危険だから遊べないでは、これからますます温暖化が進む中で、子どもたちは夏にどこに行き遊ばばいいのでしょうか。

市長にお尋ねします。今後、子どもたちが遊べるような施設は、どうお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、建設部長から答弁しましたとおり、現在は本市で管理している公園で、水遊びができる公園というものはございません。ただ、子育て世代が求められている水遊び場など、遊べる公園の充実というものは、常々図る必要があるというふうに考えておりました。

今後、本市で、都市公園の再整備を行なう際は、幅広い世代の方々のニーズ、またそれぞれの特性、それから地域の実情というものを考慮しながら、水遊び場も含めて、そういったものの整備ができないかということを検討しながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） 答弁いただきました。前向きに御検討ありがとうございます。

3年ほど前の質問のときにも述べましたが、要は夏は暑いので服を脱ぎたいのです。そして水を浴びたいのです。海に行こう、プールに行きたいという子どもや若者たちが必死に泳いでいる姿を皆さんは見たことがあるでしょうか。もちろん、健康のためや競技の練習のためにプールで泳いでいる人はたまに見受けられます。しかし、とにかく冷

たい水を浴びてはしゃぎたいというのが本心だと思います。

水を浴びなくても、子どもたちにとっては、水の中にいるメダカやザリガニなどの生物にも興味があります。深さ30センチほどの水辺があれば、安全に水遊びを楽しむことができ、そういった生物にも触れ合うことができると思います。ただし、そういった小さな浅い池や小川がないのも現状ではあります。

そして、毎年必ず全国のニュースでは、池に落ちて子どもやその親が亡くなるというニュースが耳に入ってきます。皆さんは不思議には思われませんか。海の真ん中に突き落とされたりするわけでもなく、川の激流にのまれたわけでもないのに、何で池の縁からすぐそこに落ちただけの、しかも大の大人が助からないのかと。お分かりの方もおられると思いますが、これは池の形状に問題があります。

簡単に説明すれば、すり鉢状になっているということで、つかまるところもなく、あったとしても雑草しかなく、もしつかまるところがあったとしても、意外とその状態から、池からはい上がることは困難なのです。

そこで、今では危険な場所には、縄でできた網が、池の縁から池の中に沈めてある池があるそうです。そうすれば池に落ちても、その網をつかんで足をかけ、はい上がることができるということです。ほかにも池の中に大きな杭を打ってある池やコンクリートで階段をつくってある池など、溺れても助かるような対策を取られている池が全国各地にあります。よく金網で池を囲ってあるところがありますが、あれは登ってしまえば意味もないことですし、もし事故が起きても逆に気づかれにくく、余計に危険だと思われるております。

職員の方に聞いたところ、池は市の管理ではなく、個人や区の管理だということですので、あえて質問という形は取りませんが、皆さんの御近所にもそのような池がありましたら、区などで協力されて何かしらの対応をなさってみてもよろしいのかと思います。

この夏休みにも熊本県内で悲しい水難事故が起きました。兄弟3人が川に流され、姉妹2人がお亡くなりになりました。4歳の子どもは浮き輪を使っていたため、命をとりとめました。このような事故は毎年必ず何回も耳にします。水遊びは楽しいことです。そして、昨今の異常な暑さを和らげるためには、水遊びが最適だと思います。しかし、そこには落とし穴があります。何よりも安全第一でなければならないと思います。先ほどお話しした事故の4歳の男の子は、浮き輪をしていたから助かったと言われています。

そこで、最後に市長にお願いがあります。今後、プールの整備や新たな施設をお考えなのであれば、ライフジャケットなどの推進をお願いしたいと思います。もちろん施設には常備されること必須ですが、ほかで遊ばれる方にも周知をお願いしたいと思いますし、例えばプールの授業などに取り入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

安全面に最大限の注意を払うということだと思いますけれども、そういった設備に関しては検討していく余地はあるというふうに思います。

そういった中で、先ほどからの質問でありました、水遊び場というようなところも、先ほど申し上げられた池と同じように、必ずしも浅瀬であるから安全であるということはいき切れないというふうに思います。ですから、行政がそういうものを整備・設置していくに当たっては、安全性というものに最大限の注意を払いながら、整備をしていくことはもとよりでありますけれども、プール等々の安全対策というものも、それはそれでしっかりと検討していくべき事柄だというふうに思っております。

すぐにそれを導入しますということは、ここでは申し上げられませんが、そこは検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 坂本公司君。

○8番（坂本公司君） ありがとうございます。何よりも子どもたちの健康、子どもたちの命を守るために、御尽力いただければと思います。

今回は海とかプールとか、ずっと言っただけでしたが、大掛かりな施設というのは確かに費用などかかりますし、何よりもプールなどは夏の3か月、2か月ほどしか利用ができませんので、そういった大きな施設というよりも、水が浴びれるような本当に浅瀬の水たまりとか、あとは大きなバケツがひっくり返って水がかかるとか、まあ、そういった何かしらの施設や設備を検討いただければと思います。

最後に、先日、熊本県連の市議会議員の研修会の話ですが、私と同年代の建築家の女性の講演でした。簡単に説明しますと、ベンチあれば、人は外に出て、そこに座って、まちは活性すると、簡単に言うと、そんなお話でした。

これまた以前、いだてんドラマ館の質問の際に似たようなことを提案したことがあります。ある学者の著書の中にある言葉です。「光と椅子さえあれば人は集まり、微笑み、そして思い出が残る」と。できれば私としては、さらに進むであろう温暖化に対応して屋根や風までお考えいただければと思います。何よりも子どもたちが安全に遊べ、よい思い出が残るようにしていただきたいと思っております。

これで、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。御視聴や傍聴の皆さん、お付き合いありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、坂本公司君の質問は終わりました。

次に、2番 中村慎吾君。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 皆さんこんにちは。傍聴席の皆様、インターネットを御視聴の皆様、ありがとうございます。2番、新生クラブ、中村慎吾です。

本日、最後の質問となります。お疲れとは思いますが、もうしばらく。

○議長（近松恵美子さん） 中村議員、ごめんなさい。ちょっと機械の都合で休憩させてもらっていいですか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時44分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

2番 中村慎吾君。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 新型コロナウイルスの第7波もようやく落ち着きを見せてまいりました。飲み薬ラゲブリオが供給能力を増強し、今月16日より一般流通する見通しとなったと報道がございました。しかし、まだまだ感染対策を継続して、個人個人しっかり注意をしていく必要があると思います。

それでは、通告に従い一般質問を行ないます。

天水中学校区の小学校再編についてお尋ねします。

平成24年10月に、第1次玉名市学校規模配置適正化基本計画が策定され、この計画に基づき、小学校の学校規模の適正化が進めてこられました。合併当時、21校あった小学校は現在15校となり、平成30年4月には玉陵中学校区で6つの小学校が統合され、玉陵小学校が開校しております。この間、天水中学校区も平成27年から検討が開始され、令和2年4月に小天小学校と小天東小学校が統合しました。小天小学校と玉水小学校の統合についても、令和元年12月から本年、令和4年3月まで合計9回の学校づくり委員会が開催され、多くの協議がなされたと聞いております。本年6月に発表された第2次玉名市学校規模配置適正化基本計画においても、小天小学校と玉水小学校の統合が望ましい、優先度の区分でも早急な対応を必要とする校区と示されてあります。

先日の市議会全員協議会において、教育委員会から説明がありました、天水中学校区、小学生保護者、未就学者保護者へのアンケート結果及び学校再編の基本方針について、改めて確認させていただきたいと思います。

それでは、アンケート結果を、教育委員会として、どのように精査し分析しているのかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 中村議員御質問のアンケートの結果についてお答えいたします。

天水中学校区の学校再編の参考とするため、本年7月に玉水小学校と小天小学校の児童の保護者、それから未就学児の保護者を対象に、この天水中学校区の小学校再編に関する保護者アンケートを実施しております。小学校児童保護者180世帯に対し160件の回答があり回収率が88.9%、また未就学児保護者72世帯に対し回収率は25件で34.7%でございました。この未就学児保護者は兄弟姉妹で小学校に在籍する場合は、小学校でアンケートを配布・回収しておりますので、未就学児のみの世帯ということになります。

アンケートでは、玉水小学校と小天小学校を統合し、学校は現在の中学校の位置とするという教育委員会の案に対し、賛成・どちらかといえば賛成が合わせて全体の70.3%、反対・どちらかといえば反対が16.8%、どちらでもないが10.8%という結果でした。また、統合の時期については、できるだけ早くと回答した人が36.6%、5年以内を目途と回答した人が24.2%で、合わせて60.8%が早期の統合を望むという結果と受け止めております。

また、今回、未就学児のみの世帯の回収率が34.7%で、小学校児童の保護者世帯と比較すると、全体的に関心が低い結果となりました。回収率が低かった理由については明らかではありませんが、小学校は学校で配布・回収できるのに対しまして、未就学児に対しましては郵送で行なっておりますので、それも一つの理由かと思えます。また、未就学児の年齢がゼロ歳からの乳児も含んでおりますので、小さいお子さんをお持ちの世帯の関心を集めることが難しかったのではないかと推測しております。

しかしながら、未就学児のみの世帯から回答をいただいた結果については、統合についての賛成・どちらかといえば賛成が合わせて68%と、統合に前向きな結果をいただいております。また、未就学児保護者の賛成の御意見として「多くの仲間と触れ合うことで子どもの成長につながる」「これからは小中一体になっていく時代で、ぜひ天水を中心に最先端を進むような学校づくりを進めてほしい」といった御意見もいただいたところでございます。

教育委員会としましては、未就学児保護者の回収率は低かったものの、教育委員会の案に対しては、全体の約7割近い賛同をいただくことができ、保護者の皆様の一定の理解が得られたものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。

小学生保護者の皆さんはおおむね統合に賛成の意見が多いという結果でありました。

しかし、未就学児保護者の皆さんのアンケートの回収率が低かった点はとても注目すべきではなかったかと思います。

分析もされておりますが、立川議員の御質問にもありましたように、今後の玉名市の学校再編に向けた部分に関しては、とても大きな課題になっていくのではないかと思いますので、その部分に関してははっきり対策等を考えていただきたいと思います。

それでは、続きまして、保護者へのアンケートも実施され、分析も行なわれておりますが、現在の考えを伺いたいと思います。

2番、天水中学校区の小学校再編について、教育委員会としてどのように考えておられるか。また、再編において当天水地区が指定されております、過疎の地域指定によります過疎債を有効に活用すべきだと思いますが、それについてもどのような見解をお持ちなのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 中村議員の御質問の天水中学校区の小学校再編についてということで、まず、私からお答えをいたします。そのあと、教育部長から学校再編と過疎債の活用についてお答えを申し上げます。

まず、天水中学校区の小学校再編についてでございますが、中村議員もおっしゃいましたように、令和元年度から令和3年度にかけて、地域それから保護者、学校の代表の方々からなる天水中学校区新しい学校づくり委員会におきまして、様々な教育課題について協議を行ない、令和4年3月に全9回の協議が終了をいたしました。

そして、その協議においては、これからの教育と子どもたちの未来を考えたとき、子どもたちがたくましく生き抜く力を身につけるためには、様々な考えに触れて切磋琢磨できる環境を整える必要があるというまとめがなされました。

また、本年3月の学校づくり委員会におきましては、多くの議員の方々から「統合が必要である」あるいは「統合やむなし」というような御意見をいただきました。

そこで、これまでの協議、また先ほど報告いたしました今回のアンケート結果を総合的に判断をいたしまして、8月25日に開催しました玉名市教育委員会会議におきまして、天水中学校の学校再編につきましては、玉水小学校と小天小学校を統合し、学校は現在の天水中学校の位置とするという基本方針を決定いたしました。

今後はこの方針について複数回の住民説明会等を通して、丁寧に説明を行ないながら、令和9年4月の統合校開校を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。このあとは、学校再編とか、過疎債については、部長から。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 中村議員御質問の学校再編と過疎債の活用について、私からお答えいたします。

学校の校舎等の建築・改築等を行なう場合は、国の補助金や地方債を活用するなど、市の財政に有利な方法を検討していくことを原則としております。今議会で、令和7年度までの玉名市過疎地域持続的発展計画を上程しておりますけれども、令和8年度以降の計画にも引き続き対象事業を盛り込むことにより、令和12年度までは国の補助率のかさ上げが可能です。

具体的に申しますと、この統合校、学校の建設の場合、原則50%の補助が55%の補助となります。また、地方債については、通常の学校教育施設等整備事業債に替え、過疎対策事業債の活用が可能となり、この過疎対策事業債は充当率100%、さらに元利償還金の70%が交付税措置されるという、より有利な条件となりますので、市としてもこれらを活用して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。

何よりも一番に考える必要があるのは、子どもたちのことだと思います。そのための教育環境の整備は、地域にとっても、子どもたちにとっても、とても大きく大切なことだと思います。

保護者の皆様に御協力いただいたアンケートの結果を尊重していただき、また本年4月から国より指定された天水地域が一部過疎地域になっておりますが、このことで利用可能となった過疎対策事業債等を有効に活用しながら、この天水中学校区の学校再編を行なっていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、中村慎吾君の質問は終わりました。

これで、本日の日程は終了いたしました。

明14日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時58分 散会

第 4 号

9月14日 (水)

令和4年第5回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和4年9月14日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 3番 浜田 繁次郎 議員（新生クラブ）
- 2 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
- 3 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
- 4 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
- 5 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）

日程第2 議案の委員会付託

散会宣告

+++++

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 3番 浜田 繁次郎 議員（新生クラブ）
 - 1 動画を活用したシティプロモーションの推進について
 - (1) 大俵まつりPR動画の今後の活用について
 - (2) 各種施策における動画の積極的活用について
 - (3) 動画の視聴回数を増やすためのより効果的な取組について
 - (4) 市直営での動画の企画・制作の推進について
 - (5) シティプロモーションの推進体制の整備について
- 2 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
 - 1 玉名三ツ川産業団地への立地企業の状況について
 - 2 玉名未来づくり研究所とたまな未来創造塾について
- 3 18番 前田 正治 議員（無党派：日本共産党）
 - 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 旧統一協会系団体との関わりについて
 - 2 市政運営について
 - (1) 会計年度任用職員の処遇改善について
 - (2) 行政DXの推進と玉名市個人情報保護条例について
- 4 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
 - 1 政策の取組み方について

- (1) 計画遂行の責任者・司令塔について
- (2) 計画を進める上での各課の協力体制について
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第38条について

2 指定管理者制度について

- (1) 委託経費の設定は
- (2) 指定管理者制度での良い点
- (3) 指定管理者制度での悪い点
- (4) 指定管理者の監督についての現状

3 安心安全快適な市民生活について

- (1) 新型コロナウイルス第7波の介護福祉施設への影響について
- (2) 外来生物アライグマ対策について
- (3) 子ども芸術祭について

5 16番 江田 計司 議員 (新生クラブ)

- 1 高道小学校の登下校の安全について
- 2 潮湯・磯の里の今後と松原海岸について

日程第2 議案の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員 (22名)

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員 (なし)

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
係長	小 島 栄 作 君	書記	古 閑 俊 彦 君
書記	徳 永 優 貴 君		

説明のため出席した者

市長	藏 原 隆 浩 君	副市長	村 上 隆 之 君
総務部長	吉 田 勇 人 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	松 田 智 文 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	蟹 江 勇 二 君	建設部長	田 代 史 典 君
企業局長	荒 木 勇 君	教育長	福 島 和 義 君
教育部長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

3番 浜田繁次郎君。

[3番 浜田繁次郎君 登壇]

○3番（浜田繁次郎君） おはようございます。3番、新生クラブ、浜田繁次郎です。

令和4年度も、はや今月で半年を迎えます。

5月中旬から6月上旬にはコロナ禍の中、開催できなかった第30回高瀬裏川花しょうぶまつりが3年ぶりに開催され、祭り会場ではコロナ感染対策をしっかりと考え、公園内では極力飲食を控えていただき、本来祭りの主役・原点である肥後菖蒲の花をゆつくりと御覧いただきました。幅広い年齢層に楽しんでいただき、玉名市内外の多くの方々に足をお運びいただきました。

本来であれば長年にわたり多くの方々が鑑賞を楽しんでおられる8月上旬に開催されます玉名納涼花火大会は、残念ながら中止になりました。コロナの関係上、致し方ないと思われます。

11月には玉名大俵まつりが3年ぶりの開催に向け、実行委員会を中心に準備を進められておられます。昨年、祭りは中止でしたが、当日、早朝から夜遅くまで長時間にわたり、大俵まつりのプロモーションビデオの撮影が行なわれました。非常に良い仕上がりで、見がいのある映像です。このプロモーションビデオのフルバージョンは8分ほどあり、全編を御覧いただくには、時間の都合上、無理なので、本日の一般質問用に短く編集をさせていただいた分を御覧いただきたいと思ひます。映像の放映と映像の編集においては、担当部署と実行委員会には許可をいただいています。それでは、映像をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。時間の都合上、全編を見ていただくことはできませんが、ぜひ全編のフルバージョンを見ていただきたいと思ひます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。御覧いただいた動画は素晴らしい出来栄で、玉名市民の皆様はもちろんです、一人でも多くの方へ見ていただきたいと思ひます。今後、この大俵まつり動画の活用についてお伺ひします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） おはようございます。

まずは、浜田議員、動画を御紹介いただき、大変ありがとうございます。浜田議員御質問の大俵まつりPR動画の今後の活用についてお答えいたします。

玉名大俵まつりは、令和2年度、令和3年度と2年にわたり、祭りのメインとなる俵ころがしレースが中止となりました。そのため、大俵まつり実行委員会では、祭りの歴史や起源を広く伝えること及び今後の大俵まつり来場者数拡大を目的として、PR動画を作成いたしました。

これまで、玉名市公式ユーチューブチャンネルをはじめ、市のホームページやフェイスブック、観光案内サイト「タマてバコ」などで本動画を公開し、玉名市の魅力を発信するコンテンツとして活用しております。

今後は、今年3年ぶりの開催を予定している、第26回玉名大俵まつりの俵ころがしレースの参加者募集に向け、テレビやラジオなど各種メディアを通じた広報での活用のほか、観光イベントや各種SNS等での活用はもちろんのこと、市内小学校の学習の中で大俵まつりのPRを行なう機会も予定しており、市内外の幅広い層の方に視聴していただけるよう、有効的に活用してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。ここ数年でスマートフォンやタブレットの普及により、以前より簡単にいつでもどこでもインターネットを通して動画を見れる環境になりました。ユーチューブ等でも多くの自治体で作成した様々な動画を見ることが出来ます。

そこで、本市も、観光やイベントだけでなく、各種施策においても積極的に動画を活用すべきだと考えますが、どのようにお考えか質問をいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の各種施策における動画の積極的活用についてお答えいたします。

動画は、映像を用いることにより、短時間で多くの情報をダイレクトに伝えることができることから、文字や写真と比較して圧倒的な情報伝達能力を有するといった、優れたメリットがございます。

また、インターネットの普及や高度情報化の進展、特にスマートフォンやタブレットの普及に伴い、いつでもどこでも手軽に動画を視聴できる状況でございます。そのようなことから市といたしましても、動画は情報や魅力を発信する上で非常に効果的なツールであると認識しております。使い方次第では施策の効果は大きく変わるものと考えて

おります。

市ではこれまでもイベントや行事のPRのみならず、各部署においてそれぞれ施策や事業の目的に応じて動画を制作しております。直近では、旧小天東小学校跡地の利活用に関する民間事業者への説明会で、その景観の素晴らしさを伝えるために、動画を活用したプレゼンテーションを実施したところです。

また、コロナ禍にあつては、市長のメッセージ動画も数多く制作しており、市民の皆様方への感染対策啓発メッセージやオンラインによる非接触型イベントでの挨拶など、その場面に応じて、市の思いや考えを、市長の肉声でリアルかつクリアに伝えることができるため、情報の伝達性は非常に高く、これもまた動画を活用した施策の一環であると捉えております。

今後も、市のPRや各種施策をより多くの方に分かりやすく伝える手段として、積極的な動画の活用を図るとともに、戦略的な動画マーケティング、いわゆる動画を活用した集客、宣伝活動、認知度の向上やブランディングを展開したいと考えております。

さらに、ただ動画を制作・公開するだけではなく、KPI、目標達成のための具体的な行動指針を定めて、その効果検証も行なうことも非常に重要であると考えております。

併せて、玉名市の動画を伝える新たな市のPR動画の制作につきましては、ウィズコロナ・アフターコロナにおける集客・誘客の促進をつなげるべく、市といたしましても、その必要性は強く感じております。

今後、コロナの感染動向も踏まえ、時期を見極めながら、見定めながら、関係部署と連携を図り企画を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。

今までの玉名市関連の動画をいろいろと拝見しましたが、ただ制作に携わる部署が複数あることが一つの原因かもしれません。玉名市ホームページ上で動画を探すのに手間がかかりますし、動画をまとめて掲載するなど、検索ももっと簡単にできれば、視聴回数も増えるものと思います。

せっかく制作された動画なので、もっと視聴していただきたいと思いますが、効果的な取組があるかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の動画の視聴回数を増やすためのより効果的な取組についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、複数の課が、事業目的に応じて市関連の動画制作をしていることから、動画をアップしている場所につきましても、市ホームページのほか、

ユーチューブなどの動画投稿サイトに掲載するなど点在している状況でございます。

動画はそれ自体全体、データサイズが非常に大きいことに加え、高画質化に伴うデータの肥大化が進んでおりますので、市ホームページ上ではサーバーの容量を圧迫するので、アップできる動画のサイズが制限されており、全ての動画を直接ホームページ上で一元管理できていないのが現状です。従いまして、動画の大半をユーチューブ玉名市公式チャンネルに掲載していることで対応しています。

動画の持つ効果や影響力を考慮いたしますと、できるだけ多くの人に見てもらふ必要がございます。そのため、ホームページ上で、動画リストの一覧を確認できるページを作成したり、閲覧時に関連する動画サイトへ誘導するほか、市公式SNSを通じて動画の周知・拡散を図るなど、より多くの方が視聴しやすくなるような仕組みの工夫と改善に努めてまいります。

また、ネット上で見に来てもらうだけではなく、見せる場を設け、多くの人に繰り返し見ってもらうことも非常に有効な手段の一つと考えております。これは、ディスプレイを使用した電子看板、いわゆるデジタルサイネージというものですが、市役所ロビーや公共施設、各種イベント会場などにディスプレイを設置し、公衆の場における動画視聴の機会を提供する仕組みを構築すべく、このデジタルサイネージの活用も今後、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。

今まで制作された動画には、魅力的なものがたくさんあります。多くの方に視聴していただけるように、改善に努めてもらいたいものです。

次に、動画の制作に関する質問をさせていただきます。動画には委託会社により制作されたものや市職員によるものが見受けられます。

ここで動画を見ていただきたいと思います。この動画は全て、市職員により企画・撮影・編集を行なっておられます。途中、映像の中で上空からの写真が流れますが、これは自らドローンを使用して撮影されたものです。こちらのほうも、放映については、担当部署へ許可をいただいております。動画のほう、よろしく願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。

私は思いますが、当然、委託会社による動画は技術的な面から素晴らしい出来栄えに映ります。今、見ていただきました、開催はできませんでしたが、いだてんマラソンのPRのCM、30秒の動画です。

玉名に対しての思いや熱意が込められ、決して委託会社に引けを取らないと感じます。

また、制作面にかかるコストを考えると、市直営での動画の企画・制作を推進していくことが重要であると思いますが、この点についてどのようにお考えいただいているのかお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の市直営での動画の企画・制作の推進についてお答えいたします。

まず、動画制作における一般的な流れを説明いたしますと、企画・撮影・編集・公開といった流れがあり、その中でも企画が重要であるとされております。その理由といたしましては、企画の段階で、動画の制作や目的、ターゲット、動画のコンセプトを決める必要があります、そこにしっかりと時間を割くことで、より効果的な動画を作り出すことが可能と言われております。

本市には、撮影用のビデオカメラやアクションカメラ、ドローン、動画編集用のソフトなど動画制作に欠くことのできない一通りの機材を備えているほか、動画制作の企画分野に対するスキルを持った職員もいることから、市直営での動画の企画・制作の推進は可能であると考えております。

現に、大河ドラマ「いだてん」の放送期間と、その前後2018年の終わり頃から2020年始めの頃までの期間においては、金栗さんを起用した市のPR動画や、先ほど議員から御紹介いただきました大河ドラマを契機に新設された、玉名いだてんマラソンのPR動画など、市直営により数多くの関連動画を作成し、ネットのみならず、テレビCMなど様々な場面で配信いたしました。

また、議員御指摘の市直営での動画制作は、費用対効果の点で財政面での貢献もございますので、新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務増や災害対応などもあり、現在思うように取り組めておりませんが、状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。

私としては、新型コロナウイルスによる影響で取り組めないのであれば致し方ないと思いますが、マンパワー不足で影響しているのであれば、そこを解消してでも、しっかり企画を練って動画制作に取り組むべきだと思います。最終的には市職員の力で制作した動画を活用し、市の認知度やブランド力向上を目的とし、シティプロモーションの推進につなげていってほしいと思います。

そのことを踏まえ、市では関係スタッフの増員や、動画制作に特化した専門部署の創設など、シティプロモーション推進体制を整備するお考えがあるのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のシティプロモーションの推進体制の整備についてお答えいたします。

シティプロモーションの推進は、移住政策や観光振興に密接に関連しているだけでなく、市民の郷土愛の醸成や地域づくりなどにもつながることから、市としましても重要であると認識しております。シティプロモーションを推進していく上で、市を積極的にアピールするための動画の活用は効果的であり、そのための体制の整備については、検討してまいりたいと考えております。

また、シティプロモーションには住民協働の概念も含まれます。市民の皆様の中にも非常に強い郷土愛を持ち、玉名の魅力を伝えたい、発信したいとの欲求や願望をお持ちの方もいらっしゃいます。そうした方々の思いや熱量を市のPRに生かすことも一つの方法であると認識しております。

住民活力の導入や潜在的な人材の掘り起こしのため、PR動画の募集やコンテストの実施など、住民参加型のシティプロモーション体制の整備も併せて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。

今回、動画について質問をさせていただきましたが、今後、今まで以上に動画制作の有効性・重要性が必要不可欠です。

突然、訪れたコロナにより、コロナ対策に多くの職員に対応していただいております。今後コロナが落ち着きましたら、シティプロモーションの推進体制の整備について、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、浜田繁次郎君の質問は終わりました。

次に、15番 西川裕文君。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） ありがとうございます。本日一般質問3日目、最終日2番目をさせていただきます、15番、第二新生クラブ、西川裕文でございます。傍聴席の皆様、またネット配信で御覧の皆様ありがとうございます。

現在9月とは思えない夜温の高さ、昼間の高温となっております。また、先週の台風11号、強い台風で心配しておりましたけれども、幸い、思ったより西側を通過してくれて被害も少なくよかったです。その当日は、稲穂が出始めのときであって、もっと強ければ現在のような稲穂にはならなかったと思われれます。また、大豆についても枝が折れたりしていたと思われれます。一つレンコン、私の近くにも作っておられますけど、レ

ンコンについては倒れたところがあつて被害を受けているようです。今後、台風12号、そして昨日、熱帯低気圧から台風14号になりました。この台風14号が直接来るようですので心配です。来週になりますけれども、被害が本当に少ないことを望むばかりです。

さて、今回、広報たまな9月号とともに配布されました、広報たまな特別号『たまなし笑顔(^_^)宅配便』が配布されております。玉名市の取組に関して、本当に分かりやすい広報誌でありまして、今後もこの特別号に似た広報誌の発刊を考えていただきたいと思ひます。

それでは、今回2つの質問をさせていただきますけれども、この質問につきまして、共にこの特別号に記載されております。それでは、通告に従ひまして、一般質問をいたします。

まず、玉名三ツ川産業団地への立地企業の状況について伺ひます。今年4月、官民連携によって産業用地の開発と企業誘致に関する協定が締結され、民間業者が産業団地の開発を進め、市は企業誘致を全面的にバックアップすることで、働く場の創出による地域活性化と人口減少抑制を目指している、玉名三ツ川産業団地への立地企業の状況について現状を伺ひます。

加えて、今年7月、旧梅林小学校跡地にカンケンテクノ株式会社と企業立地協定の締結がなされましたけれども、このカンケンテクノ株式会社は旧梅林小学校跡地へ来ますけれども、なかなか道路が狭いというような感じが受けます。道路網の整備につきましては、玉名三ツ川産業団地も含めまして、どのように考えられているか伺ひます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 西川議員御質問の玉名三ツ川産業団地への立地企業の状況についてお答えいたします。

本市では、企業立地の促進と産業集積を目的に、民間活力を導入した官民連携による新たな産業用地の確保を重点施策に掲げ事業を推進してまいりました。産業団地の開発については、今年4月より工事に着工されており、現在、調整池の整備が行なわれているところです。

第一工区の完成が令和5年9月末、第二工区の完成が令和6年3月末の予定となっております。市においては、本年4月18日に開発事業者と産業用地の開発及び企業誘致等に関する協定を締結しており、その中で企業誘致活動と予約分譲の受付に関しては市で行なうこととなっております。その予約分譲に関しましては、5月10日から6月30日までの期間において先行受付を行ない、9区画のうち3区画において予約分譲を取り付けている状況でございます。

議員お尋ねの立地企業の状況についてですが、誘致する業種につきましては、本市の条例や要綱における適用事業等として指定することができる事業者を対象としておりますが、できる限り産業振興及び雇用創出・雇用拡大に貢献する製造業を優先的に誘致したいと考えております。

それから、旧梅林小学校への立地企業に関しましての道路ですけれども、今回、旧梅林小学校への企業立地に伴う周辺道路の整備については、地域交通の安全性などを考慮し、企業活動が円滑に行なわれるよう、旧小学校の前面道路の歩道新設を含めた道路拡幅を計画する予定であります。整備時期につきましては、進出される企業とも調整を行ない、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ホームページを眺めたところ、三ツ川産業団地につきましては、9区画の中で3企業が入っているのが分かりましたけれども、本当に実際思ったときに、9区画全て入っているのかなと思ったところ、まだ3つの企業しか入ってなかったということで、逆にびっくりしたところでございます。

あと6区画が残っておりますけれども、これについては今後どのような対応するように計画をされているか、再質問をいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 西川議員御質問の残る区画の対応についてお答えいたします。

残る区画については、8月1日から随時受付を行っており、引き続き市のホームページやパンフレットでの情報発信を行ないます。そのほか、熊本県の東京事務所や大阪事務所へパンフレットの設置やPRをお願いするとともに、熊本県企業立地課と連携しながら積極的に県外企業への企業訪問を行ない、産業団地への企業集積に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、あと6区画も残っているというところもありまして、ぜひ働きかけを十分していただいて、早期に満杯になるようにしていただきたいと思っております。

これも「笑顔(^_^)宅配便」のほうに入っておりますけれども、庁内で企業立地推進プロジェクトチームが発足されているみたいですね。企業立地の推進も庁内全体でも、今、

話し合いをされているというところで、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後の玉名市の雇用創出による地域の活性化、人口減少の抑制に大変重要な企業誘致でもあります。特に、今まであまりこういうふうなところでの、工業団地も含めたところの企業の立地の場所というのは、産業団地はありませんでした。初めての試みだと思ひます。そういうところで全庁一体となつて、特に企業が入る場合には、どうしても立地条件、これが一番やっぱり場所的などころ、そのほか道路等の整備並びに上下水道等、インフラ等々も大切になってくると思ひますので、全庁一体となつて道路網の整備も含め、推し進めていただきたいと思ひます。

そして、今回のように、専門的な民間企業との協力が大切です。また、繰り返しになりますけれども、道路網の整備や下水道の整備等、企業立地にはインフラ整備が本当に大切であります。庁内の横断的な対応を考え、一つの課だけでなく庁内全体で企業立地を進めていっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問にまいります。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番(西川裕文君) それでは、2番目になりますけれども、玉名未来づくり研究所とたまな未来創造塾について伺ひます。

玉名への思いを持った若者が参加して、玉名の未来を描き、若者のアイデアをまちづくりに生かす玉名未来づくり研究所、また地域の中から新しい価値を見だし、それぞれの強みを生かして地域から新しいビジネスを創出することで、持続可能な地域づくりへとつなげるたまな未来創造塾について。

本年3期目となる玉名未来づくり研究所、また2期目となるたまな未来創造塾につきまして、この2年、1年の取組の成果は、それぞれどのように出ているか伺ひます。まずは、取組の成果について伺ひます。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 議員御質問の玉名未来づくり研究所とたまな未来創造塾の、これまでの取組と成果についてお答えいたします。

玉名未来づくり研究所は、玉名にゆかりのある高校生以上、39歳以下の若者が「玉名に住みたい、住み続けたい、私たちが帰ってきたい玉名を創る」をテーマにした、次世代のまちづくり人材育成事業です。令和2年度から実施しており、これまで高校生が46人、大学生が11人、一般17人、合計74人に参加いただき、様々な講師を迎え、参加者の思いを提案するという形にしてまいりました。

第1期では、高校生にとって身近な玉名駅周辺が課題となり、若者の力で玉名駅周辺を活性化するなどの提案が、また第2期では、防災や自然などの資源を生かす提案が生

まれております。

この取組によって、若者の気づきが多く共感を呼び、実際に成果として現れた例があります。具体的には、高校生や大学生が制作した椅子や机を玉名駅の待合室に寄贈・設置することで、列車を待つ間の高校生や地域住民の交流の場として活用が図られ、大変好評を得ております。

続いて、たまな未来創造塾は、49歳以下の若手経営者などを対象とした地方創生ビジネス塾でございます。熊本大学と共同開催しており、金融機関、商工団体、全国にある姉妹塾など、産・学・官・金が一体となったサポート体制の下で実施しております。塾では人口減少が社会問題化し、地域経済が縮小する中で、自社の強みを生かし、地域の課題をビジネスで解決するビジネスプランの作成を目指しております。

昨年度から実施しており、修了生10人の中には、ビジネスプランを実現した方もおり、介護施設を運営する修了生は、全世代型のスポーツジムを新たに設立し、健康づくりだけでなく世代間の交流や会を設置することで、若者の就職拡大を目指しています。

また、いちご農家は、新たな加工品を高校生らと開発し、高校生に農業の面白さを伝えるほか、農閑期では新しい仕事を生み出しました。

さらに将来、未来塾の修了生が、高校生らに自らのビジネスの魅力を伝えることで、一度、玉名を離れた若者が玉名に戻って、地域の活力を支える人材となることを目指しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

玉名未来づくり研究所は、この2年間で74名の方が参加していただいているというところで、JR玉名駅の待合室に椅子とか机等をしていただいているというところで、高校生・大学生、39歳以下の人たちが、今後、玉名をどういうふうにしていくかということ具体的に考えながらしていかれているということで、いい企画だなと本当に思っております。

また、たまな未来創造塾につきましては、熊大も入っているということで、いろいろと地域のビジネス、いろんなことで先ほど説明ありましたが、いちご農家の方々もいちごだけではなく、いろいろ考えているということで、これをもって、やっぱりいろんな発想をもって、玉名の産業をどんどん進めていっていただきたいと思っております。

それでは、続いて、もう一つの質問ですけれども、今はここ2年と1年の成果について話をさせていただきましたけれども、本年度スタートしているというところで、本年度の計画につきましては、参加者の数、そしてどのような方々が参加されているのか、また、取組の内容、スケジュールについては、具体的にどういうふうには本年度は計画をされて

いるか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の今年度の取組についてお答えいたします。

まず、玉名未来づくり研究所には、高校生23人、大学生2人が参加しております。テーマは「私たちの居心地の良い空間をつくろう」と題し、最終的にまちを楽しくする施策・提案がなされます。内容は、玉名駅周辺を舞台に、都市景観などの座学や、まち歩きを通して事業計画を立案し、実際に空間づくりに取り組んでみるというものです。

次に、第2期となるたまな未来創造塾の塾生は12名です。塾生の特徴は、4月に過疎地域となった天水地区の事業者や、本市の基幹産業である農業者が多く参加しております。取組としましては、日本政策金融公庫や先進地である和歌山県田辺市の事業者による講義、さらに未来塾を開催している4つの自治体との塾生交流も予定しております。事業者同士にとって、良い刺激になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

再質問になりますけれども、今、4つの自治体ということで説明ありましたが、これは阿蘇とか、八代、どこになりますか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員再御質問にお答えいたします。

4つの自治体が、八代市、天草市、それから阿蘇のほうは広域でされていますけれども、阿蘇と菊池市という団体になります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） どうもありがとうございます。

今の答弁をいただきまして、玉名未来づくり研究所は、高校生・大学生が主体となって、玉名の未来を考えるということで、そして具体的にそれぞれが成果を上げているという感じを受けました。本当に今後の玉名づくりをするための人づくりがなされているなど、大切な組織であると感じております。

また、未来創造塾につきましては、市内の起業家の方々によって、熊本大学とタッグを組んで、地域の課題と自分の自社の課題を明確にして、解決するたまな未来創造塾というのも、本当に今後の玉名づくり、玉名人づくりについては、大切な組織であると感じました。

今後、それぞれの組織で検討を重ね、それぞれの中で知恵を出し合いながら、笑顔と活力ある輝く玉名づくり、玉名人づくりを、今後も進めていっていただきたいと思

ます。そのためには、本当になるべく多くの方々が参加して、いろいろ知恵を出していただきたいと期待しております。

今後、異業種交流も含めまして、多くの団体から参加をしていただいて、幅広い考えを出し合って、そして、それを実行に移しながら、未来づくり、未来創造をしていっていただきたいと、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

一般質問とは異なりますけれども、最後になりますけれども、6月の議会で一般質問いたしましたJR玉名駅のトイレにつきまして質問した中で、時期的に早急に取り組むという答弁をいただきました。昨日の一般質問の答弁でもありましたけれども、今議会にJR玉名駅の西側の自転車置場にトイレが設置するという案が出ているとのことで、本当にありがたく思ひます。ありがとうございます。

それでは、これで私の一般質問を終わります。答弁、御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

続いて、18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

まず、訂正をします。私の質問項目に書いてあります、旧統一教会の「教」の字について、旧統一教会の正式名称は、世界基督教統一神霊協会でありますので、協議会の「協」に訂正をいたします。

それでは、通告に沿って一般質問を行ないます。

1、市長の政治姿勢、旧統一協会系団体との関わりについてであります。旧統一協会信者の息子によりまして、安倍元首相が選挙応援中に銃撃されて死亡しました。全く許すことができない蛮行であって、厳しく糾弾されなければなりません。この衝撃的な事件をきっかけとして、反社会的カルト集団である旧統一協会と、政治家や行政とのつながりに国民の批判や注目が向けられています。旧統一協会は、靈感商法や高額献金、集団結婚式などが大きな社会問題となった団体であります。

銃撃事件が起きて1週間くらいたって、市民から「統一協会を知っていますか。知り合いも献金で苦勞しました。若者が自転車で日本中を回るピースロードをやっております。玉名の市長が応援しています。市議員は知らないんですか。調べてください」という電話でありました。

インターネットで検索しますと、「ピースロード2020 in KUMAMOTO」玉名市での出発式で、藏原市長の写真と激励のコメントが出ております。協力活動、熊本県平和大使協議会としてあります。熊本県平和大使協議会の役員には、県議会議員や市町村の議員8名が名を連ねていたことが報道されております。

旧統一協会は、現在、名称を世界平和統一家庭連合に変更しております。そして、世

界平和統一家庭連合、旧統一協会の、日本読みは文鮮明氏が創設した宇宙平和連合・UPFの世界的な友好親善プロジェクトとして、ピースロードは今年も計画をされました。

「ピースロード2022 in KUMAMOTO」の案内チラシには、後援として、県や他の市町村と共に玉名市も掲載してあります。旧統一協会系のイベントにお墨付きを与えた格好であります。何点か質問をいたします。

まず、一点目、ピースロードを後援した経緯の説明を求めます。また、過去にも後援したことがあったのかどうかお答えください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の旧統一教会系団体との関わりについての、ピースロード後援につきましての御質問にお答えいたします。

このピースロードに対しましては、後援等承認申請書の提出を受けたことを受けて、平成30年度から5か年度、5回にわたって後援を行なっております。なお、令和4年度分の後援につきましては、市がメイン後援を継続することは不適當であると総合的に判断しましたので、令和4年8月2日付けで承認を取り消したところでございます。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） ピースロードについて5か年計画してあったというのは、私たち議員も本当に知らずにびっくりしました。

それで、玉名市後援等に関する要綱には、第5条に後援等の承認要件として、（1）学術、教育、文化、スポーツ等本市の行政方針と合致していること、（2）原則として本市の区域内で開催されること、（3）広く市民を対象としていること、（4）政治的又は宗教的な目的を有していないこと、（5）営利その他私的な利益を目的としないこと、（6）公益性が認められること、（7）公序良俗に反しないこと、承認要件として7項目挙げてあります。

第6条の添付書類ということで、事業の計画書、事業の収支予算書、これは費用を徴収する費用をその事業が徴収する場合に限るとなっています。3番目が団体の規約又は会則、4、団体の構成員が分かる資料、団体が実行委員会形式の場合に限ると。5番目が前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類と、そういうふうになっております。

この要綱に、規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を精査し決定する、そういったことが定めてあります。

お尋ねします。添付書類は不備はありませんでしたか。後援が妥当かどうか、要綱に基づくチェック及び調査は適正に行なわれたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の御質問にお答えいたします。

この後援の承認に際しましては、玉名市後援等に関する要綱に定める団体または事業に該当するかどうかの確認を行なっておりまして、本件につきましても、相手方から提出されました申請書並びに添付書類を基に要綱に沿って確認を行なったところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 要綱に沿って確認して、そのとおりの書類が出ていれば、それは承認せざるを得ないですね。そのための要綱だけですね。

やっぱりそこで、こういった問題は今後も出てくるかもしれませんが、一方、立ち入ってというか、やっぱり要綱に沿った調査を少し強めんといかんとかなというふうに、私は感じました。

3番目、質問します。実行委員会名簿が添付してあったと思いますが、その名簿に考慮した後援の決定ではありませんでしたか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の実行委員の名簿を基に考慮した後援の決定ではなかったかという御質問ですけれども、この申請書の添付資料といたしまして、名簿の提出を求めていますけれども、これは申請者が団体であることの確認を行なうためのものがございますので、この名簿に掲載されております個々人の所属団体、また経歴等についてまでの確認は行なっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それじゃあ、要綱にはさっき言いましたように、団体の構成員が分かる資料ということで、団体が実行委員会形式の場合に限ると、この形式は実行委員会形式で行なったのではなかったんですか。違うとですか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） このピースロードにつきましては、熊本県ピースロード実行委員会の団体名で申請が出ております。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） じゃあ、その名簿を添付するというのが、要綱に基づいた申請ではないですか。そこはちょっと甘かったんじゃないかなというふうに思いますが、どぎゃんですか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） この名簿につきましては、添付はされております。実行委員会形式ですので、名簿の添付はございます。ただ、この名簿に掲載されておりますお一人お一人の経歴とか所属団体等々についての詳細な確認までは行なっていないということでございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） じゃあ、その名簿を今風でいうと、忖度して後援したことじゃないということですね。

○総務部長（吉田勇人君） はい。

○18番（前田正治君） 分かりました。

続いて、旧統一協会系の行事に、市長または代理の出席やメッセージ等の送付はなかったのか。先ほどのピースロードは過去5回というのはありましたので、それは結構です。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 出席依頼がありました段階では、旧統一教会の関連団体という認識はありませんでしたので、令和2年7月、それから令和4年5月に、ピースロードの出発式に、そのコース上に位置する自治体として出席をいたしました。なお、関連団体の行事へのメッセージ送付等は一切行なっておりません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 分かりました。

続いて、旧統一協会系の団体から、玉名市や社会福祉協議会に対して、寄附金はありませんでしたか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の旧統一協会系の団体から市や社会福祉協議会に寄附金はなかったかという御質問ですけれども、本市に対する旧統一教会関連の団体からの寄附はございませんでした。

また、社会福祉協議会に問合せをしましたところ、同様の寄附金はなかったとのことでした。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 旧統一協会からの寄附が他市によっては見受けられますが、これは、その原資、玉名市はなかったということで安心しましたけど、寄附金の原資というのは靈感商法や高額献金、そういった中から反社会的活動から生まれたものであります。私はそういった類の寄附金を1円でももらうことは、これは許されんなどということ

で、玉名市はそこはセーフだったということで、まあ、安心しました。

続いて、旧統一協会は、キリスト教背景の宗教を装いながら、靈感商法や高額献金を繰り返してきた反社会的カルト集団であります。靈感商法や高額献金、布教及び伝道活動はいずれも裁判で違法な活動と繰り返し断じられてきました。

ところが、オウム真理教のように解散させられることはありませんでした。そして、被害は現在も続いております。昨年末までの35年間で、消費生活センターが受け付けた旧統一協会に関する相談は約3万4,500件で、被害総額は約1,237億円に上るそうであります。これは氷山の一角で、実際の被害額はさらに膨れると言われています。

全国靈感商法対策弁護士連絡会は、旧統一協会系団体が開催する集会や行事に、政治家や地方自治体が参加・関与することは、業界へのお墨付きを与え、被害を拡大することにつながると指摘しています。

先日の報道では、旧統一協会の関係が指摘されている、熊本県平和大使協議会が共催して2020年に開催された集会に、名義後援をしていた県教育委員会と熊本市、阿蘇市、宇城市、水俣市、八代市、山鹿市が、今後この団体から名義後援の申請があっても認めないことを決めたとありました。

藏原市長は先ほどありましたように、市民の不安や懸念が増大する中で、市が名義後援を継続するのは不相当と判断をされて、2022年の「ピースロード in KUMAMOTO」について、玉名市の後援を取消しました。適切な判断だと思います。

私はこの件に関して、市民の疑念を払拭するためには、さらに一步踏み込んだ市長の決断が求められていると思います。過去の名義後援を取り消すこと、そして旧統一協会系の団体とは今後一切関わりを持たないなど、絶縁宣言を行なうべきだと思います。

旧統一協会に関して、市長の認識及び今後の関わりについての見解をお尋ねします

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の再質問にお答えします。

旧統一教会につきましては、連日メディアでも報道されているように、社会的に問題があると評価されている団体であると認識をいたしております。ですので、今後の関わりにつきましては、慎重に精査し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 社会的に問題があると市長の認識ですけど、じゃあ、過去、玉名市が、そのときは知らなかったということですけど、過去後援をした、その取消しについてはどうですか。私は今からでも遅くないと思いますけど。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） ただいまの前田議員の過去の後援についても取消しをすべき

ではないかという御質問ですが、過去の分につきましては、既に廃棄している文書もございますけれども、過去の分については取消しが可能かどうかを確認した上で対処したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 熊本市は、旧統一協会とその関連団体と指摘される26団体行事の名義後援を今後は行なわない方針を明らかにしました。これは今後です。

玉名市も旧統一協会とその関連団体について、熊本市のような方針をしっかりと決断することが、私は市民の疑念を払拭するためには不可欠であります。

市長が先ほどおっしゃいましたのは、これはもう、旧統一協会系団体との市長のいわゆる絶縁宣言として受け止めて結構ですか。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） その通りでございます。これまで旧統一教会と関連のある団体と関わっているという認識がございましたけれども、今後は社会的に問題のある団体と関わりを持たないように、慎重に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 報道によりますと、旧統一協会は、選挙での支援や秘書の無償提供などを通じて政界に入り込み、政治家の側も、旧統一協会の行事や研修に参加して広告塔の役割を果たすなど、お互いに利用し合う関係が明らかになっています。そういう中で旧統一協会関連の被害は拡大していきました。

政治は国民の生活を守り、苦難を解決するためにあります。政治家が国民を苦しめる反社会的団体を応援するなど言語道断であります。この件につきましては、市町村長、県議会議員、市町村議員に対して、マスコミから旧統一協会との関わりについてアンケートが来ております。国政だけでなく、地方政権にも関わりをつくっていたことがそのうち明らかになると思っております。

旧統一協会に関する問題について、靈感商法や高額献金などで苦慮する方々の最優先の救済と、新たな被害者を生み出さないことが何より重要であります。そのためには、旧統一協会の実態を徹底的に解明をして政治との癒着を断ち切ること、国会議員や地方議員、各自治体や自治体の首長が旧統一協会系団体の行事に一切関与しないことが重要であります。

○議長（近松恵美子さん） では、前田正治議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 次に、2、市政運営、会計年度任用職員の処遇改善についてであります。

玉名市では平成17年の合併以来、新規採用職員数は、退職する職員の3分の1に抑えてきました。目まぐるしく変わる国の制度や県からの権限移譲などで、仕事は増えるのに人は増えないという状況が続きました。職員が退庁時間を過ぎても、庁内で仕事をしていることについて、当時の副市長からは通常考えるには職務だろうと感じていると答弁があり、定時に仕事が終わらない、帰れない実態がありました。

私が残業代を支払えと要求しますと、自主的にやっているなどと居直っておりました。サービス残業を強いられたわけであります。少なくなった職員をカバーしたのが、多くの臨時職員、今日という会計年度任用職員であります。

玉名市立保育所では、臨時職員が担任せざるを得ないほど正規職員は減少をしました。また、各課においても多くの臨時職員が配属をされております。

質問1、正規職員数と会計年度任用職員数の過去5年間の推移はどうなっているか、お聞きをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の正規職員数と会計年度任用職員の過去5年間の推移はどうなっているかについてお答えいたします。

この会計年度任用職員制度は地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年度より始まった制度でございますので、平成30年と令和元年度につきましては、臨時及び非常勤職員数で申し上げます。

平成30年度、正規職員510人、臨時非常勤職員264人。令和元年度、正規職員530人、臨時非常勤職員250人。令和2年度、正規職員528人、会計年度任用職員283人。令和3年度、正規職員527人、会計年度任用職員276人。令和4年度、正規職員526人、会計年度任用職員276人で、この数字は各年度とも4月1日現在の数字でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 合併後、直近の平成19年4月1日時点、今の答弁にはありませんでしたが、これは私、過去に聞いたので知っていました。それで、平成19年4月1日時点では、正規職員が664人、非正規が175人で、合計839人です。今ありましたように、今年の4月1日時点では、正規職員数が526人、非正規が276人、合計802人であります。

合併後、正規職員が減ってきて、非正規職員が増加していることが分かります。職員全体に占める非正規率、これは平成19年4月1日時点では20.8%、5人に1人だったのが、令和4年4月1日時点では34.4%、3人に1人が非正規職員であります。

私はこのような状況からして、市政運営に当たり、会計年度任用職員は不可欠な存在だと思いますが、市長の認識をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

令和4年4月1日現在の会計年度任用職員は276人ということで、正規職員を含めた職員の割合からすると、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、34.4%を占める状況となっております。

市政運営に当たりまして、現状の任用を考えますと、今後さらなる行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するためには、専門的な知識・経験を有する会計年度任用職員については、私も同様に必要不可欠の存在と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 人事院は2022年度の一般職国家公務員の月給を平均0.23%、ボーナスは平均0.1か月、それぞれ引き上げるように勧告をしました。これは3年振りの引上げ勧告であります。

この勧告を、市の職員、正規も会計年度任用職員も含めた市の職員の給料には、どのように反映していくのか。最近の物価上昇は、今日のニュースでもあっておりましたが2%を大きく超えております。物価上昇分を含めた給料の引上げが必要と思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） まずはじめに、前田議員の給料とボーナス引上げの人事院勧告を職員、これは正規職員、会計年度任用職員の給料にどのように反映するのかについてお答えいたします。

令和4年の人事院勧告が8月に勧告され、3年振りに月例給、ボーナスともに引上げとなりました。

内容といたしましては、行政職俸給表の平均改定率が全体でプラス0.3、またボーナスについては4.3月分を4.4月分に引き上げ、その内訳としましては期末手当2.4月分で据え置き、勤勉手当については1.9月分を2月分に引き上げることになり、正規職員に対してはこの勧告を反映する予定でございます。

会計年度任用職員につきましては、年度ごとの任用が前提で、年度で給料が決定しているため、令和4年4月1日に遡らず、令和5年度において給料改定することを検討しているところでございます。また、ボーナスにおいては期末手当のみの支給でございまして、勤勉手当については支給していませんので、勧告のとおり据置きの予定と考えているところでございます。

次に、物価上昇分を含めた引上げが必要と思うがにつきましてお答えいたします。

令和4年の7月に、熊本県の最低賃金が改定され発表されましたが、熊本県最低賃金の時間単価は821円となっておりますが、本市の会計年度任用職員のパートタイム時間単価については897円と76円高い状況にございますので、物価上昇に対する給料引上げについても、今年度は改定しない方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 物価上昇分は適用しないということですけど、きつかなと思います。

それで、今ありましたように、人事院勧告については、正規職員に適用するということでした。会計年度任用職員の給料は、これは正職員に準じるという形でできているかと思えます。

もともと、正職員と会計年度任用職員の給料は、表と違いますか、ランクそのものが違いますよね。それで、そういう中で、会計年度任用職員は、今回の勧告では上げないということなんですけど、正規職員では今回の勧告によって上がるわけです。

市政運営においては、会計年度任用職員はなくてはならない存在に、今なっているわけなんですけど、人事院勧告を受けて正規職員の給料は上がるわけなんですけど、給料の上げ幅、給料自体はもともとが違うわけですね、給料の上げ幅については、会計年度任用職員も正職員と同様に、今度の会計年度任用職員の給料改定するときに合わせるべきではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） ただいまの前田議員の御質問ですけれども、今回のボーナスの引上げ分につきましては、期末手当は据え置かれたままの状態でございます、勤勉手当についてのみ引上げとなっておりますので、今回の人事院勧告につきましては、会計年度には適用できないと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） ちょっと進めまして、話を。

今日、会計年度任用職員は市政運営におきまして不可欠な存在となっております。その処遇改善について、時間外手当、退職手当、通勤手当、勤勉手当、職歴加算などがあるかと思いますが、こういったことは法律的には問題ないと思いますが、玉名市では多くは実施されておられません。会計年度任用職員の処遇改善について、見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の会計年度任用職員の時間外手当、退職手当、通勤手当、勤勉手当、職歴加算など、会計年度任用職員の処遇改善についての見解についてお答えいたします。

本市の会計年度任用職員につきましては、現状、全てパートタイムで任用しております。時間外手当による報酬、通勤手当による費用弁償及び期末手当を支給している状況でございます。通勤手当は、正規職員の手当に準じて通勤費を弁償。期末手当につきましては、正規職員と同等の支給率で支給しているところでございます。

これは、総務省からの会計年度任用職員に対する給付の考え方にに基づき、設定しているものでございます。

今後、会計年度任用職員の退職手当、勤勉手当及び職歴加算などの処遇改善につきましては、国に準じまして、各市の状況を踏まえ改善を図っていくことと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 会計年度任用職員の勤務体系で、パートタイムとフルタイムとあるんですね。玉名は全部パートタイムということなんですけど、パートタイムの人も7時間30分かな、今、募集しているので、会計年度任用職員。あと15分長く働いてもらえば、これはフルタイムになるとでしょ。どぎゃんですかね。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） ただいまの前田議員の再質問ですけれども、フルタイムというのは職員と同様に、1週間の勤務時間が38時間45分を超える場合がフルタイムとなりますので、今のところ38時間45分を超える会計年度任用職員さんはいらっしゃいませんので、全てパートタイムでの採用となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） ですから、パートタイムの人も、フルタイムの勤務をしてもよ

かという人がいるんじゃないかなと思うんですよね。そうなった場合、フルタイムの雇用になって、フルタイムになれば、それなりの待遇改善もパートタイムのとき以上にせんとできんって。

ですから、フルタイムで仕事してもよかですかという調査というかな、アンケートとか、そういうのも今後する必要があるとじゃないかなとそういうふうに思います。これは会計年度任用職員さんたちが決めることですからですね。

4番目です。今までは人事院勧告の給料引上げ分について言いましたけど、今度は人事院勧告によるボーナス引上げ問題です。

人事院勧告によるボーナス引上げは、期末手当ではなく勤勉手当で引上げがなされます。国の非正規職員には勤勉手当があるそうですが、玉名市の会計年度任用職員には先ほどの答弁のように勤勉手当がありません。ですから、ボーナス引上げが反映されないこととなります。私は不公平と思いますが、どうでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の、今回の人事院勧告によりますボーナス引上げが会計年度任用職員に反映されない心配があるが、不公平ではないかということでございますけれども、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、令和4年の人事院勧告が8月に勧告されることは先ほど申し上げました。また、ボーナスにつきましては、4.3月分を4.4月分に引き上げ、その内訳としてが期末手当が2.4月分で据え置き、勤勉手当については1.9月分を2月分に引き上げることにより、正規職員に対してはこの勧告を反映する予定でございます。

会計年度任用職員につきましても、ボーナスにおいては人事院勧告を反映することとしておりますけれども、本市の会計年度任用職員は期末手当のみの支給となり、人事院勧告では据置きとなっておりますので、事実上、引上げができない状況となっております。

正規職員のボーナスにつきましては、期末手当と勤勉手当、会計年度任用職員は期末手当のみと不公平感はあるかと思っておりますけれども、今後の国に準じた形で各市の状況を踏まえながら、不公平感の解消は図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 国の言うことに準じながら進めることも一つあると思います。しかし、会計年度任用職員は玉名市が雇っていることですので、玉名市がやっぱり処遇改善は進めていかなければいけないというふうに思います。

次にいきます。

次は、行政DX、昨日もありましたが、デジタルトランスフォーメーションの推進と

玉名市個人情報保護条例についてであります。

7月に、玉名市は凸版印刷株式会社と行政DXの推進を行ないました。この説明を求めます。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の行政DXの推進と玉名市個人情報保護条例についてお答えいたします。

昨日の一般質問でも答弁しましたとおり、本市におきましては、7月29日に凸版印刷株式会社様と行政DXの推進に関する協定を締結しております。今回の協定では、将来的な行政DXや行政事務アウトソースの適正化に向けた庁内業務の分析を実施することにより、行政運営の効率化及び行政サービスの向上を図ることを目的としております。

具体的な取組内容としましては、凸版印刷株式会社様と連携し、保育所入所調整業務や特定健診、がん検診事業、議事録作成業務など5つのモデル事業について、業務の工程や作業内容、作業時間などを可視化し、課題の抽出及び分析に取り組みます。また、その分析結果を踏まえ、AI、RPAの導入やアウトソースなど、業務の効率化に向けた改善策について、御提案をいただくこととしております。

最終的には、御提案いただきました改善策について、各業務の担当課において検討し、今後の方針を決定していく予定です。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 今のところ、5つの業種において改善方法の提案をお願いしているということですが、この行政DX推進協定の5つの事業に絞って改善策を提案するに至るまで、個人情報保護の取扱い、これはどうなるのでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の行政DX協定における個人情報の取扱いについてお答えいたします。

行政DX推進協定における個人情報の取扱いにつきましては、協定書において守秘義務について定めておりますが、協定に基づく取組の中で、そもそも個人情報を取り扱うことはございません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 5項目の改善方法を提案するまでに至る作業の中では、個人情報には全く触れない、問題ないというふうに、今、考えておられるんですね。

ちょっと調べてみましたら、AIを保育所入所調整業務に本格的に導入したさいたま市では、2020年1月にシステムがトラブルを起こしたそうです。職員は休日返上で

対応に追われたが、入所調整業務に携わる職員を配置していたことで、業務に重大な支障が生じることなく、保護者に被害は及ばなかったということであります。

5項目の業務がDX推進により、職員の負担軽減と効率化につながることは、これは市民にとってもいいことだと思います。しかしながら、DXに頼って、その業務に携わる職員がいなくなることは、これは私は反対であります。AIだけで業務が完結することになれば、職員と市民とのつながりが失われて、今まで培われてきた市役所の仕事の質が低下するんじゃないかなというふうに私は思います。

市民全てがスマホやパソコン、あるいはインターネットなどを自在に扱うとは限りません。また、市役所に来て、誰もが自分の意思を職員にうまく伝えることができるとも限りません。各課の窓口では、今後も職員が培ってきた市民とのコミュニケーション能力が必要であります。

行政サービスは、あくまでも市民本位が大前提であります。誰一人取り残さない行政サービスの在り方を常に考えながら、DX推進に取り組むことを注文していきます。

次の質問に移りますけど、玉名市個人情報保護条例では、市長は、運用状況を毎年度一回、広報で公表することになっておりますが、未公表でありました。早期に是正することを求めます。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の御質問にお答えいたします。

玉名市個人情報保護条例の運用状況の未公表につきましては、大変遅くなりまして申し訳ございません。公表に向けての準備をしていたところでございましたが、現在は本市のホームページ上で公表しております。また、広報の掲載につきましては、これも準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 分かりました。ぴしゃっとしてくださいね。

次に、2021年で成立をしましたデジタル関連法では、現在の玉名市個人情報保護条例を改正して、2023年4月1日から新たな条例として施行することになっております。国が求めている条例改定では、現在の条例にあります優れた点、個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限、目的外利用・外部提供の制限、オンライン結合の制限、審議会の在り方などなどの項目が、全く骨抜きになる懸念があります。

条例改定における、日程あるいは審議会日程や、審議会及び改定に際しての担当事務局の見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の御質問にお答えいたします。

この個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備につきましては、本年12月議会への上程を目指して準備を今、進めているところでございます。

これまで個人情報の保護に関しましては、法律の直接の適用はなく、条例を定めて、その推進に努めるよう規定されておりました。しかしながら、今回の法律の改正によりまして、各自治体にも直接法律が適用されることになり、全国的な共通ルールに従い、個人情報の保護に取り組むこととなります。そのため、条例で定めることができる事項としましては、開示請求にかかる手数料や審議会に意見を聞くことができる事項など、非常に限られた項目となっておりますが、本市の実情に即した規定となるよう、条例の改正に向けて検討を重ねていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 今度の国の法律に基づく条例改正というのは、私は玉名市が今までつくってきた個人情報保護条例をチャラにするというか、そういう中身かなというふうに思っています。

それで、現在の条例第1条、玉名市の条例ですね。第1条では、「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めてあります。

今度、条例改定で全国の個人情報に国の法律に基づいて、一元化されるわけですけど、今後、審議会では、改定条例案の内容について議論されるかと思います。玉名市の審議会ですね。それで、第1条で定めた個人の権利利益を保護する目的、これは改定条例案にもしっかりと堅持されるということを強く要求いたします。

続けて、再質問をします。個人情報保護に関して、マイナンバーについてであります。国は新たに最大2万円分のポイントをつけて、カード取得を現在促しております。河野大臣に言わせると、これは邪道だそうであります。

庁内ではカード取得率を上げるために、職員の家族を含めたマイナンバーカード取得状況の調査が行なわれております。マイナンバーカードの取得は強制ではなく、あくまで任意であります。

以下3点、質問いたします。

1、マイナンバーカード取得が人事評価に影響をするのか。2、何を根拠として、マイナンバーカード取得調査を職員や家族まで含めて行なうのか。3、調査はやめること。

以上、お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再御質問にお答えします。

まず、はじめにマイナンバーカードの取得が人事評価に影響するののかという御質問でございますけども、本市の人事評価制度におきましては、マイナンバーカードの取得の有無は一切影響いたしません。

次に、何を根拠として職員及び家族に対する取得状況の調査を行なっているのかについてお答えいたします。この職員及び家族に対するマイナンバー取得状況調査につきましては、総務省より熊本県を通じまして年に6回、そのうち4回が家族までの照会となっております。この根拠につきましては、熊本県市町村課に照会しましたところ、令和元年度に、デジタル・ガバメント閣僚会議決定を踏まえた地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について、この文章の中でマイナンバーカードを普及させるために、まず政府や地方自治体に関わる公務員が自らマイナンバーカードを取得、理解を深めねばならないという考えで、申請・取得の状況の照会を行なっているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 調査のことはなかったですけど、そういう意味でやめるということですね。

マイナンバーカードには個人番号と顔写真が載ります。カードの取得は、これはプライバシーと深く結び付くものでありますから、本人の意思が十分尊重されなくてはなりません。カードの取得を調査することで、職員の家族まで個人情報の提供を迫られるということ、職員と家族、同じ屋根の下に住んでいるかもしれませんが、これは人格が違います。それで、職員の家族まで個人情報の提供を迫られるということは、皆さんよく御存じの、基本的人権の尊重が著しく侵害されることだと思います。憲法擁護義務を負った公務員が行なうことではないというふうに私は考えます。

マイナンバーカード取得は強制ではなく、あくまで任意であります。職員が市民に先駆けて、マイナンバーカードを取得するということもあるかもしれませんが、今の家族まで含めた調査ということは、これは私はやめるべきだと思います。調査は中止することを強く要求しますが、いかがですか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

職員のみならず、家族までの調査ということでございますけども、先ほど申しました令和元年6月6日付けの事務連絡、デジタル・ガバメント閣僚会議決定を踏まえた地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進についての文書の中で、この中におきまして、地方公務員共済組合の組合員及び被扶養者のマイナンバーカードの取得を推進

するというごさいますので、家族の方までの調査を行なっているところのごさいます。

以上のごさいます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 推進は推進でいいと思いますけど、先ほど言いましたような家族を含めて調査をするということだけは、これは私はやめたがよかと思ひます。

以上を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） 6番、自友クラブ、山下桂造。通告に従って一般質問を行ないます。

まず、政策の取組み方について伺ひます。

第2次玉名市総合計画後期計画が発表されました。基本構想において、玉名市の将来像を「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」と定めてひます。3つのキーワードとして、笑顔があふれるまち、健康と福祉のまち、良質な暮らしができるまち、そして、基本目標が7つ挙げられております。

この計画の遂行に当たって、市の職員の方々は日夜努力をされていることと存じます。計画を進めるためには、計画推進本部のようなものがあって進められていくのが進めやすいのかなと考へておりますが、また計画は複数の課が関連します。

そこで、まず計画遂行の責任者・司令塔について、それと計画を進める上で、各課の協力体制について伺ひます。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の計画遂行の責任者・司令塔についてお答えいたします。

まず、本市の政策は、市の進むべき方向性を示した総合計画を基本に遂行してひます。総合計画は、本市の将来像である「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」の実現のため、7つの基本目標で構成する本市の最上位計画で、昨年度末に第2

次後期計画をとりまとめ、令和8年度までの5か年間で取り組む本市のまちづくりの将来像を示すとともに、これを実現するための目標や主要な施策の大綱を明らかにしております。この総合計画で定めた基本目標の実現のために、分野別の具体性がある個別計画を関係各課が必要に応じ、様々な事業を実施しているところでございます。

議員御質問の計画遂行の責任者・司令塔については、それぞれの部署が担当する業務を定めた、玉名市事務分掌条例施行規則に応じた担当課が担うものです。担当課が担う分野で、市民や各種団体などの意見を個別計画に反映させながら、進捗の管理を行ない、政策の効果などを検証し、必要に応じて計画の見直しを行ないながら、きめ細かに取り組んでいくことで、政策実現を目指しております。

次に、計画を進める上での各課の協力体制についてお答えいたします。各種の計画におきまして、政策の内容によっては複数の分野にわたる計画を策定・遂行する場合があります。その際には、関係する各分野を所管する課で協議を行ない、それぞれの役割を決め、各種施策を盛り込みながら計画を定め、政策の実現に向けて事業を推進しております。

例えば、本年度から実施しています玉名圏域定住自立圏の地産地消の取組は、農産物の主管課である農林水産政策課が窓口になり、教育総務課や保健予防課も参画し、取組を行なっております。

このように複数の課、さらには自治体を超えて横断的に連携することで、玉名圏域の豊かな農産物や特産物について、子どもたちの理解が進み、地域への愛着も深まると考えられ、各市町の相互が連携することで、地産地消と食育の推進がより一層図られるものと期待しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症対策におきましても、ワクチン接種業務や定額給付金業務などで、全庁体制での連携・協力の下、迅速かつ適切に対応しております。

今後も計画を進める上で、各部署で所管する分野にとどまらず、横断的に連携を行なうことで、より高い効果を得られる事業がある場合については、庁内プロジェクトチームの設置を含めて事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） よく分かりました。大きな課題については、プロジェクトチームを作ってやっていくということで、されているということが分かりました。

ただちょっと今から、こんなことはどうだったのかなということで、私のほうから。こんなふうに質問はちょっとできないかもしれません。ちょっと何うかもしれません。

広報たまなの8月号に、都市計画道路を見直すという記事が載っております。そのときの会にも私は参加したんですけども、都市計画道路というのは昭和の中期頃につ

くられたものということで、計画はあるのにも関わらず、何もされずにきてしまったというふうな感じです。

私の近所にも、実は、都市計画道路ができるから家を建てたんだっていう人がおられたんですけども、それも30年前の話でした。多分なぜその計画が、されたのもあるんですけども、その計画がされなかったのかなど勝手にちょっと想像したところ、市役所の職員の皆さんは部署が変わったりもするというので、だんだん忘れ去られていってしまったんだろうかなど、ちょっと推測したところがありました。何か間違いがあったら、遠慮なく指摘していただければありがたいと思います。

都市計画上必要とあるならば、絶えず誰かが気をつけていて、土地を公有地にするために設けたのじゃないかな、なども考えています。もう少ししっかり見ていけばできたのではないかというふうに考えております。

何でこんなこと言いますかと、玉名市に平成17年にいい条例ができていますよね。何かというと、玉名都市計画高瀬南部地区計画の区域における建築物の制限に関する条例というのがあります。これは、私は今年の1月にいいのがあるなど、研修会に行くために見つけたんですけども、この条例は建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、建築物に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境を確保することを目的とする。建築物の壁面もしくはこれに代わる柱、もしくは計画図に表示する壁面線を超えて建築してはならないという形で、道路境界線、計画道路がちゃんとつくられていくように、家の建築を制限しているというものでした。

こういう条例があるというのを知りまして、ほかにも似たような条例があるのかもしれないけれども、こういうのがあると確実に計画が進んでいくというふうに感じたわけです。この平成17年のものは素晴らしいなというふうに思っています。一つ、市がされた例として挙げさせてもらいました。

総合計画に、実は前からの総合計画です。今回だけじゃなくて。一番最初に、やはり自然を大切にというふうに書いてあります。しかし、総合計画の、今回の前期の中でも生き物を大切にすることが何かされたのかな。実は総合計画を読みますと、自然は大切なんだけど生き物は大切になってないんですね。大体自然が大切というのは、生き物が大切ということでしかないと思うんですけども、ちょっとこれ、残念に思っておりました。

私は、なぜこの質問をしましたかと言いますと、玉名市にはいろんな計画が昔からあって、それがなかなか進んでないというのをちょっと知ったものですから、この質問をしているところなんですけれども。

今度、新しくなった玉名市の立地適正化計画によりますと、居住誘導区域の設定がされています。このことで考えたんですが、今の高瀬の現状、高瀬のそののまちですけれ

ども、古いまちですけど。今、空き地がどんどん広がっています。空き家が解体されて、空き地ができています。御存じの方もおられると思います。居住誘導区域というふうにもう設定されていますから、この場所に家を建ててもらいたいなど考えたわけですね。しかしぱっと家は建てられない、なぜか、道が狭いからとすると、都市計画と土木というところの協力関係が必要になってくるというふうに思っています。土地が空いたところ、予算の関係等あるかもしれませんが、道路の用地確保とか、すぐしていく。都市計画が今、どういうふうにつくられているか分かりませんが、今が一番のチャンスだというふうに考えております。

あと、これまた、まちを歩いていて見たんですけど、玉名町小学校の前の、通称町小通り、この都市計画路線となっていたのですが、今度ちょっと外される予定になっています。理由はよく分かりました。しかしながら、町小学校自体は玉名市の2次以降の避難場所となっていたり、また緊急時には保護者が迎えに来たり、またPTAの会合など、自動車で訪れる機会の多いところでもあります。それで、この話を知ったある人からも、とても大事な道だというふうに強く言われていました。小学校に通じる道路の拡幅はされるべきだと考えています。

今なんですけれども、ちょうど町小学校の正門のところ、家が壊されて空き地ができています。そういうところをぱっと押さえておくと、道の拡幅につながるなど。全部買うわけではなくて、少しでも道を広げるために押さえればいいのかというふうに思っています。そうすると、教育委員会と土木課の協力関係が必要であろうというふうに考えるところです。

今の段階で小学校に通じる道、広がっているのは山本眼科から町小の正面に向かう、あの道が少し広がってますけれども、あれが一番いいのではないかと思うんですけども。

すいません。市長、突然ですが、いかがでしょうか。私の今の考えについて。

○議長（近松恵美子さん） ちょっと整理ができてないから。

〔「具体的に」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 整理してください。

○6番（山下桂造君） 今、道をつくるということで、小学校の前の道が狭いものですから、それについて広げていくということでいろんな方策があると思うのですが、私の案はいかがでしょうかということでも聞きたいということです。

○議長（近松恵美子さん） 通告してありますか。

○6番（山下桂造君） 通告してないです。

○議長（近松恵美子さん） 通告の範囲内をお願いします。

○6番（山下桂造君） 通告の範囲内ですね。じゃあ、通告してないので。すいません。

総合計画、これ自体を進めていくというのは、皆さんの熱い思いがないとできません。皆さんの思いがないところでは、このような計画自体もつukれないと思います。一歩でも二歩でも進めていただきたいというのが私の気持ちです。

議会の役割を考えたんですが、総合計画があります。この総合計画、これがしっかり進んでいくかどうかをチェックするのは議会の役割だと思っています。皆さんと一緒にいいものができていけばいいというふうに考えて、実行が進められていくということを願っております。

では、再質問します。玉名市天水町は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が適用されることになりました。過疎地域になるということは、人口が減っているということです。その要因の一つに、天水地区で実家の隣に家を建てたいと考えても、農地法で簡単に宅地にすることができないと聞きました。家を建てたいと考えても家を建てることができない。住民が増えるわけではないわけです。農地法が過疎化を進めている実態があると思いました。

今回の、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の38条に「国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画の定める用途に供するため農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。」とあります。この法律38条についての見解を伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 山下議員の過疎地の持続的発展の支援に関する特別措置法第38条についてお答えいたします。

農地を営農以外の目的に供するために転用する場合、農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地転用許可が必要であり、今回、山下議員が先ほど述べられました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第38条の中の、農地法などによる当該処分が迅速に行なわれるよう適切な配慮をするものとするという規定の趣旨は、農地転用許可等の要件緩和を行なうものではなく、各種申請等があった場合、迅速にスピード感を持って審議等を行なう旨の趣旨であることと捉えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 分かりました。ちょっと私の捉え方が間違っていたみたいです。速やかに審査をしていただけたということが分かりました。その趣旨に従って、もし住宅に供する農地があったならば、迅速に行なわれるように、市として支援をしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

この法律に第40条というのがあります。第40条「国は、国が行う規制の見直しに

関する提案の募集に応じて過疎地域の市町村から提案があったときは、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。」というのがあります。これを見て、とてもいいなと思ったんですけども、国が規制していることに対してちゃんと意見を言って、より良いものに変えることができるんだというふうに読みました。

今後、いろんなことがあると思いますけれども、市としても天水地域の発展のためにこれは変えたほうが良いというのがあれば、ぜひとも積極的に提案していただければと思っております。以上です。

次の質問にいきます。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) 次の質問です。指定管理者制度について伺います。

玉名市の指定管理者制度の導入に係る事務処理方針から、指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とするもの」であり、制度の導入によって地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進効果が期待されています、とあるのですが、実態はどうでしょうか。

次のことを伺います。委託経費の設定はどのようにされていますか。指定管理者制度で良い点、指定管理者制度で悪い点、以上についてお答えください。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 議員の委託経費の設定について及び指定管理者制度での良い点・悪い点についてお答えいたします。

委託経費に当たります、いわゆる指定管理料の設定については、まず市が管理運営を直営で行なった場合に必要となる管理運営経費を算出いたします。この管理運営経費について具体的に申し上げますと、光熱水費や市職員または会計年度任用職員の平均給与で算定した人件費、リスク分担に基づく修繕費や清掃などの委託料などの必要経費を積算しております。指定管理料の設定に当たっては、この管理運営経費と利用料金収入などとの差額、つまりは管理運営のための利用料金などの収入で不足すると予想される金額を基準価格とし、その基準価格を上限として事業者の提案を受け、その提案価格を指定管理料としているところです。

次に、指定管理者制度で良い点につきましては、民間事業者のノウハウやアイデアを活用することにより、従来の自治体にはないサービスを提供することができるようになり、魅力的な自主事業やイベントの充実を図るとともに、利用者満足度の向上につなが

ることができます。また、公募により指定管理者を選定する場合には、民間事業者からの競争原理に基づき、経費削減につながる可能性もあります。

最後に、指定管理者制度で悪い点につきましては、直営の場合と比較しますと、住民の要望や苦情が市に届きにくい点や、民間事業者の経費削減が優先された場合、サービスの質が低下するなどの懸念があります。これらの課題につきましては、市と指定管理者との関係強化が重要であると認識しておりますので、緊密な情報交換や連携に努めながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 委託経費の設定について、良い点・悪い点、伺いました。

経費のことについて、先ほども伺いに行ったんですけども、この経費、その事業者が利益を上げるならば、その利益はそのまま、その事業者のものになるということではなかったんですね。

はい、ありがとうございます。

良い点として、民間のノウハウ・アイデアと、民間の競争により価格が下がることがということではあるんですけども、なかなかやっぱり地方では難しいということを開きました。また、この制度自体、本当にいいのかなということも考えてしまっています。

次の再質問に行きます。

玉名市の指定管理制度に係る事務処理方針によりますと、「所管課は、公の施設の設置者としての立場から、安全管理の面について十分に留意しながら様々な方法でモニタリングを行ない、指定管理者に対し必要な指示等を行うことにより、施設の適正な管理の確保に努める必要があります。」「そこで、本市では、地方自治法224条の2第7項及び第10項の規定により、当該公の施設の性格等を踏まえ適切にモニタリングを実施することとします。」と書いてあります。

そこで、指定管理者の監督、モニタリング等の現状をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の指定管理者の監督の現状についてお答えいたします。

施設の所管課におきましては、公の施設の設置者としての立場から、指定管理者を監視し連携を図るために、各施設において指定管理者制度の導入にかかる事務処理方針に基づきモニタリングを行なっております。

具体的には、月に1回の月例報告書の提出、年に1回の事業報告書の提出、年に1回以上の利用者満足度調査、年に1回以上の実地調査等、年に1回の実績評価などを行なっております。また、これらのモニタリングの実施により判明した問題などにつきまし

ては、施設所管課において、指定管理者との協議や指導などを随時行なっているところ
です。

次に、先ほど議員からございましたけれども、効率的な管理や運営が行なわれた経費
につきましては、指定管理者の経営努力により経費が削減されたものにつきましては、
指定管理者の利益という形になります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 今、年に1回は実際に見に行かれているというお話を伺ったり、
月に1回、年に1回、それぞれずっと点検はされているということが分かりました。

再度同じことを言いますけれども、「多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効
率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上
を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とする。」というふうに書いてありま
す。これは総務省が大体書いていることなんですけれども。

実際に働いている人にお話を伺って、ある程度の経費は出せるようにしてあるという
ことも言うてはあるんですけども、働いている人の給料を聞くとあまりよくない状況
が続いていて、市役所の職員がここをやっていたときは、もっともらってたのにねとか
かっていう話も聞いたりもしています。

総務省としては、住民サービスの向上を図るということによって、住民サービスの向
上というのは、働いている人も住民なんだよ、だから、そんな低いもんじゃないんだよ
ってということも何か言っているみたいです。でも、それを市がいちいち言うこともでき
ないのかなと思いつつも、何か少しでも応援してやることはできないんだろうかと思
っているところです。

実は、前も議会で話をさせてもらったんですが、潮湯について、どうしてもトイレの
水道の件が気になって、トイレの水道がずっと直っていません。先ほども担当の人に3
週間ぐらい前に言って、直りましたかと言ったら「直ってません」ということでした。
指定管理者としても非常に困っているというところもあるのも事実だと思います。直営
にしたほうがいいのかも思ったりもするんですが、ただ先ほどあったように、利益
分はちゃんと自分たちのものになるというのであるならば、その人たちはもっと頑張
って働いてくれればいいのかと思うんですよね。そうやって、やっぱり民間の能力を活
用しつつとあるんだけど、全然民間の能力が動いてないのかなとも思います。

大都市では、指定管理者にいっぱい入札があるらしいんですけども、やっぱり地方で
はない。その辺のところもすごく、こういう問題に関わってくるのではないかと思いま
す。また、熊本県熊本市で指定管理者の選定に関わっていた人のお話をちょっといただ
いたんですけども、どこも同じような状況らしくて、業者のほうが残念ながらどうせ

自分しかいないんだというところで、サービスの低下というのが現実見られていて、本当に施設に行っても面白くないという状況があるということをおっしゃっています。私もそれも非常に感じております。

初日にY・BOXのところで、松本議員が発言されていましたが、あんな形で少し応援することができて、もっともっとよくなるならば、さらにいいことだと思っております。

本当に、指定管理者制度自体が総務省から、見ていると、総務省としてこれをやれということになっているみたいですね。どうも自治体がしたくないからしないというわけにはいかないような感じになっている。そうすると、やっぱりこの制度は玉名にはすごくやりにくい制度で、もっといい制度があるんじゃないかと。指定管理者制度以外にも、何かできないのかなというふうに考えているところです。

この指定管理者制度自体、本当に管理されている皆さんとても大変だと思います。この間も潮湯に行って、あるカップルがトイレのほうに行ったんですね。そうしたら、トイレに行ったなと思ったら、すぐ戻ってきちゃったんです。もう汚いところは使わないというのがありますよね。もっときれいにしてもらえばいいと、そういうところもやっぱり人が集まるということでは大事なことだなと思いました。

昨日も、松原海水浴場の総合的な新しい方向性を示されましたけれども、一番は働いている人がそういうところに気づいて、より良いものにしていくということを願っています。本当の意味での民間の活力というのは、動かないことにはもうどうしようもならないんだろうというふうに考えました。

指定管理者制度は以上にします。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） では、安心安全快適な市民生活について質問します。

コロナウイルスの第7波で、介護福祉施設がかなり倒産したというのを全国ニュースで聞きました。それで、玉名市ではどういう状況かというのを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の新型コロナウイルス第7波の介護福祉施設への影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の第7波の到来に伴いまして、市内の介護保険事業所におきましても、その対応に追われているところでございます。

事業所では、一時的に医療用ガウン、マスク等の物資不足が生じているところもございますけれども、本市の備蓄品を提供し対応しているところでございます。また、感染が確認された事業所に対しましては、熊本県の高齢者施設等医療支援チームにより、早

急に施設を訪問し、ゾーニング等の感染管理指導等を行ない、感染拡大防止に尽力されているところでございます。

本市の第7波による事業所への影響につきましては、開設事業者の高齢化や制度改正による専門職種の配置が必須化されたことによる、介護保険事業所の廃止や休止は確認しておりますが、新型コロナウイルス感染症が直接の原因で事業所が閉鎖したということはありません。

本市では今後とも市内介護保険事業者と共に、安定的な介護保険サービスが提供できるよう事業を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 本市では、特に大きな問題にはならず、うまい具合にいろんな助けを借りていっているということですね。安心いたしました。

再質問します。特定外来生物のアライグマの対策についてです。「あらいぐまラスカル」というアニメのおかげで、アライグマを飼育する人が出てきました。ところが、アニメのような動物ではないため、飼育する人たちがアライグマを野に放したのが野生化して、現在問題になっています。

農産物の被害はもとより、家に住みつかれて屋根裏は糞で汚染されたり、最近知られるようになった重症熱性血小板減少症候群というダニが媒介する病気に一度は罹患したというアライグマが25%います。この病気はダニが媒介するとばかり考えられていましたが、近年罹患しているペットからうつったという例が複数知られています。この病気の致死率は6から30%と言われていています。

実は、和歌山の例ですけれども、和歌山のアライグマで調べてみたところ、4分の1がその病気にかかったことがある。抗体ができているということです。

熊本でも、アライグマが見つけれられたのがもう20年ぐらい前に、まだあんまり多くはないんですけれども、玉名でも住んでいるのは間違いないです。たまに見つかります。

それについて、玉名市としてどのような対策を取られているかというのを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 山下議員御質問の外来生物アライグマ対策についてお答えいたします。

まず、本市におけるアライグマの捕獲状況ですが、平成26年度に梅林地区において初めてをオス1頭が捕獲され、その後、現在までに主に梅林地区でオス9頭が捕獲されております。

また、農作物等の被害は確認されておきませんが、隣接自治体であります玉東町や熊本市河内町などでアライグマの生息確認数が増加しており、今後、本市におきましても

アライグマによる被害が懸念されます。

次に、アライグマの捕獲体制の状況についてですが、市民からの通報後、現地にて被害状況を確認し、アライグマが生息している可能性がある場合には、生態調査用のセンサーカメラを設置して、個体数等の生息状況を確認し、生息が確認された場合は、玉名市有害鳥獣捕獲隊員に箱わなの設置を依頼しております。その後、アライグマが捕獲された場合には、市職員立会いのもと隊員による止め刺しを行ない、性別や身長・体重を計測した結果を県に報告しております。

次に、今後の本市のアライグマ対策としましては、一つ目にアライグマ防除の専門家を招いた防除講習会の開催を今年度に予定しております。内容としましては、有害鳥獣捕獲隊員に対する具体的なアライグマの捕獲方法の実践指導、アライグマの生息が確認されている地域に設置された箱わなの見回りや餌入れ、連絡係として捕獲補助活動を担っていただくための地域住民を対象とした、アライグマの生態系の学習を計画しております。

議員が申されましたように、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、専門家を招いた防除講習会を受講された住民の方々は、アライグマの捕獲従事者となることが可能になります。しかし、本市では狩猟免許を有している有害鳥獣捕獲隊員のみをアライグマの捕獲従事者としており、この理由としまして、タヌキやアナグマといったアライグマ以外の小型獣を捕獲する錯誤捕獲や捕獲従事者の事故の問題を考慮したことによります。

二つ目に、小型獣用箱わなや生態調査用のセンサーカメラといった捕獲関連機器を適宜追加購入することで、さらなるアライグマ防除体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 対策についてされること、よく分かりました。

まず、玉名市自体では、アライグマがあんまり出てないということではありますけれども、先ほども説明していただきましたけれども、特定外来生物の捕獲従事者研修というのは、今のところは考えておられないというようなことだと理解いたしました。

大体狩猟というのは狩猟免許を持っておかないといけないんですけども、この特定外来生物では、狩猟免許を持たずとも捕獲ができるというようなことだけは、ちょっと御理解いただきたいと思います。

アライグマ自体、今のところはまだ大丈夫、大丈夫というとおかしいんですけども、本当言うと根絶したいということで県も動いてますので、どうかよろしく願いいたします。

では、再質問します。8月にくまもと子ども芸術祭が行なわれました。玉名の子どもたちがいろんな発表をしてくれました。生き生きと活動して、とてもいいなと思った次第です。この子ども芸術祭について、玉名市として今の取組、今後の取組等を教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 山下議員の御質問の子ども芸術祭についてお答えいたします。

議員もおっしゃいましたように、去る8月20日・21日に玉名市民会館ホール全館で開催されました「第10回くまもと子ども芸術祭2022 in たまな」は、市内の小中学生が作成いたしました絵画・書道・俳句等の作品展示や、芸術品等の創作を体験できるブースの設置に加えまして、日ごろの稽古の成果、練習の成果を舞台上で発表する機会を提供する子どもを主体とする芸術祭で、本年度は県内持ち回り事業として、県文化協会と玉名市文化協会の共催で開催されました。展示作品の総数は1,349点ございました。それから、開催2日間で合計798名の皆様に御来場をいただきました。

例年は玉名市民文化祭の一環として、夏休み期間中に、玉名市文化協会と教育委員会の主催で子ども芸術祭を開催しております。しかしながら、近年2年間は感染症拡大のため開催ができておりませんでした。今後も玉名市内で伝承されてきた芸術文化が、次世代を担う子どもたちの成長とともに、ますます充実・発展することを目的として開催を継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 開催継続されるということで、とてもうれしく思います。

本当に、百聞は一見にしかず、いろんなものがあって、心を打つものいっぱい、わー素敵だな、これはやっぱりぜひとも続けてほしいと思っておりました。地域でそれぞれまた頑張っているかと思うんですけど、それをぜひとも発表する場、これはとても大事だと思っています。

最後に、玉名市総合計画に書いてある「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち」ということで、実は私も水遊びの場については質問しようと思っていたところだったんですね。それはなぜかというと、江津湖にたまたま行ったんです。江津湖にはいっぱい親子連れの方々、いっぱい水遊び楽しんでいました、魚獲りも。そこに市民の笑顔がいっぱいあったわけです。市民の笑顔がいっぱいあるな、玉名も水遊び場が欲しいなと。残念ながら尾田の丸池は、地域のことを考えればやっぱりオープンするのは難しいなと思います。

質問は、瀬崎議員と坂本議員がされておりましたけれども、それでちょっと思ったのが、天水は他にも水がいっぱい出ているところがあるじゃないですか。体育館の側でじ

ゃんじゃん。体育館の側とグラウンドのところのあの水路にきれいな水が流れているのを思い出して、あんな所にできればいいな、そうすると市民の笑顔がいっぱいあふれるんじゃないかなって思いました。

蛇ヶ谷公園には、長い滑り台があります。私はあれを滑ってから、何回かお尻の皮をむいちゃったんですけれども、残念ながら、今お尻の皮がむけるほどスピードは出ません。ローラーの幾つかが固まっています。滑らないです。前に修理はと言ったら、修理するという話を下のほうでは聞いたんですけれども、やっぱりちょっと笑顔が曇ってしまいます。

高瀬大橋から伊倉に自転車で行きます。残念ながら、笑顔になれません。自転車通行の邪魔になるほど草が生えているからです。そんな中、地域によっては住民総出できれいにしていてくれるところがあります。

玉名から南関に向かって自転車で行くと、気持ちがいいです。歩道に草が生えていません。すごい笑顔になります。

玉名高校から疋野神社までの、通称玉高通りですけれども、そこにある歩道の草を管理してくれている人がいます。かなり前から歩道がきれいになっているなって思っていたら、昨年、歩道をきれいにしてくれる人にお会いしまして友達になりました。草が生えているのがいかん、やっぱりきれいなまちにしたいという思いで、一生懸命されています。

まちの美化というのは、私たち住民総出で取り組むべきものと考えております。話をしていると、税金払っているんだから行政にしてもらえばいいという人もいますけれども、そうじゃないと思うんですね。一人一人が自分の家の前だけでも道路の草を取ってくれれば、あっという間にきれいになると思います。きれいなところで、人はやっぱり笑顔になります。

市民の笑顔を作り出すのは、私たち住民であることも忘れてはいけないと思っています。玉名市に住んでいる以上は、市民自ら笑顔になるように努力する必要があると考えているんですが、「やさしさと笑顔にあふれたまち 玉名」市民一人一人の思いの最終ででき上がるものと考えます。そのために、きれいにしようという啓発活動なども、市としてもさらにしていただけるとありがたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、山下桂造君の質問は終わりました。

次に、16番 江田計司君。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 皆さんこんにちは。16番、新生クラブの江田です。最終日の最後ですけど、もうしばらくの間、御辛抱お願いします。一番今眠いときでしょうが。

いつもながら最後まで傍聴していただいております。

昨年の6月議会で一般質問をいたしました。高道・大野小学校の学童保育施設の今後の取組についてを質問いたしました。藏原市長は、同学校敷地内に学童保育施設を建設することも視野に入れて検討すると答弁をされました。8月の上旬には学童利用保護者等から、学校施設内に学童保育施設を整備するとの要望が提出されました。9月上旬には、藏原市長、副市長、関係者が建設予定地を視察をされました。10月の中旬に建設確認申請の許可が承認できるとの連絡がありました。11月中旬、当初予算を要求され、令和4年3月議会で当初予算が議決をされました。4月27日に入札。7月の上旬、工事が着工されました。今年の12月1日から供用開始の予定であります。現在は建物も立派にでき上がっております。いろいろ空調とか内装関係をされて、今、外構工事中であります。

私も孫を迎えに時々行っておりますけれども、保護者の人たちや、関係者の人たちも大変喜んで供用を楽しみにしておられます。まさに、藏原市長が求めておられる「笑顔を育む教育プラン」そのものではないでしょうか。恐らく、今まで以上、学童施設の利用者が多くなるのは間違いないと、皆さん大変喜んでおられます。

今でも高道小学校は部屋が狭いものですから、高学年はお断りされているんですね。ですから、今度は広い施設ができますので、恐らく利用者の方が多くなるんじゃないかと思えます。ですから、最終的にはこれが定住化促進につながるんじゃないかと思えます。大いに皆さん、期待をされているところです。

藏原市長の決断と実行、そして、村上副市長と関係各位の皆さん方にも心から感謝を申し上げます。お世話になりました。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

一番目の高道小学校の登下校の安全についてを質問いたします。高道小学校より通路の安全と点検・改善要望は出されておりますが、これでちょっと写真を見ていただくといいのですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番（江田計司君） JA岱明総合支所交差点、JA駐車場、北東前の歩道の待機場所がほとんどなく、登校班の児童は怖い思いをしている。そのためには、高道小学校の運動場の南側に歩道をつくってほしいとのことです。そのためには、JA玉名総合支所駐車場から小学校運動場の南側の崖を削って、歩道をつくってほしいとの要望です。そのためには、JA駐車場から小学校運動場南側と歩道までの横断歩道をつくってほしいとの要望が出ているんですね。

ここが危ないんですね。信号があるでしょう。待機場所が全然ないんですね。ですからこのJAの駐車場、ここから歩道をつくって、この崖を削って、ここに歩道をつく

る。これがどうも要望が出されているみたいですよ。

その後どうなっているか伺いたします。そのほかに4点ほどありますけど、それは質問席から質問させていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員の高道小学校の登下校の安全について、御指摘の件についてお答えいたします。

J A岱明総合支所交差点の歩道の待機場所、横断歩道につきましては、今お話がありましたとおり、道路北側の高道小学校運動場南側のり面を削り、歩道と横断歩道を新設していただきたいという内容の改善要望を、既に土木課に上げているところでございます。

ただ、議員御指摘のJ A岱明総合支所側を利用する内容ではありませんので、この内容につきましては、実行可能かを含め、改めて関係各課と協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

聞き取りのときは、私もちょっと、この農協の植え込みが、この植え込みをちょっとどがなか削がいてくつどがんだらうかと、これが一番、そがん待機所って何百人もおんなはらんですね。ですから、ここの植え込み、分かりますか。この植え込みをちょっと農協さんに相談して、そうすると、そのまま横断歩道を渡っていただけますね。

ただ、私が言っただけあって、これはまだJ Aさんに相談も何もしておりません。だから、この崖を削っても大変ですものね。ここに電柱があるとですよ。ですから、この崖を削って、そして、ここに横断歩道をつくって、こうつくる。これは大変なことから、ただ、私はJ Aの総合支所のこの辺を、この植え込みをちょっと相談して、買うのではないですけど。ここをこうするのはどがんだらうかなと。これは、ただ部長、言うただけであって、それはあとで、要するにこれは農協さんにも相談してというか、金のかからんとは、これが一番金がかからんと思いませんか。

だから、農協さんの土地をかうと思いませんか。この植え込みをどがなかしてもらおうとよかです。ただ、これは一人、私が思っただけですが。

そういう、土木課といろいろ協議をされているけれども、なかなか協議というのは時間のかかっつですよ。計算が関係することだからですね。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番（江田計司君） それから、次の2番目は、ここからずっと下ったところ、この

上から、JAからずっと下ったところ。この道路は大浜橋から下沖洲に通る道だそうです。だから、この2番目の質問は、要するに長保、大相が2路線が通学路になっているわけです。

ですから、この通学路は道幅も狭く、あまり広くなくて交通量も多いために、大変危険と言われております。保護者からもいろいろ、要望はあっておるんですよ。この件に関しては、平成26年の3月議会で質問をいたしておりますが。

だから、先ほどの交差点からこの道にまっすぐ、これを大相と長保が、これを一本で行くと、ずっとまっすぐ先ほどの交差点まで行くわけです。これは、だから、もう10年前に質問はしているけども、まだそのままになっているんですね。ですから、恐らく、今長保・大相は学校が少ないので、あんまり乗る気じゃなかつたと思うわけですね。そうすれば、長保・大相にもひょっとすると定住が増えるかもしれません。

だから、そのためには、先ほどの写真をよかですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(江田計司君) これ、ちょっと写真では分からないですね。要するに、国道に点滅信号を付けて。要するに、ここに横断歩道をつくって、点滅信号をお願いしますという要望なんです。これが2番目ですね。

3つ目は、今度もう一つ写真が出ますよ。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(江田計司君) 中島の交差点。ここは横断歩道はありますけども、とにかく交通量が多いんですね。この道路は通称、岱明高速というんですね。岱明玉名線。だから、ものすごく道がいいから、スピードが出て交通量が多いから、ここは横断歩道だけじゃなくて、要するに押しボタンの信号を設置してほしいというのが、この3つ目ですね。

それから、その次は4番目。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(江田計司君) ここですね。ここは横断歩道がないです。この道が結局、下のほうにかかると高道小学校ですね。ですから、ここもものすごく通りが多くてスピードが出るから、その右のほうから学生がこれを渡って横断歩道ですね。これが4つ目です。最後です。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(江田計司君) 最後は大相・長保から来る道が、そこが国道501号線と接するところが狭かつたですよ。これも北からと南からと撮っていますけども。国道501号線の接するところが、これは北から撮ったところ。南からは。これが4つ目です。

この点をよろしくお願いします。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

今、お聞きしました箇所、幾つかございますけれども、そこも含め通学路の歩道や横断歩道、信号機等の設置につきましては、玉名市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して安全対策工事への取組を行なうとともに、通学路の安心・安全の確保を図っており、議員御指摘の場所につきましても、今後、関係機関と相談、協議しながら要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 簡単な答弁をいただきました。

通学路の設定と信号機の設置などは、学校長の責任の下、保護者や地域住民の意見等を参考にしながら、警察にアドバイスをいただいた上で決定すると言われているそうですね。大体こういう答弁になっとったですけど。

話に聞けば、玉名市通学路交通安全プログラム会合は、確か年に1回、開かれているそうですね。そういうふうにお聞きしています。

しかし、その間に、学校長、区長、民生委員さんたちは、替わられたりするわけですよ。だから、何かその辺の意思疎通がなかなかうまくいってないようなことを聞いております。

私ども、時々話を聞きますけども、交通指導についても各区によっていろいろ違うらしいですね。マニュアルがないみたいですよ。だから、どこにどういう責任があるか、統一されてないような話を聞きました。これは、ある民生委員さんから聞いたから、定かではないと思いますけど。

だから、一番困っているのは児童なんですね。何かがあったときには一番大変なことになります。ですから、いろいろ今後ですね。これは誰が、先ほど聞いたところでは、学校長からですか。ところが、学校長さんはある限り、ちぐはぐな感じですね。恐らくこの辺も、ちょっとぴしゃっとした設定ばして、学校長、民生委員さん、交通指導員にしても、もう一つ何か統一されてないような。これは私が民生委員さんから聞いたことなのであれなんですけども、その辺はよろしく願いしておきます。

大体、毎朝じゃないけど、私も孫の幼稚園バスが来ますから、送って、大概7時半から8時までおるんです。私の家の横の通り、ここはさっきありましたけど、これは要するに安養寺というお寺がありますけど、あれから小学校まで行くまで、小学生の半分ぐらいがこの道を通るそうです。しかし、この道路は一直線で、ものすごく道はいいし、朝の通勤時のときは、皆さん急いでおられるから、結構スピードが出ているんです。歩道はぴしゃっとしたのがあるんですけども、交通事故は起こりかねないことはないですね。

ちょっと私がこの前、あれしとったけど、ゾーン30というのが、ちょっとテレビに出ておりました。話を聞くと、危ない通学路は30キロの規制とかあるみたいですよ。これは、玉名町小学校近辺はそうみたいですよ。いろいろ話をしよったけども、恐らくこの高道小学校の1キロぐらいあるところは、それに該当しないのではないかなというような言い方をされました。しかし、せめて朝の通学路のときだけ、そこ30分か1時間ぐらい、何かそういうことも考えていただいたら、これは検討していただきたいという要望だけでございます。

今、高道小学校の近辺では、一戸建てが結構建ったんです。結構、学童も増えているんですね。先ほどお話ししましたけど、要するにこの施設がうまいこといけば、若い夫婦が結構家を建てられるんじゃないかと思えます。結局、今一番、子育てがいいところには、結構住宅が建っているみたいですね。

ですから、定住化構想、これはやっぱり、一番子育てですよ。その面を十分、今後は安全・安心で暮らせるまち、いろいろ言われてますけども、そういうことを十分検討お願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 2番目の潮湯・磯の里の今後と松原海岸についてお伺いいたします。

この件に関しましては、昨日、吉田議員、坂本議員からもいろいろ話があります。ですから、内容については、昨日も一生懸命、執行部から説明されましたので、時間ももたないなので、私からは少しだけ質問をしていきたいと思えます。

話をお伺いしますと、先ほどの潮湯、この指定管理が来年の3月までと伺っております。それ以降は、どのようになっているか。募集についていろいろお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の潮湯の指定管理者の募集についてお答えいたします。

現在、潮湯は磯の里と合わせて、指定管理者制度による施設管理を行っており、現在の指定管理期間は、平成30年4月から令和5年3月末までの5年間でございます。

次期指定管理者は、今年中に公募を行ないますが、先日の一般質問でも答弁いたしましたとおり、鍋松原海岸全体の一体的な管理・活用を進めてまいりますので、観光物産課と連携しながら、その要件を含めた公募を行なってまいります。

また、磯の里の物産販売機能を潮湯に移す内容で施設の集約を実施する予定でございますけれども、設計費につきましては今年度当初予算に計上しており、次期指定管理者

の選定後に設計に着手し、施設改修工事を令和5年度に予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

この件に関しては、昨日、大野議員、坂本議員からもいろいろ話があります。一体的管理ということですが、潮湯と磯の里を集約化することですが、確かに人件費などで効果があると思いますけども、ただ、これが公募をされるのが、今年の10月からぐらいですかね、一応、予定は。結局、今年も設計費を上げてあったんですね。しかし、公募が決まってから設計をするんです。そういう状況でしょう。だから、募集要項がどのようになっているかですね。

例えば、設計が、指定管理が決まって設計をされる。その指定管理の意見を取り入れられるのか。前の委員会もずっと、今の株式会社三勢さんが決まってからの委員会ときに、募集されたのは何社ですかということが出ました。ただ、募集されたのは株式会社三勢さん一社だけなんです。ほかにはなかったそうなんです。ですから、私も果たして株式会社三勢さん、今度募集されるのかなということで、実際株式会社三勢さんも行政から来てくれということでお話をいろいろ聞きました。しかし、いろいろ話を聞きましたけども、ただ、これは私が個人で感じたことですが、あんまり株式会社三勢さんは乗り気がないような気がいたしました。結局、行政の人にはちょっと席を外してもらって、「三勢さん、行政に対していろいろ言いたいことなかですかと。いろいろ言いたいことがあれば、ここで言えんでしょうから、私に手紙を書いてくれないですか。」ということをお願いしました。しかし、あれから2週間ばかりたちますが、何も音沙汰がありません。恐らく、ひよっとすると、もうさっさんとかもしれないですね。

先ほど、山下議員が潮湯のことをちょっと言われましたね。潮湯に私も行って見ました。確かに施設はもう傷んでいます。お風呂に入って、ちょうどロビーに出たところ、責任者の人が待っておられました。いろいろ話を聞きました。そうしたら、今年の夏は非常に暑かった。暑かったけども、大広間があるんですね、あの大広間のクーラーが壊れたままなんです。カーテンが閉めてあります。そして、ロビーもクーラーの調子があんまりよくないんです。だから、今はお湯に来られる人は、大体1日に20人ぐらいですね。

それと、責任者の方が言われますけども、宿泊施設があるんですよ。その宿泊施設のカーテンも破れたまま、畳も汚い、とてもお客さんをお迎えするような状況じゃないということ言われました。

それと、先ほど山下議員はお風呂のことを言われましたか。

〔「トイレの水道」と呼ぶ者あり〕

○16番（江田計司君） それもそうでしょうけど、便所に貼ってなかったですか、使用禁止って。使用禁止と聞いたら、高齢者の人は和式のトイレなものだから、えらく汚すから、もう使わないようにしていますということをおっしゃいました。

結局、潮湯に関しては、100万円ですかね、それ以上かかったら行政がするようになってとつとですかね。話を聞くと、全部足すと100万円以上になるんですよ。ところが聞いたら、1か所が100万円ということらしいですね。

昨日の大野議員からもありましたけども、一体的な管理になれば、そういうのも全部を含めて100万円というような、そういう条項がなかっでしょうね。だから、極端に言うと、ここも修繕せなん、ここも修繕せなん、こうこうしよって、足していくと100万円になるかもしれんけど、ただ行政から言わせると、そがんとは個人がせなんたい。勝手にそこせなんたいということになるんじゃないかと思います。その辺が、行政と会社とかみ合っていないのではないかとおっしゃっていました。

結局、責任者の人、最初からおられるんです。いろいろ努力・工夫して、最初はものすごく盛り上がったけども、今はこういうような状況、大変悔しがられておられました。結局、言われたのは、行政は維持管理だけだと言っておられましたのが、ちょっと心残りです。責任者の人もパートの人も、私たちは愛着があるんですよと、できれば経済効果を発揮して、まだまだ期待はしておりますということをおっしゃいました。

ちなみに、潮湯、これは平成18年から平成20年までは社会福祉協議会だったそうですね。平成23年から株式会社三勢さんが指定管理をされた。結局、令和3年度まで累積収支額は329万4,000円の黒字なんです。ところが、実質的な累積収支額は1億8,484万円、本当は赤字なんです。ただ、指定管理料が1億9,177万8,000円もらえるから、最終的に329万4,000円の黒字になるということです。だから、指定管理料で持っという感じですね。

磯の里は、平成20年から株式会社三勢さんだそうですね。これは累積収支額は3,397万4,000円の赤字です。実質的累積収支は7,779万5,000円の赤字。これは指定管理料が4,382万1,000円。だから、このようなことですから、恐らく会社の人はいもう極端に言うと、打ち合わさんとじゃなかるかですね。だから、果たして今度の公募に出られるかどうか。その辺が心配しているところです。

それでは、次に磯の里、潮湯が集約されたあとですけれども、この磯の里は解体するのとか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員御質問の磯の里の集約の施設はすぐに解体を行なうのかという質問についてお答えいたします。

基本的には集約後の施設については、解体することとなりますが、磯の里会から短期的な貸出しの要望も市に寄せられていることから、少なくとも集約後は直ちに解体する考えは、現時点においてはありません。

また、集約先となる潮湯の改修費の財源として、公共施設等適正管理推進事業債を活用する場合は、集約後5年以内には処分が必要になります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

昨日の大野議員、坂本議員からもいろいろなイベントの提案があっておりました。だから、潮湯を当てにしないで、いろんな企画、これは大野議員からも言われましたけれども、前は確か磯の里祭りですか、そういうのをやったら、ものすごい大反響だったらしいです。天草から魚か何か持ってきたんですか。それでいろいろ、大俵まつりみたいな催しだったそうです。それだけじゃなくて、要するにいろいろ企画をされて。

恐らく潮湯は、昨日、坂本議員も言われたとおり、全国で11か所のうちの1か所だけですか。だから、ものすごく珍しいわけです。だから、そういういろんなイベントをして、この辺一体の活性化をしたら、ひょっとすると5年経たんで、5年後、解体しないでいいかもしれない。建物はもったいなかですよ。だから、いろいろ、とにかく皆さんで検討していただきたいと思います。

人工ビーチと言われますけど、普通砂浜は砂浜ビーチと言いますね。これは何で人工ビーチというかと、できたときに確か大野議員が言われたんですかね。壱岐から持ってきたんです、砂を。そらよか砂で、それで珍しくて、にぎわったんじゃないかなと思います。ところが、今はもう、やっぱり昨日も言われたように、貝殻とか何とかで大変なんです。ですから、結局、今の砂浜というのは、ビーチはちょっと中途半端みたいな感じですね。ですから、できたらある程度、投資をして、投資をするためにはやっぱりいい企画がないと駄目なんです。

ですから要するに、知恵は行政、お金は民間から投資、これはクラウドファンディングというんですかね。そういうのもいろいろ利用して、とにかく市長が言われているように、熊本県北地域において、唯一無二の素晴らしい観光資源、それを生かすためには、そういうことも皆さんで考えて、とにかくあの辺一帯が活性化することをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第67号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第74号教育委員会委員の任命についてまでの市長提出議案8件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第74号教育委員会委員の任命についての人事案件1件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第74号の人事案件1件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第74号の人事案件1件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第74号の人事案件1件については、28日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第67号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、②総務費、⑨消防費〔1項消防費中6目防災コミュニティセンター費を除く〕・第2表債務負担行為補正 追加・第3表地方債補正）

議第71号 玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議第72号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第73号 玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について

建設経済委員会

議第67号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費、⑪災害復旧費）

文教厚生委員会

議第67号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、④衛生費、⑨消防費
1項消防費中6目防災コミュニティセンター費、⑩教育費・第2表債
務負担行為補正 変更）

議第68号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第69号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第70号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明15日から27日までの13日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明15日から27日までの13日間、休会することに決定いたしました。

28日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時27分 散会

第 5 号

9月28日 (水)

令和4年第5回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和4年9月28日（水曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第67号から議第73号まで）

議第67号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第68号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第69号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第70号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第71号 玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議第72号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第73号 玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第74号）

議第74号 教育委員会委員の任命について

日程第4 議員派遣の件

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第67号から議第73号まで）

議第67号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第68号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第69号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第70号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第71号 玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議第72号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第73号 玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第74号）

議第74号 教育委員会委員の任命について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 市長提出追加議案上程
（議第75号）

議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案の委員会付託
（休憩中委員会）

日程第8 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 文教厚生委員長報告

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決
（議第75号）

議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

日程第10 議員提出議案上程
（議員提出第2号及び議員提出第3号）

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第11 提案理由の説明

日程第12 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議員提出第2号及び議員提出第3号）

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

閉 会 宣 告

出席議員（21名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	11番	北本将幸君
12番	多田隈啓二君	13番	松本憲二君
14番	徳村登志郎君	15番	西川裕文君
16番	江田計司君	17番	近松恵美子さん
18番	前田正治君	19番	作本幸男君
20番	森川和博君	21番	中尾嘉男君
22番	田畑久吉君		

欠席議員（1名）

10番 一瀬重隆君

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小嶋栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	蟹江勇二君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第67号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第73号玉名市過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの市長提出議案7件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 徳村登志郎君。

[総務委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務委員長（徳村登志郎君） おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案4件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第67号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ10億4,364万8,000円を追加し、総額を346億1,694万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものを申し上げます。15款国庫支出金は、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種対策負担金など。16款県支出金は、放課後児童健全育成事業補助金や予備保育士確保促進事業補助金の追加などとなっております。

歳入に関して、委員から、玉名駅屋外トイレ整備事業では、駅西側の駐輪場にトイレを設置するとのことだが、土地所有者は誰か。また、建設敷地面積はどのくらいになるかとの質疑があり、執行部から、土地所有者は、玉名市の管理区域となっており、建設敷地面積、約23平方メートルを予定しているとの答弁でした。

次に委員から、集落サポートプロジェクト事業補助金については、天水地域の乗合タクシー導入準備に係る経費とのことだが、横島、岱明地域と同じ運行方法となるかとの質疑があり、執行部から、天水地域はこれまでルート運行していたが、平成5年4月からは、横島、岱明地域同様にエリア運行に変更するとの答弁でした。

その他委員から、運行するタクシー事業者は、地元タクシー業者を活用してほしいとの要望がありました。

続いて、歳出について申し上げます。主なものは、ウクライナ避難民支援において、受入れに伴う経費及び玉名駅屋外トイレ設置工事などの計上となっております。

歳出に関して、委員から、玉水ニュータウン除草作業に関して、市内の除草事業は土木課が担っていると思うが、なぜ地域振興課で予算計上するのかとの質疑があり、執行部から、玉水ニュータウンは分譲地であり、現在1区画残っている。移住・定住施策の観点から、地域振興課での予算計上となるとの答弁でした。

次に、委員から、玉名駅屋外トイレ設置事業について、トイレの設置場所は、将来的に都市計画道路を敷設する際に取壊しになってしまうようなことはないか。また、現在、使用不能となっているトイレはどこが管理しているかとの質疑があり、執行部から、現在、関係各課を中心に将来的な都市計画に関する検討をするためのプロジェクトチームが発足し、協議が始まったところである。当該トイレについては、令和5年4月から供用開始したいと考えているため、少なくとも将来的に計画される道路にかからないよう調整を図り、設置したいと考えている。また、従来のトイレは、令和3年8月の豪雨以来、雨漏りがあり、使用に耐えない状況となり閉鎖されている。管理者はJR九州であるとの答弁でした。

次に、委員から、防災対策事業について、備蓄倉庫を設置するとのことだが、設置場所と倉庫の大きさはどの程度かとの質疑があり、執行部から、設置場所は、玉名市総合体育館北側駐車場の一部に設置予定である。大きさは約10平方メートルで、倉庫内にはコロナ感染対策用パーティションや簡易テント、毛布などの収納を考えているとの答弁でした。

次に、委員から、ウクライナ避難民支援事業について、玉名国際交流協会への補助金内容と避難民受入れ後の支援策は何を考えているかとの質疑があり、執行部から、補助金の内容は2世帯8人分の日本への渡航費用、居住に係る家財道具類、消耗品等の費用、光熱水費、居宅は市営住宅糠峯団地を想定しているため、その共益費、また一時金として1世帯40万円の支給を想定している。受入れ後の支援については、国際交流協会には、避難民の方々の日常的なケアを担っていただき、市としては、先行自治体での取組を参考にし、就労支援等を担い、生活全般のケアをすることで自立を支援したいと考えているとの答弁でした。

次に、委員から、天水地域の乗合タクシーに関連して、今後、玉南校区での乗合タクシーの運行計画はあるかとの質疑があり、執行部から、天水地域の乗合タクシーエリアを拡大する方向で令和6年4月の運行開始を目指し、今後関係団体及び地域住民と協議をして進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと納税のオンラインによるワンストップ特例申請事業について、ふるさと納税をされた方の住民税手続は自動的に行なわれるのか。また、その特例申請事業は、他市町村でも実施されているのかとの質疑があり、執行部から、オンラインによるワンストップ特例申請をされた方については、寄附先自治体への郵送による申請手続が不要となり、その後は、従来どおり寄附先自治体から寄附者が居住している市町村にデータを送信するため、住民税手続は自動的に行なわれる。また、当該事業は今年9月から始まったサービスであるので、今後、相当数の市町村で進んでいくと考えられるとの答弁がありました。

関連して委員から、導入後、ふるさと納税のオンラインによるワンストップ特例申請はどのくらい増加すると見込んでいるかとの質疑があり、執行部から、昨年度、通常の特例申請の件数が2万7,000件程度あった。オンラインによるワンストップ特例申請を導入した場合、そのうち、約30%、8,200人程度がオンラインでの申請に代わると試算しているとの答弁がありました。

そのほか委員から、外国人居住者の市税納入方法等について確認がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第67号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第71号玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

内容は、天水町の全域となる産業振興促進区域において、振興すべき業種として定める製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の事業を行なうために取得などした設備等について、固定資産税の課税免除を行なうため、その基準等を定めるものであります。

なお、補足として、この条例の適用による固定資産税の減収分については、その75%が普通交付税において補填されます。

この件について、委員から、振興すべき業種は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業の4つに限定されるのかとの質疑があり、執行部から、今期、玉名市過疎地域持続的発展計画の策定が上程されているが、その計画において、振興すべき業種が4つ規定されているため業種は限定される。また、関連法においても、固定資産税の課税免除対象となる業種及び取得価格等も同様に法の定めにより限定されるとの答弁でした。

そのほか委員から、当該条例の課税免除の適用は、申請主義によるものであるので、地域住民に対し広く周知徹底をお願いしたいとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第71号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第72号玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件の1つである任期満了に必要な期間を、現行の雇用条件である、子どもが1歳6か月に達する日までから、子どもの誕生日から8か月を経過する日までに緩和するとともに、育児休業がより柔軟に取得可能となるよう必要な改正を行なうものであります。

この件について、委員から、現在、育児休業取得者は何人か。また、育児休業自体は取得しやすい環境になるかとの質疑があり、執行部から、現在、育児休業を取得している会計年度任用職員は3人であり、今回条例の一部を改正することで、さらに取得しやすい環境になると考えているとの答弁でした。

関連して委員から、育児休業の期間及び、これまでの取得者数は何人かとの質疑があり、執行部から、会計年度任用職員は、2年間、正規職員は3年間取得可能である。なお、その期間給料は支給されないが、共済組合から給付を受けられる。また、直近3年間に育児休業を取得した正規職員数は、令和元年度、女性2人、男性3人。令和2年度、女性11人、男性1人、令和3年度、女性7人、男性1人となっているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第72号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第73号玉名市過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

これは、本年4月1日に過疎地域として公示された天水地域の持続的発展の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、いわゆる過疎法第8条第1項の規定により議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画を定めるもので、計画期間は、令和4年4月1日から令和7年度末までの4年間であります。なお、過疎の指定は、令和12年度までは継続するため、令和8年度以降、5年間の計画も作成していくことになるとの説明がありました。

この件について、委員から、計画には、地域住民の意見は十分反映されているか。また、今後、新たな事案等が発生した場合は、どのように対応するのかとの質疑があり、執行部から、これまでにアンケートや地元説明会を行ない、住民から提案された意見を反映させた計画となっている。また今後、追加しなければならない事案等が発生した場合は、計画変更を議会に提案することになるとの答弁でした。

次に、委員から、今後、様々な事業が実施されていくことになるが、具体的な個別計

画等は作成されるのかとの質疑があり、執行部から、今後、個別計画を作成することはない。あくまでも、当該計画を基に、関係各課において事業が実施されることになるため、事業の進捗管理等は、企画経営課において管理していくことになるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第73号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 建設経済委員長 江田計司君。

[建設経済委員長 江田計司君 登壇]

○建設経済委員長（江田計司君） 皆さん、おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました案件は、議案1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

議第67号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳出の主な内容は、6款農林水産業費で、畜産飼料・農業用被覆資材購入緊急支援事業。7款商工費で、デジタルスタンプラリー事業。8款土木費で、2路線に係る法面復旧工事であります。

まず、委員から、天水郷〇市との指定管理協定書の中身と軽微な修繕に対する関わりはとの質疑があり、執行部から、基本協定書と年度協定書があり、基本協定のリスク分担の中で経年劣化による5万円未満の小規模なものは指定管理者側で修繕等を行なうとなっているとの答弁でした。

次に、委員から、農業機械等整備事業補助金に係る過疎分が補正された経緯はとの質疑があり、執行部から、過疎地域持続的発展計画に基づくものであり、市単独補助として好評を得ているので、今後も有利な財源を活用し、設備投資を推進していきたいとの答弁でした。

また、委員から、これに関連し、天水地区の過疎分として、5%上乗せした根拠はとの質疑があり、執行部から、高額な農業機械等を購入される農家が増えており、市の予算配分の中で、総合的に判断した結果であるとの答弁でした。

次に、委員から、畜産飼料・農業用被覆資材購入緊急支援事業のうち、畜産飼料に係る件数と積算内容はとの質疑があり、執行部から、畜産農家は市内に25経営体あり、確定申告に基づく昨年中の飼料購入額を把握した上で、本年中の飼料購入額が5,000万円までが150万円、1億円までが300万円、1億5,000万円までが450万円、1億5,000万円以上が600万円と4段階に分けて、上限額を設け予算化しているとの答弁でした。

さらに、委員から、これに関連し、園芸・特産事業者緊急支援事業の詳細はとの質疑

があり、執行部から、県の単独事業で、新型コロナの影響を受けた生産者に対し、農薬や肥料の使用量削減につながる遮光資材等の導入支援であるとの答弁でした。

次に、委員から、耕作放棄地解消事業について、もう少し思い切った市独自の対策を実施してほしいとの質疑があり、執行部から、これまでも市独自の対策を講じており、少しでも解消できるように取り組んでいる。また、農地法に基づく農地利用状況調査を通して、遊休農地の解消に努めているとの答弁でした。

次に、委員から、有害獣防護施設の整備及び狩猟免許取得者の状況はとの質疑があり、執行部から、防護柵設置の主なものは電気柵だが、全体としては令和2年度が49件の199万円、令和3年度が45件の172万円、令和4年8月末で38件の139万円の補助金交付で推移している。また、銃猟免許が45名、わな猟免許が94名おられ、そのうち多くの免許取得者が市・有害鳥獣捕獲隊で活動されているとの答弁でした。

次に、委員から、都市計画マスタープランの増額については、どのような業務を行なうのかとの質疑があり、執行部から、令和3年度から今年度にかけて計画見直しを行っている。都市計画審議会より、住民説明会を増やしてほしいとの要望があったため、新たに市民会館での説明会を行なうこととなった。さらに、景観交流会を3回に増やすこと等による業務委託の増であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第67号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他として、菊池川元玉名地区河川防災ステーション、プレミアム付商品券事業、玉名三ツ川産業団地、新玉名駅周辺整備についての質疑もありました。

以上で、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案4件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第67号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

主な内容は、3款民生費、4款衛生費、9款消防費、10款教育費の追加及び岱明防災コミュニティセンター外構工事の限度額の変更に伴う第2表債務負担行為補正であります。

説明後、委員から、3款1項1目社会福祉総務費中、生活のしづらさなどに関する調査事業の対象者は、玉名市に住む障害者手帳の交付を受けている全ての方が対象となるのかとの質疑があり、執行部から、玉名市にある国勢調査区472調査区に住む4,596名の障害者手帳の交付を受けている方のうち、2調査区に住む方を抽出対象とし、

1 調査区につき調査員 1 名の割当てで調査を行なうものであるとの答弁でした。

次に、委員から、3 款 1 項 5 目福祉センター費中、ゆとり一む管理運営事業について、休館の理由となったプール空調設備の接続の手直し工事は、建設当初からの不具合を原因とするものかとの質疑があり、執行部から、プール空調設備の接続箇所については、本来隙間なく接続されていなければならない箇所であり、建設当初からの不具合であったと思われるが、第 5 期の照明・空調等改修工事の際に、設計図上では接続されている仕様となっていたため、この第 5 期の改修工事によって解消されるべき不具合であったとの答弁でした。

関連して、委員から、プール空調設備の接続の手直し工事の費用負担は、市と施工業者のどちらが負担したのかとの質疑があり、執行部から施工業者が負担したとの答弁でした。

次に、委員から、3 款 2 項 2 目児童手当費中、児童手当制度改正実施円滑化事業について、今回の改正で新たに所得上限の限度額を超える受給者の人数はどの質疑があり、執行部から、新たに所得上限の限度額を超えるのは、64 名であるとの答弁でした。

関連して、委員から、恒常的に忙しい部署と言われている子育て支援課において、今回の改正に対して、通常業務と別に対応しないといけないと思うが、現在の子育て支援課の人員での対応は可能かとの質疑があり、執行部から、基本的に所得の判定については、システムで行なうため、対応可能であると考えているとの答弁でした。

次に、委員から、3 款 2 項 4 目保育所費中、待機児童解消事業について、待機児童に対する予備保育士の確保はできているかとの質疑があり、執行部から、当該補助金は、年度途中から入園してくる園児に対応するため、年度当初から新たに予備的に保育士を雇用する保育所等の人件費の一部を助成するものであり、予備保育士を雇用した保育所等からの申請に基づき補助をしているとの答弁でした。

次に、委員から、4 款 1 項 2 目予防費中、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、個別接種を受けることができる医療機関の軒数はピーク時と比べると現在は減っていないかとの質疑があり、執行部から、医療機関数は変わらない。しかし、一部の医療機関では自院のかかりつけ患者のみ接種するところもあり、一般の方からすると減少しているのではと捉える人もいるのではないかと推察しているとの答弁でした。

関連して、委員から、3 回目の接種までは個別の医療機関で接種を受けることができたが、4 回目から同じ医療機関であっても個別での接種を受けることができなかったことがあったので、そういった 4 回目を接種しない医療機関がどのくらいの軒数があるのか教えてほしいとの要望があり、執行部から、軒数を確認の上、報告したいとの回答でした。

次に、委員から、4 款 1 項 2 目予防費中、補償補てん及び賠償金補償費について、新

型コロナウイルスワクチン接種による健康被害救済の対象となる症状はどの質疑があり、執行部から、主な症状としては、吐き気、嘔吐、頭痛、眩暈、発熱、けん怠感、脱力感、痺れ、歩行不能、蕁麻疹、痒み、食事の摂取不良等があるとの答弁でした。

関連して、委員から、健康被害を訴える方の、今現在の回復状況について把握はしているかとの質疑があり、執行部から、健康被害を訴えた方の大半が回復をされており、今現在も治療中の方は1名であるとの答弁でした。

次に、委員から、10款1項2目事務局費中、委託料のうち職員室等Wi-Fi環境整備業務委託について、今回の補正によって、小中学校の屋内施設の固定回線のWi-Fi環境整備は完了するののかとの質疑があり、執行部から、今回の補正により屋内施設の固定回線のWi-Fi環境整備はおおむね完了することになるが、屋内運動場は一部固定回線のWi-Fiの電波が届かない場所があるため、その場合は、持ち帰りタブレット用のモバイルWi-Fiルーターの余剰分に対応する予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、10款1項4目学校給食費中、食材費の高騰を踏まえた、小・中学校における学校給食への対応分の給食費について、対象期間はどの質疑があり、執行部から、令和4年4月から令和5年3月までの1年間分の給食費に対応するものとの答弁でした。

次に、委員から、10款2項2目教育振興費中、低学年わくわく学習支援員配置事業の内容はどの質疑があり、執行部から、小学校時点でのつまずきが解消されないままであることが多いことから、小学校の早い段階から学力の定着を図るため、小学校低学年時点から誰一人取り残さない学びの保障の実現に向けて、1・2年生への学習支援員を配置するものとの答弁でした。

関連して、委員から、今回の補正額405万8,000円のうち、県補助額160万4,000円とあるが、補助額の根拠はどの質疑があり、執行部から、事業に係る人件費の2分の1相当分であるとの答弁でした。

関連して、委員から、今回配置する学習支援員が4名である根拠はどの質疑があり、執行部から、比較的規模の大きな、玉名町小学校、築山小学校、玉陵小学校、横島小学校の4校にそれぞれ1人ずつ配置する予定であるためとの答弁でした。

関連して、委員から、既に配置されている学習支援員のほかに、4名を新たに配置するという事は、学習支援員の人数が常態的に不足しているということかとの質疑があり、執行部から、今回の配置については、低学年の1・2年生限定の学習の補助に係る支援員であるため、既に配置されている支援員とは目的が異なると考えているとの答弁でした。

次に、委員から、10款5項4目文化財保護費中の市指定重要有形文化財、滑石晒神社の石造狛犬の台座の地盤沈下の原因について、関係機関と調査を行なってほしいとの

意見があり、執行部から、調査については、今後関係機関と協議をしていきたいとの回答でした。

次に、委員から、10款6項5目体育施設管理費中、天水グラウンド法面整備工事について、財源として過疎債を充当するののかとの質疑があり、執行部から、過疎債は充当しないが、過疎債と同等の交付税措置があり、災害防止に特化した地方債を充当するとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第67号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第68号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ38万2,000円の追加で、内容は、交付金申請システムの改修に係る経費と国民健康保険税のコンビニ収納テスト用納税通知書の印刷製本に係る経費であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第68号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第69号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ21万7,000円の追加で、内容は、後期高齢者保険料のコンビニ収納テスト用納付書の印刷製本に係る経費であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第69号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第70号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出それぞれ156万1,000円の追加で、内容は、介護保険料のコンビニ収納テスト用納入通知書等の印刷製本に係る経費、介護予防・生活支援サービス事業にかかる会計年度任用職員の人件費であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第70号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

そのほか、コロナ禍における生活困窮者の増加数、小中学校給食への異物混入の防止策、玉名市送迎付フォローアップ体操教室についての詳細、小中学生のタブレット持ち帰りに伴う固定回線のWi-Fiを契約していない家庭への支援、教科書の重量化に伴う小学生の登下校時の身体への負担、玉名いだてんマラソン2023及び第43回横島いちごマラソン大会のゲストランナーの招待状況、玉名市民会館大ホールの空調設備、旧石貫小学校の改修などについても、質疑がなされました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第67号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第68号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第69号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第70号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

以上、予算議案4件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第67号から議第70号までの予算議案4件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第67号から議第70号までの予算議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第71号 玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議第72号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

以上、条例議案2件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第71号及び議第72号の条例議案2件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第71号及び議第72号の条例議案2件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第73号 玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について

以上、議案1件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております議第73号に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第73号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第74号 教育委員会委員の任命についての市長提出議案1件を議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました、人事案件1件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第74号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第74号 教育委員会委員の任命について

採決いたします。

議第74号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第74号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 松野和博君。

〔議会事務局次長 松野和博君 登壇〕

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

派遣目的、第280回熊本県市議会議長会への出席のため

派遣場所 熊本県人吉市

派遣期間 令和4年10月12日から13日までの2日間

派遣議員 西川裕文副議長

これは、地方自治の確立と都市の興隆発展を目的に、熊本県下14市の議長をもって組織されます、熊本県市議会議長会について、毎年秋に開催されます総会には慣例によりまして、正副議長が共に出席されることになっております。よって、副議長の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

ここで、日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第5 市長提出追加議案上程

議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案の委員会付託

日程第8 委員長報告

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

日程第10 議員提出議案上程

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第11 提案理由の説明

日程第12 議員提出議案審議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第5 市長提出追加議案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第6 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 本日、追加提案いたしました議第75号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によるものと、エネルギーや食料品等の物価高騰対策として国が決定した住民税非課税世帯への給付金支給事業について、早急に対応するため補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

予算説明資料を御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億1,916万円を追加し、総額を351億3,610万2,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金5億878万8,000円の追加は、物価高騰対策臨時特別給付金事業補助金で、エネルギーや食料品等への物価高騰対策として、特に影響を受けている住民税非課税世帯などに対し、臨時特別給付金を支給するもので、事業費の全額が国から交付されるものでございます。

20款繰越金は、今回補正の財源調整でございます。

22款市債は、市民会館会議棟屋根改修工事に係る社会教育施設整備事業770万円でございます。

次に、歳出でございますが、3款、民生費で、物価高騰対策臨時特別給付金支給事業は、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円の臨時特別給付金を支給するもので、住民税非課税8,700世帯及び感染症などの影響により家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる1,300世帯、合計1万世帯分の給付金5億円及び事務費でございます。

10款教育費でございますが、本年度予定している市民会館会議棟屋根改修工事につきまして、工事内容の見直し等により工事費の増額を補正するものです。

第2表地方債補正につきましては、市民会館会議棟屋根改修工事である社会教育施設整備事業の限度額を変更するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第7 議案の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第2表地方債補正 変更）

文教厚生委員会

議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、⑩教育費）

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、直ちに、審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後 3時39分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第8、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 徳村登志郎君。

[総務委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務委員長（徳村登志郎君） 今期、総務委員会に追加付託されました案件は、議案1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

議第75号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ5億1,916万円を追加し、総額を351億3,610万2,000円とするものであります。

歳入の内容について申し上げます。15款国庫支出金の追加は、物価高騰対策臨時特別給付金事業補助金で、エネルギー価格高騰や円安を背景とした物価高の長期化に対応するため、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付する事業費と事務費に係る補助金であります。

その他、22款市債は、市民会館会議棟屋根改修工事に係る社会教育施設整備事業などとなっております。

この件について委員から、物価高騰対策臨時特例交付金支給事業について、家計急変世帯を1,300世帯と見込んだ算定基礎は何かとの質疑があり、執行部から、前回、同様の給付を行なった際に、社会福祉協議会の特例貸付けを利用された件数が1,300件程度あったため、それを反映させているとの答弁でした。

次に委員から、特例貸付けなど借入れも利用せず、最近になって家計が苦しくなった場合でも申請は可能かとの質疑があり、執行部から、当然、申請は可能である。ただ、担当課としては、最近になって家計が急変した世帯の把握はできていないため、まずは申請をしていただくことになる。そのため、広く周知に努めてまいりたいとの答弁でした。

次に委員から、家計急変世帯1,300件の見込みに対して、それを超える申請があった場合の対応はとの質疑があり、執行部から、住民税非課税世帯の対象件数8,700世帯について、若干ではあるが余裕をもって抽出しているので、その分を家計急変世帯に充てることで対応したいとの答弁でした。

次に委員から、判定する際に、対象になるかならないか、微妙な世帯もあろうかと考える。それらへの対応はとの質疑があり、執行部から、家計急変世帯の対象期間は、今年1月から12月までの期間において、家計が急変した世帯である。また、計算方法については、まず、任意の1か月間の所得を12倍し年間の所得とし、それを基に、世帯員数の基準に照らし合わせて該当の有無を判定することになるとの答弁でした。

関連して委員から、申請期限は、今年12月末までとのことだが、救わなければなら

ない方が漏れないように、周知広報活動を広く展開していただきたい。また、当該給付を受けた方は、国民健康保険税の減免措置を受けられる場合もあるため、関係各課とも密に連携してほしいとの要望がありました。

次に委員から、市民会館会議室棟の屋根改修工事について、今回追加提案する理由は何かとの質疑があり、執行部から市民会館会議棟屋根の改修設計業務が完了したため、全体の工事見積りを再度取り直したところ、既に提出された見積りに、新たに追加・変更する項目が出てきた。それに併せた新たな資材の調達に加え、全体的に材料価格が高騰していることから、今期、予算の増額を提案するものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第75号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に追加付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 文教厚生委員会に追加付託されました、議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第75号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

3款民生費、物価高騰対策臨時特別給付金支給事業は、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給する臨時特別給付金及び事務費の追加であります。

10款教育費については、本年度予定している市民会館会議棟屋根改修工事につきまして、工事内容の見直し等により工事費の増額分を追加するものです。

説明後、委員から、3款1項14目住民税非課税世帯等臨時特別給付費中、物価高騰対策臨時特別給付金について、前回までの給付は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うものであったが、物価高騰対策である今回の給付では、対象となる方が増えるのではとの質疑があり、執行部から、前回の支給対象となっていた、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計急変世帯という文言が、今回から予期せぬ家計急変世帯と変更になっており、例えば予期せぬケガによる休業や、家族構成の変化なども含まれることになるため、対象が広がると考えているとの答弁でした。

関連して、委員から、様々な不正受給が想定されると思うが、対策はとの質疑があり、執行部から、想定される不正受給の様態については、質問書にまとめて国・県と随時情報共有を図り、対策していきたいとの答弁でした。

関連して、委員から、予算の中に、時間外手当が計上されており、今回の支給事務は、通常業務と別に発生する事務であると思うが、前回の支給はどのような体制で行ない、

今回はどのような体制で行なっていくのかとの質疑があり、執行部から、前回までは、支給事務に専従する職員2名のほかに、くらしサポート課内で4名ずつのシフトを組んで対応しており、今回については、簡単な質疑応答など、前回までの支給のノウハウが積みあがっているため、参考にしながら事務の効率化に努めたいとの答弁でした。

関連して、委員から、予算の中に委託費132万円とあるが、委託費用は今回のような支給のたびに発生するのかとの質疑があり、執行部から、委託費用の中には、今回の支給対象者の抽出から帳票の発行までの全てが含まれており、前回の支給とは別の取扱いとなるため、支給のたびに発生することになるとの答弁でした。

関連して、委員から、今回の支給の周知のために広報たまなを使用されるとのことだが、紙面掲載なのかチラシ折り込みかとの質疑があり、執行部から、支給事務と周知のタイミングの都合により、広報たまなの原稿の締切りに間に合わないため、まず折り込みチラシにより周知し、未申請の方への周知等を頃合いを図りながら紙面掲載で対応したいとの答弁でした。

関連して、委員から、今回の支給について、申請の受付が始まるのはいつからで、支給はいつからいつまで行なわれるのかとの質疑があり、執行部から、申請書の受付については、10月末の発送から随時を予定しており、支給の開始は、11月9日から毎週1回、年度内のなるべく早いうちの支給ができるように努めたいとの答弁でした。

関連して、委員から、支給対象を抽出する際に、年間の給料が一定の月給制の仕事の方と、月ごとの収入が一定ではない農業などの自営業の方との間で、不公平が生じないようにしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、10款5項8目文化振興費中、市民会館会議棟屋根改修工事について、当初予算を計上する際に想定できなかったのかとの質疑があり、執行部から、当初予算時点では、本市としての適正価格を算出していたが、新たな資材の調達が必要になったことや、全体的に材料価格が高騰したことで、当初の想定を大きく超えてしまったため、追加の費用が必要になったとの答弁でした。

関連して、委員から、さらに工事額が増加することは想定されるかとの質疑があり、執行部から、災害など不測の事態が発生しない限りは、今回の補正内容で対応可能であると考えているとの答弁でした。

関連して、委員から、工期及び使用不可期間はどのくらいかとの質疑があり、執行部から、工期は5か月程度を想定しており、使用不可期間はなるべく可能な限り最小限になるよう努めたいとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第75号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第9、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第75号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第75号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第75号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議員提出議案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第10、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

以上、議員提出議案2件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第 1 1 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第 1 1、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議員提出第 2 号及び議員提出第 3 号について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員長 多田隈啓二君。

[議会運営委員長 多田隈啓二君 登壇]

○議会運営委員長（多田隈啓二君） それでは、本日提案いたしました議員提出第 2 号及び第 3 号につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議員提出第 2 号玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、これは、常任委員会におけるこれまでの審査方法を改め、全議員による予算決算委員会を設置し、及び重大な感染症のまん延防止等の観点から、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる委員会の開催方法の特例とするため、条例の整備を図るものであります。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第 2 条の改正規定は、この条例の公布の日以後初めて招集される議会の定例会の招集の日から施行するものとします。

次に、議員提出第 3 号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてありますが、これは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法により、委員会に出席する委員に関する規定を定めるため、規則の整備を図るものであります。

なお、附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議員提出議案 2 件の説明理由を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で提案理由の説明が終わりました。

念のために申し上げます。議員提出第 2 号及び議員提出第 3 号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定に基づき、委員会に付託しないことになっております。

よって、議員提出第 2 号及び議員提出第 3 号については、議事の都合により、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第 1 2 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第 1 2、「議員提出議案審議」を行ないます。

改めて、議員提出第 2 号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議員提出第 3 号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

以上、議員出議案 2 件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第 2 号及び議員提出第 3 号の審議

に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議員提出第2号及び議員提出第3号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員提出第2号及び議員提出第3号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議員提出第2号及び議員提出第3号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。採決は1件ずつ行ないます。

議員提出第2号玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

議員提出第2号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議員提出第3号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。

議員提出第3号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第3号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今議会提案の議案に対しまして、慎重に御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

去る18日から19日にかけて、本市に最接近した台風14号でありますけれども、

特別警報発令の可能性もある大型で猛烈な台風であったため、市では災害対策本部を設置し、全庁体制の下、15か所の避難所を開設し、昼夜厳戒体制で災害対応に当たったところでございます。特に暴風域に入ってから、激しい風雨に見舞われましたが、幸いにも大きな被害には至りませんでした。この台風の時期はもうしばらく続くことが予想されますので、警戒心を緩めることなく対処してまいりたいと考えております。

さて、新型コロナにつきましては、今夏にかけて全国的に増加した第7波もここにきてようやく減少傾向に転じています。本市におきましても全国同様に減少傾向にあり、9月13日の103人以降、新規感染者数は100人超えには至らず、現在は安定した減少過程にあります。

また、今週末よりオミクロン株に対応した2価ワクチンの接種開始を予定しております。このオミクロン株対応ワクチンは、名称のとおりオミクロン株に対して、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、感染予防効果、また、発症予防効果も期待されております。

また、2価ワクチンであるため、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられており、今後の変異株に対して有効である可能性が高いことも期待されておりますので、これまで同様に、玉名郡市医師会、くまもと県北病院、玉名郡市薬剤師会等と連携をしながら、より多くの希望される方々に対し、速やかにかつ円滑なワクチン接種ができるよう努めてまいり所存でございます。

また、今後は人流の増加、そして、感染やワクチン接種により得られた免疫の減衰により、感染増加が予想され、例年の状況からみましても、特に年末年始に向けて注意が必要であると考えておりますので、引き続き感染防止対策の徹底を図ってまいります。

最近ではすっかり朝晩も涼しくなり、季節の移り変わりを感じられるようになりましたが、議員各位におかれましては、どうか御自愛をいただき、引き続き、市政に対しまして御支援と御指導をいただきますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） これにて本会議を閉じ、令和4年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 近 松 恵美子

玉名市議会議員 松 本 憲 二

玉名市議会議員 徳 村 登志郎

玉名市議会会議録
令和4年第5回定例会

発行人 玉名市議会議長 近松恵美子

編集人 玉名市議会事務局長 糸永安利

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155